

令和3年 第2回定例会

青木村議会会議録

令和3年6月9日 開会

令和3年6月15日 閉会

青木村議会

令和3年第2回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月9日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○議事録署名議員の指名	3
○会期決定	3
○村長挨拶	4
○報告第1号の上程、説明	9
○報告第2号の上程、説明	33
○報告第3号の上程、説明	36
○議案第1号の上程、説明	37
○議案第2号の上程、説明	38
○令和2年度青木村社会福祉協議会会計補正予算と令和3年度青木村社会福祉協議 会会計補正予算の報告	43
○散会の宣告	46

第 2 号 (6月11日)

○議事日程	49
○出席議員	49
○欠席議員	49
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	49
○事務局職員出席者	50
○開議の宣告	51
○議事日程の報告	51
○一般質問	51

沓掛計三君	5 1
宮下壽章君	5 9
居鶴貞美君	6 6
松澤正登君	7 7
坂井弘君	8 8
平林幸一君	1 1 2
塩澤敏樹君	1 2 4
松本淳英君	1 3 1
宮入隆通君	1 3 9
○散会の宣告	1 4 9

第 3 号 (6月15日)

○議事日程	1 5 1
○出席議員	1 5 1
○欠席議員	1 5 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 5 1
○事務局職員出席者	1 5 2
○開議の宣告	1 5 3
○議事日程の報告	1 5 3
○報告第1号の質疑、討論、採決	1 5 3
○報告第2号の質疑、討論、採決	1 5 8
○報告第3号の質疑、討論、採決	1 6 1
○議案第1号の質疑、討論、採決	1 6 2
○議案第2号の質疑、討論、採決	1 6 8
○閉会の宣告	1 7 8
○署名議員	1 7 9

令和 3 年 6 月 9 日（水曜日）

（第 1 号）

令和3年第2回青木村議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和3年6月9日(水曜日)午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
日程第 2 会期決定
日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 4 報告第 2号 令和2年度青木村土地開発公社事業報告について
日程第 5 報告第 3号 令和2年度繰越明許費繰越計算書の報告について(青木村一般会計)
日程第 6 議案第 1号 青木村工場立地法地域準則条例について
日程第 7 議案第 2号 令和3年度青木村一般会計補正予算について
日程第 8 一般質問

出席議員(10名)

- | | | | |
|----|----------|-----|---------|
| 1番 | 松本 淳英 君 | 2番 | 塩澤 敏樹 君 |
| 3番 | 平林 幸一 君 | 4番 | 宮入 隆通 君 |
| 5番 | 坂井 弘 君 | 6番 | 松澤 正登 君 |
| 7番 | 金井 とも子 君 | 8番 | 宮下 壽章 君 |
| 9番 | 杓掛 計三 君 | 10番 | 居鶴 貞美 君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------|----------|--|---------|
| 村 長 | 北村 政夫 君 | 教 育 長 | 杓掛 英明 君 |
| 総務企画課長 | 片田 幸男 君 | 参 事 兼
商工観光移住
課 長 | 花見 陽一 君 |
| 住民福祉課長 | 小根沢 義行 君 | 会計管理者兼
税務会計課長
兼 防 災 危 機
管 理 監 | 多田 治由 君 |

建設農林課 稲垣和美君 保育園長 成沢亮子君
総務企画課 小林宏記君
総務係 兼課長

事務局職員出席者

事務局長 片田幸男 事務局員 小林宏記

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（金井とも子君） 定刻になりましたので、ただいまから令和3年第2回青木村議会定例会を開会します。

今定例会開催に当たり、お願い申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、換気のためドアの常時開放、マスク着用、皆さんの座席の間隔を空け、職員も最少人数の出席として行います。

11日の一般質問につきまして、特に時間短縮、傍聴制限はいたしません。感染防止に当たり、質疑・答弁ともに要点を得た明瞭簡潔な内容となるよう御協力をお願いいたします。

また、今議会はクールビズ期間中の開催となりますので、上着、ネクタイとも着用はしていただくなくて結構です。

それでは、日程に移ります。

◎議事録署名議員の指名

○議長（金井とも子君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により2番、塩澤敏樹議員、6番、松澤正登議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（金井とも子君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会は、先頃の議会運営委員会での決定のとおり、本日6月9日から16日までの8日間といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認め、会期は本日から6月16日までの8日間と決定いた

しました。

続いて、日程について申し上げます。

事務局より資料配付願います。

本日は日程第3以降、議案説明のみとし、10日は議案審査のため休会、11日は一般質問、12日、13日は休日、14日は議案審査のため休会、15日は議案・審議・採決、16日は議案・審議・採決の日程で行います。

◎村長挨拶

○議長（金井とも子君）　ここで、村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　皆さん、おはようございます。

本日、令和3年第2回青木村議会6月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆さんに御出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より村政の運営に御理解と御支援をいただき、感謝申し上げます。

任期改まりまして初議会となりますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

6月1日に発行の「青木村議会だより」号外を拝読させていただきました。当選してここにいらっしゃる皆さんの立候補に際しての村政に対する高い志と固い決意が伝わってまいりました。ただいま議長及びさきの議会運営委員会から、今議会は新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の一環として、簡潔な説明、そして答弁をとのお話がありましたので、そのように対応させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

累計で日本の新型コロナウイルス感染症の患者数は76万人、また、世界の感染者数は1億7,300万人と、目を覆うばかりの状況でございます。未知のウイルスとの闘いの中、最前線で御尽力いただいております医療従事者の方々には深い敬意を表したいと思います。

我が国では、5月28日、東京、大阪など、9都道府県に発令している緊急事態宣言を6月20日まで延長し、感染状況の改善を図っております。県内では感染力が強いとされるインド型変異株の感染患者が5月28日に初めて確認され、今後より一層の防止策を講じていく必要があると思っております。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の切り札でありますワクチン接種につきまして、当

村では、集団接種を希望された65歳以上の方々1,407人への第2回の接種が5月23日に終了いたしました。個別接種を希望される皆さんには、青木村診療所で行っております。ワクチン接種がこのように早期に実現し、高齢者の皆さんに安堵していただくことができましたのも、医師会、鹿教湯病院、診療所など、関係する皆さんの協力のおかげと深く感謝を申し上げます。

次のステージといたしまして、基礎疾患のある方の接種希望についてたぐいまアンケートを実施中で、7月中旬から下旬にかけて第1回の集団接種を実施する予定で、医療機関と日程を調整中でございます。

国内ではまだコロナ禍の収束は見え、現状はしばらく続くと思います。ワクチン未接種の皆さんに一日も早い接種ができますよう、関係機関と調整するとともに、生活困窮者や事業者への救済対策を行うなど、村民の皆さんの命と暮らし、そして、経済を守ってまいります。

村がすべき新型コロナウイルス感染症対策は多岐にわたります。国の地方創生臨時交付金を活用し、令和2年度中に23の事業を実施いたしました。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている村民の皆様に、いち早く平等に、そして、きめ細やかな対策を行ってまいりました。予算額2億8,587万7,000円に対しまして、年度末の支出額2億8,278万8,000円と、執行率98.9%、短期間に有効な事業を実施することができました。

各事業の支出額と主な成果につきましては、以下を御参照ください。

次に、4ページを御覧いただきたいと思っております。

次に、令和3年度の地方創生臨時交付金につきましては、昨年度に引き続きまして、必要とされる方々に早急にかつ継続的に取組を行うために、令和3年度補正予算を編成いたしまして、4月1日より順次実施しております。

各事業の概要につきましては、以下を御参照ください。

次に、6ページを御覧いただきたいと思っております。

引き続きワクチン接種を推進するとともに、身体距離の確保、マスクの着用、手洗いの励行といった新しい生活様式の実践に長期的に取り組む、感染防止に努め、村民の皆さんとともにこの難局を乗り切りたいと思っております。

次に、本年度策定いたします第6次青木村長期振興計画についてでございますが、この長期振興計画は、村づくりの基本的な方向性をまとめた、村の最上位計画となります。第6次につきましては、令和4年度から令和13年度の10年間にかかる計画となります。次の10年

間につきましては、コロナの状況を踏まえる中で、国道143号青木峠バイパス事業の推進、竹内製作所の進出など、青木村にとって大きな転機となる10年間になることが予想され、次の10年だけでなく、20年後など、先々を見据えた計画の策定が必要となります。そのため、できるだけ多くの村民の皆さんの声を計画策定に反映してまいりたいと考えております。

今後、7月に村民向けのアンケート、10月、11月にかけて全地区での住民懇談会を実施し、審議会での検討、パブリックコメント等の後、来年の3月議会で議決をお願いする予定でございます。全ての村民が未来の村づくりに向けまして、希望を持ち、夢を感じる計画になるよう、作業を進めてまいります。

国道143号青木峠バイパス事業の進捗状況につきましては、坑口4か所のボーリングによる地質調査を終え、昨年度から事業予算額1億8,000万円で実施設計作業に着手しているとのことでございます。

地元といたしましても、今後、用地買収や残土処分場所の選定など、県に協力してまいります。また、トンネル開通後を見越して、殿戸・村松・青木区の歩道未設置部分やバス停の早期事業実施を要望してまいります。

青木側で地滑りが発生し、昨年来通行止めとなっておりました主要地方道丸子信州新線につきまして、県の建設事務所によります工事が概成いたしまして、3月28日に通行止めが解除となりました。地滑り対策工事等は引き続き行われます。

竹内製作所を誘致する当郷地区、岡石地区の工業地整備事業につきましては、昨年11月に着手いたしまして、当初の計画を上回る進捗率で順調に進んでおります。11月末の工事完成を予定し、用地を竹内製作所様に譲渡することとしております。

村営バスにつきまして、昨年10月1日から、平日昼間の時間帯をフルデマンド方式に変更して運行しております。その結果、利用者減が続いておりました年間利用者数において、令和2年度は前年度比2.2%の増加となりました。

先日、浅間山噴火に関する自治体で構成する協議会から、噴火時の避難者数が公表されました。日頃から御交誼をいただいております小諸市長に非常時の避難者受入れの用意がある旨、申し出たところ、ぜひお願いしたいとのことで、包括協定を6月17日に締結することといたしております。

青木村の夏の風物詩であり、多くの村民の皆さんが参加して行われております夏まつりにつきましては、時節柄8月7日午後7時30分から花火大会のみの開催といたします。悪疫退散、夜空を彩る花火を見上げ、笑顔になっていただきたい、そんな思いを込めて打ち上げま

す。

気になる景気についてでございますが、5月26日付の「内閣府月例経済報告」では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。」としております。

さて、3月定例会閉会后、本日までの主な事業について御報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で予定されていたほとんどの行事は、規模を縮小しての開催や中止、延期となりました。

4月2日、保育園入園式、4月6日には青木小学校、青木中学校入学式が挙行されました。出席者はマスクを着用し、座席も間隔を空け、式の内容も大幅に縮小しての開催となりましたが、アットホームな雰囲気の中で緊張感もあるよい式となりました。

4月18日、五島慶太未来創造館が無事、開館1周年を迎えました。

次代を担う子供たちが大きく羽ばたいていくきっかけの場所となりますよう、今後もしっかりと検証活動に取り組んでまいります。

5月21日、大法寺三重塔隣接地に建立された昭和の義民、山本虎雄氏の顕彰碑除幕式が行われました。これは、山本虎雄氏の業績をたたえ、後々に伝えようと、青木村の有志の皆さんなどが中心となり建立されたものでございます。

氏は、昭和の農民運動や反戦平和のリーダーとして、上小地区を中心に活躍されました。また、長く村の議会議員や収入役として村政にも携わり、村の発展に御尽力をいただきました。

5月31日、出納閉鎖をし、前年度会計の締めをいたしました。

コロナ禍の中で多くの事業に影響がありまして、コロナ関連の支出が多く、税収も減少するなど、大変厳しい決算となりました。

今後もコロナ禍が国・県・村の財政に及ぼす影響は長期にわたりまして、さらに厳しい状況になると思われまします。このことを念頭に置きまして、全職員一丸となりまして健全財政に取り組んでまいります。

6月7日、村民ゴルフ大会が2年ぶりに行われました。

コロナ禍の中ですので、表彰式等は行うことができませんでしたが、晴天の中、75人の皆さんが参加し、盛大に開催されました。

さて、本会議の議案についてであります。報告事項3件、議案2件であります。報告事項のうち第1号は、さきの議会終了後、緊急を要する案件につきまして、例年どおり専決処

分をさせていただいたものでございます。

令和2年度3月専決補正予算の概要についてでございますが、一般会計、第7号専決補正予算は、歳入歳出それぞれ7,937万1,000円を追加いたしまして、総額を37億6,311万3,000円といたしました。

厳しい財政運営の中、財政調整基金を取り崩したものの、この3月の専決処分によりまして取り崩した同額を積み立てることができ、健全財政の維持を図ることができました。

しかしながら、次年度以降、終息を見ない新型コロナウイルス感染症の影響から、税収の減少等が見込まれ、引き続き大変厳しい財政運営をしていくことになります。

主な事業は次のとおりでございます。

まず、歳入についてであります。普通交付税2億6,630万円の増、特別交付税4,800万円の増、財政調整基金1億6,490万円の減、土地開発基金1,220万円の減、公共施設整備基金4,680万円の減でございました。

次に、歳出について申し上げます。

財政調整基金積立金1億5,000万円の増、路線バス維持費につきましては683万円の増、コロナ感染症対策の工事につきましては550万円の増、後期高齢者医療広域連合負担金につきましては710万円の減、介護保険特別会計への繰出金715万円の減、胃検診等各種検診事業につきましては566万5,000円の減、医療材料費費用730万8,000円の減、森林造成事業費581万7,000円の減。

以上です。

次に、令和3年度6月補正予算の概要について申し上げます。

一般会計第2号補正予算は、歳入歳出それぞれ3,874万1,000円を追加いたしまして、総額を28億8,988万2,000円とするものでございます。

主な事業について申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、保育料のうち、給食費180万円の増減は、個人負担から公費負担とするものでございます。

3段目でございますが、子育て世帯の生活支援特別給付金355万円の増。

子育て世帯生活医支援特別給付金事務費補助金100万円の増。

子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金80万円の増。

元気づくり支援金の採択によりまして329万3,000円の増。

前年度繰越金2,709万8,000円の増。

コミュニティ助成金250万円の増。

市町村振興協会の助成金100万円の増でございます。

次に、歳出についてでございますが、コミュニティ助成事業、当郷、村松、入田沢、下奈良本、殿戸、青木、260万円の増。

人口ビジョンの改定作業業務に104万5,000円の増。

経済的困窮者生理用品無償配布といたしまして8万円の増。

低所得者への給付金355万円の増。

夫神登山ステーション貯水タンクに110万円の増。

定住促進応援補助金500万円の増。

中之組沢砂防事業、そして村道拡幅分、そして当郷国道北3号、6号の用地測量費の設計費1,133万円の増。

中学校電話交換機更新工事に341万円の増。

元気づくり支援金に167万7,000円の増。

以上、補正予算の内容でございます。

詳細につきましては教育長及び担当課長から説明をいたしますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長（金井とも子君） 村長の挨拶が終了しました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

なお、専決処分につきましては10項目あります。それぞれ担当別に説明することになりますので、御了承願います。

初めに、青木村税条例の一部を改正する条例について、多田税務会計課長、説明願います。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、青木村税条例の一部を改正する条例についてお願いいたします。

青木村税条例の一部を改正する条例

令和3年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

本条例の説明でございますが、長文でございますが、また、難解であることから、本文の朗読は省略し、添付しました概要書により御説明申し上げますので、御了承ください。

まず、初めにですが、条例の部分の7ページを御覧ください。

第1条につきましては、各号に掲げる規定の施行日について記してございますが、(3)第3号にあります産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律につきましては、現在改正中の第204回の国会で、さきの衆議院につきましては可決となり通過してございますが、現在参議院で審議中でございますので、法律の番号が空欄となっております。可決後、番号が入ることになりますので、御了承ください。

それでは、11ページをお願いいたします。

この条例は、令和3年度の税制改正を受けての改正でございますが、税制改正においては、ポストコロナに向けて、経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置の創設、また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設しています。

税条例の主な改正点について申し上げます。

固定資産税関係につきましては、土地に係る固定資産税の負担軽減措置としまして、住宅等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、措置年度において価格の下落修正を行う措置並びに現行の負担調整措置の仕組みを継続いたします。

また、新型コロナウイルス感染症により、社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮することから、令和3年度に限り、負担調整措置、評価替えになりますけれども、これにより、税額が増額する土地については前年度の税額に据え置くこととしています。

車体課税、軽自動車税につきましては、環境性能割の税率区分の見直しとしまして、軽減されました税率が適用される対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度の燃費基準の下で税率の適用区分を見直しをいたします。

2つ目としまして、環境性能割の臨時的軽減の延長としまして、自家用車を購入した場合の環境性能割の率を1%軽減する措置でございますが、その適用期限を延長し、令和3年12月31日までに取得したものまでを対象とすることとします。

13ページになりますが、軽自動車税におけますグリーン化特例の見直しとしまして、営業用の乗用車については、基準の切り替えを行った上で2年間延長となります。

軽貨物車両につきましては、電気自動車等に限定しまして、2年間の延長ということにな

ります。

個人住民税の関係になりますけれども、住宅の借入金等特別税額控除、住宅ローン控除になりますけれども、その見直しとしまして、所得税において控除期間13年の特例を延長し、一定の期間に契約した場合、令和4年末までの入居者を対象とすることに伴い、所得税から控除し切れない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内において、個人住民税から控除することとします。また、延長分につきましては、合計所得金額が1,000万円以下の方については、面積要件の緩和をすることとなっています。

2つ目としまして、退職所得課税の適正化としまして、令和4年4月1日以降の支払い分から、勤続5年以下の法人役員等以外の退職金、こちらにつきましては、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しないこととします。

以上、青木村税条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

○議長（金井とも子君） 2項目め、青木村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、多田税務会計課長、説明願います。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 引き続き、青木村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてお願いいたします。

青木村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

令和3年3月31日 地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

裏面をお願いします。

青木村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

青木村固定資産評価審査委員会条例（昭和39年青木村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。」を「記載しなければならない。」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例につきましては、納税者が提出します審査申出書、それから、口述書について押印義務の見直しを行い、それに伴う条例の項ずれを改正するものでございます。

以上、青木村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

よろしく御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 3項目め、青木村介護保険条例の一部を改正する条例について、小根沢住民福祉課長、説明願います。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、御説明申し上げます。

青木村介護保険条例の一部を改正する条例

令和3年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

改正文の読み上げは省略いたしまして、最後のページになりますけれども、概要書をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免に係る介護保険条例の一部改正

令和3年3月12日付で、厚生労働省老健局介護保険計画課より事務連絡が発出されることによりまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険第1号保険料の減免措置に対する国費による財政支援が、現在の令和2年2月1日から令和3年3月31日までの減免期間が、令和3年度も継続されることになったため、その趣旨に鑑み、当村におきましても、減免適用期間を令和4年3月31日までの1年間、期間を延長するものでございます。

以上、青木村介護保険条例の一部を改正する条例について、御説明いたしました。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（金井とも子君） 4項目め、令和2年度青木村一般会計補正予算（第7号）について、歳入については、片田総務企画課長より一括説明いただき、歳出については、各担当課長及び教育長よりお願いします。

片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） それでは、令和2年度青木村一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

令和2年度青木村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,937万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,311万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

3ページを御覧ください。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的、緊急防災・減災事業債、こちら、指定した避難所のエアコン工事に係るものですが、老人センター分の工事費の確定により、補正前の限度額1億80万円を補正後において20万円増額し、1億100万円とするものでございます。

続きまして、防災対策事業債については、別荘地内の琴山川の工事と田沢温泉のバイパス工事に係るものでございまして、事業費の確定により、補正前の限度額3,410万円を250万円減額し、補正後、3,160万円とするものでございます。

減収補填債につきましては、額の確定により、補正後の限度額を43万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更がございません。

続きまして、7ページ、8ページをお願いします。

2、歳入につきましては、一括して御説明を申し上げます。

款1村税、項1村民税、目1個人分ですが、83万9,000円を追加し、1億5,785万8,000円とするもので、節1現年課税分が見込みより増でございます。

目2法人分は、138万8,000円を減額し、984万3,000円とするもので、節1現年課税分が見込みより減となりました。

項5目1入湯税は、89万5,000円を減額し、100万8,000円とするもので、節1現年課税分が見込みより減でございます。

款2地方譲与税、項1目1地方揮発油譲与税は、57万1,000円を減額し、738万9,000円とするもので、見込みより減となったものでございます。

款10項1目1地方交付税ですが、3億1,430万円を追加し、15億5,244万9,000円とするもので、普通交付税で2億6,630万円、特別交付税で4,800万円が、それぞれ見込みより増となったものでございます。

款11項1目1交通安全対策特別交付金は、50万円の減で、2年度につきましては交付がなく、皆減となったものでございます。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目1総務費負担金は、30万円を減額し、79万円と

するもので、節2 地方創生推進交付金事業実施負担金で、長和町と共同で計画しておりましたイベントがコロナの影響でできなくなった等によりまして、長和町からの負担金も30万円の減となったものでございます。

目2 民生費負担金は、78万8,000円を追加し1,076万9,000円とするもので、節1 社会福祉費負担金は、老人保護措置費入所者負担金が見込みより増でございます。

目4 土木費負担金は、17万6,000円を減額し、1,033万8,000円とするもので、節2 公共下水道費負担金は、下水道会計が負担すべき職員の人件費が見込みより減となったことによる減額でございます。

続きまして、款13 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 総務使用料は、24万8,000円を減額し、3,880万円とするもので、節1 総務使用料、バスターミナル喫茶店使用料は、入居者は決定していましたものの、準備期間中で年度内の開店に至らず、24万円の減、村営駐車場使用料は、年度途中の解約により8,000円の減でございます。

目2 商工使用料は、29万円を減額し、70万6,000円とするもので、節1 観光施設使用料のキャンプ場が27万円、昆虫資料館が2万円、いずれも見込みより減となりました。

目3 土木使用料は138万4,000円を減額し、3,329万7,000円とするもので、節1 住宅使用料の教員住宅使用料は18万円の減、村営住宅使用料は120万4,000円の減、いずれも入居者の入退去によるものでございます。

項2 手数料、目1 総務手数料は、10万7,000円を減額し、234万1,000円とするもので、節2 戸籍住民基本台帳手数料はそれぞれ見込みより増減でございます。

次のページへまいりまして、款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金は、63万4,000円を減額し、2億5,906万6,000円とするもので、節1 総務管理費補助金の減は、018、027が事業費の減に伴う減額、032 臨時交付金の増は、3次補正の際の補助裏分に係る増でございます。

目4 土木費国庫補助金は5万円を減額し、2,216万9,000円とするもので、節2 住宅費補助金は、耐震改修等事業補助金が見込みより減でございます。

目6 商工費補助金は50万円を皆減とするもので、節1 商工費補助金のU I J ターン就業・創業移住支援事業補助金が該当者なく、皆減となりました。

続きまして、款15 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金は、3万9,000円を減額し、6,184万6,000円とするもので、節2 児童福祉費負担金は、児童手当負担金が見込みより減となったものでございます。

項2 県補助金、目1 民生費補助金は、154万6,000円を減額し、1,320万7,000円とするもので、節1 社会福祉費補助金は001から039まで、節2 児童福祉費補助金も001から011まで、それぞれ見込みより減でございます。

目3 農林水産業費県補助金は、126万8,000円を追加し、5,613万2,000円とするもので、節1 農業費補助金は007、038とも、見込みより増でございます。

目6 商工費県補助金は、75万円を減額し、1,337万2,000円とするもので、節1 商工費補助金75万円の減は、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金の実積がなく、皆減となったものでございます。

続きまして、項3 委託金、目1 総務費委託金、37万4,000円を減額し、950万9,000円とするもので、節4 統計調査費委託金が見込みより減でございます。

続きまして、款17項1 寄附金、目1 一般寄附金は、83万1,000円を減額し、1,297万1,000円とするもので、ふるさと応援寄附金が見込みより減となったものでございます。

款18繰入金、項1 目1 基金繰入金は、2億2,545万円を減額し、1億5,000万1,000円とするもので、財政調整基金、土地開発基金、公共施設整備基金については取り崩しして実施する予算組みをしておりましたが、一部取崩しは行わず、必要な予算は一般財源等により充当いたしました。乳用育成牛導入基金、繁殖和牛育成事業基金、五島慶太翁顕彰事業基金は、それぞれ見込みより減でございます。

続きまして、款20諸収入、項4 雑入、次のページへまいりまして、目1 雑入は、51万9,000円を追加し、3,099万円とするもので、節1 市町村振興協会交付金は見込みより減、節3 雑入はそれぞれ見込みより増でございます。

款21、項1 村債につきましては、地方債補正で御説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

細々節につきましては、各担当より御説明を申し上げます。

初めに、総務企画課関係ですが、款1 項1 目1 議会費は、42万6,000円を減額し、3,969万7,000円とするもので、節1 報酬の減は、昨年年度途中で1名の議員さんがお亡くなりになられたことによるものでございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費ですが、132万8,000円を減額し、1億8,926万7,000円とするもので、節2 給料40万8,000円の減は、1月末に退職した職員1名分に係る減額でございます。

節3職員手当55万2,000円の減は、それぞれ見込みより減となったものでございます。

節13使用料及び賃借料120万円の減は、前回導入後6年を経過した電算システムの入替えを行いましたけれども、その入替え時期を2か月遅らせたことによりまして、リース料が減額となったものでございます。

節18負担金補助及び交付金、職員派遣負担金は、県からの自治法派遣に伴う負担金が見込みより増となったものでございます。

続いて、目2文書広報費ですが、55万円を減額し、1,532万4,000円とするもので、節12委託料の例規集データ等更新委託料が実績により減額となったものでございます。

目5財産管理費は、1億4,696万円を追加し、3億5,228万9,000円とするもので、節10需要費149万円の減は、光熱水費の電気量が見込みより減となりました。

節11役務費17万8,000円の増は、村有建物及び公用車に係る保険料の算定基礎額の変更による増額でございます。

節12委託料209万9,000円の減は、電算機器設定委託料で、マイナンバーに係る機器更新の費用を見込んでおりましたが、請求の実績により減となりました。

節24積立金1億5,037万1,000円は、001は利子の積立てに係る分で1,000円が見込みより増、002の財政調整基金積立金1億5,000万円は、2年度中に取り崩した額を年度末積み戻したものでございます。005五島慶太翁顕彰事業基金積立金は、2年度中にふるさと応援寄附金を頂いたなかから、翁の顕彰事業に役立ててほしいという希望があったものについて、基金へ積立てを行うものでございます。

続いて、目6企画費ですが、539万2,000円を減額し、3,158万8,000円とするもので、節1報酬は、地域おこし協力隊2名分に係るもので、3,000円の増、節3職員手当等も同様で、見込みより減。

次のページへまいりまして、節7報償費83万円の減は、寄附金の減に伴う返礼品の減額でございます。

節10需用費、節11役務費、節13使用料及び賃借料、節17備品購入費の減、こちらはいずれも地域おこし協力隊に係る減と地域おこし企業人の採用を見込んでおりましたけれども、採用できなかったことによる減額でございます。

節12委託料20万円の減は、五島慶太未来創造館の開館セレモニーに関する費用を見込んでおりましたが、コロナの影響で規模を縮小して実施したことによる減額でございます。

節18負担金補助及び交付金120万円の減は、バスターミナル喫茶店改修費用に係る村負担

分300万円を計上しておりましたが、見込みより減となりました。

目9地方創生プロジェクト事業につきましては、411万4,000円を減額し、967万6,000円とするもので、節7報償費15万9,000円の増は、タチアカネを利用したパンケーキミックスの開発に当たり、専門家の助言をお願いした際、その謝礼が見込みより増となったものでございます。

節8旅費8万円の減は、イベントの中止に伴う減、節10需用費16万円の増は、タチアカネそばのブランドブックの印刷代の増でございます。

節11役務費20万円の減は、イベントの中止による保険料の減、節12委託料401万5,000円の減は、軽井沢のそばイベント、キャラバン隊の育成活動にかかる経費、広告宣伝に係る委託料が減、節13使用料及び賃借料についてもイベントの中止に伴う高速道路使用料、自動車借り上げ料の減でございます。

節14工事請負費15万円の減は、五島慶太未来創造館に係る追加工事を見込んでおりましたが、該当工事がなく、減額をお願いするものでございます。

節15原材料費9万円の増は、パンケーキミックスの試作に係る原材料費の増でございます。

節7備品購入費は、イベントの中止に伴い支出がございませんでした。

節27公課費については、キッチンカーの重量税が見込みより増でございます。

続きまして、目10地方創生臨時交付金事業は、224万2,000円を減額し、2億8,363万6,000円とするもので、節7報償費130万円の減は、新生児の特別給付金と観光サポーターズ倶楽部の地域消費券が見込みより減となったものでございます。

次のページへまいりまして、節10需要費59万3,000円は、備品購入費での購入を予定していたものの、一部が少額でございましたので、消耗品として購入を切り替えたことにより増でございます。

節11役務費は郵送料が見込みより減、節12委託料は商工会への業務委託料が見込みより減でございます。

節13使用料及び賃借料40万5,000円の増は、小中学校のタブレットの学習ソフトの使用料が見込みより増となりました。

節14工事請負費550万円の増は、診療所の発熱外来の工事を村が事業主体となって整備したことにより増額でございます。

節17備品購入費50万円の減は、先ほども申し上げましたが、一部少額のものも消耗品費で購入したことによる備品購入費の減でございます。

節18負担金補助及び交付金314万円の減は、負担金では中学校修学旅行のキャンセル料等により、16万円の増、補助金は診療所の発熱外来の工事を村が事業主体となって行ったことによりまして、400万円の減、支援金は持続化給付金上乘せ事業について、個人事業主に係るものが見込みより増え、70万円の増でございます。

続きまして、項2村営バス運行管理費、目1運行管理費ですが、583万円を追加し、2,987万9,000円とするもので、節10需要費100万円の増は、実績により消耗品費並びに燃料費が減となりました。

節18負担金補助及び交付金は、千曲バスに支払っております運賃低減バスに係る村の負担金がコロナの影響で見込みより増でございます。

続きまして、最下欄の款5選挙費、次のページにまいりまして、目3参議院議員選挙費は18万6,000円を新たに追加するもので、4月25日執行の参議院長野県選出議員補欠選挙に係る令和2年度中の経費について計上をさせていただきました。

目7村長村議会議員選挙は37万9,000円を追加し、86万2,000円とするもので、増額の主な要因は消耗品費のポスター掲示板の代金を令和2年度中に準備し支払ったことによるものでございます。

続いて、項6統計調査費、目1統計調査総務費は37万4,000円を減額し、252万8,000円とするもので、令和2年度には特に5年に一度の国勢調査が行われましたが、実績によりそれぞれ減額をお願いするものでございます。

続いて、飛びますが、31、32ページをお願いいたします。

中段の款8項1消防費、目3消防施設費でございます。こちらについては、補正の増減はございませんが、老人センターのエアコン工事、設置工事に係る起債対象経費の増によります財源振替となっております。

33ページ以降の給与費明細表ごさすけれども、こちらは人件費に係る今回の補正内容を反映させたものでございますので、説明のほうは省略させていただきます。

以上、令和2年度青木村一般会計補正予算（第7号）について、歳入全般と歳出につきまして、総務企画課関係について御説明を申し上げます。

御審議いただき、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 続いて、多田税務会計課長、お願いいたします。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、税務会計課関係について御説明申し上げますが、よろしく申し上げます。

17ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、款2総務費、項1総務管理費、目3徴税費、42万8,000円を追加し、5,489万8,000円とするものです。

目1徴税総務費、節22償還金利子及び割引料で、法人住民税の修正申告等によりまして、還付金が見込みより増となったものでございます。

以上、税務会計課関係について御説明を申し上げます。

○議長（金井とも子君） 続いて、小根沢住民福祉課長、お願いします。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費を336万9,000円減額し、3,245万7,000円とするものでございます。

節12委託料330万3,000円の減は、住基システム電算保守委託料が見込みよりの減、戸籍情報システム電算保守委託が次年度事業になったことによる減でございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費を90万2,000円追加し、7,320万7,000円とするものでございます。

節18負担金補助及び交付金の60万9,000円の減は、社会福祉協議会への負担金の見込みにより減、節27拠出金の151万1,000円の増は、国保特別会計の拠出金の見込みより増によるものでございます。

目2障害者福祉費を208万円減額し、1億3,725万3,000円とするものでございます。

節11役務費の70万円の減は、福祉医療費事務取扱手数料の見込みよりの減、節19扶助費138万円の減は、障害者に係る給付事業の見込みよりの減によるものでございます。

続きまして、21ページを御覧ください。

目3老人福祉費を1,726万5,000円減額し、2億2,969万3,000円とするものでございます。

節12委託料の56万6,000円の減は見込みよりの減、節18負担金補助及び交付金の710万円の減は、後期高齢者医療広域連合への負担金の見込みよりの減、節19扶助費の240万円の減は、老人保護措置費、短期宿泊事業の見込みよりの減、節27拠出金の719万9,000円の減は、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への拠出金の見込みよりの減によるものでございます。

続きまして、目4地域包括支援センター費を61万7,000円追加し、2,769万9,000円とする

ものでございます。

節12委託料61万7,000円の増は、介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメントの委託件数の見込みによる増でございます。

項2児童福祉費、目2児童措置費を200万円減額し、7,240万1,000円とするもので、節19扶助費200万円の減は、乳幼児児童医療給付費、児童手当の見込みよりの減によるものでございます。

目3母子父子福祉費を18万円減額し、132万1,000円とするもので、節19扶助費の18万円の減は、母子父子家庭医療給付費の見込みよりの減によるものでございます。

続きまして、23ページを御覧ください。

目6子育て世帯への臨時特別給付金給付費を1,000円減額し、666万円としたもので、節18負担金補助金及び交付金の9万円の減は、給付金の見込みよりの減によるもの、節22償還金利子及び割引料の8万9,000円の増は、国庫補助金返納金を計上したものによるものでございます。

目7ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費を2,000円追加し、39万3,000円とするもので、節3職員手当等の12万2,000円の減、節19需用費の4万4,000円の減、節11役務費の2万1,000円の減、節17備品購入費の3万7,000円の減は、給付金に係る事務費のそれぞれ見込みよりの減によるものでございます。

節22償還金利子及び割引料の22万6,000円の増は、県費補助金返納金を計上したことによるものでございます。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費を696万9,000円減額し、5,518万円とするものでございます。

節1報酬の70万7,000円の減は、保健指導員、会計年度任用職員の報酬の見込みよりの減によるもの、節3職員手当等の50万円の増は、超過勤務手当の見込みより増によるもの、節7報償費82万3,000円の減は、健康に関する講演会、健康教室等が新型コロナウイルスの影響により開催できなかったことによる減、節19需用費の47万6,000円の減は、消耗品費、光熱水費の実積によるもの、節12委託料の566万5,000円の減は、胃検診、肺がん検診、婦人健診等の各種検診の見込みよりの減によるもの等、節18負担金補助及び交付金の4,000円の減は、見込みより減によるものでございます。

続きまして、25ページを御覧ください。

目2予防費を972万8,000円減額し、1,468万2,000円とするものでございます。

節10の需用費の730万8,000円の減は、予防接種に係る医薬品代等の減、節12委託料の204万7,000円の減は、風しん予防健診委託料、予防接種委託料の実積によるもの、節18負担金補助及び交付金の37万3,000円の減は、人間ドック等受診補助金、インフルエンザ予防接種費用補助金の実積によるものでございます。

続きまして、目3環境衛生費を77万8,000円減額し、1,015万6,000円にするもので、節10需用費の12万3,000円の増は、消耗品費の見込みよりの増、節12委託料72万円の減は、特定外来種調査・駆除委託料の見込みよりの減、節18負担金補助及び交付金の18万1,000円の減は、生ごみ処理機設置補助金、生ごみ減量化資材生産者補助金の実積によるものでございます。

目4新型コロナウイルス予防接種事業費を62万円減額し、258万3,000円にするもので、節1報酬の52万2,000円の減は、会計年度任用職員の報酬費の見込みよりの減、節10需用費の4万3,000円の増は、消耗品費、光熱水費の実積によるもの、節11役務費の17万円の減は、通信運搬費の見込みよりの減、節14工事請負費2万9,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る工事費の見込みよりの増によるものでございます。

続きまして、項2清掃費、目1塵芥処理費を306万7,000円減額し、3,895万5,000円とするものでございます。

節10需用費81万2,000円の増は、消耗品費の見込みよりの増、節11役務費の65万5,000円の減は、ごみ収集に係る運搬費の見込みよりの減、節12委託料96万4,000円の減は、燃やせないごみ処理業務委託料の見込みよりの減、節18負担金補助及び交付金226万円の減は、クリーンセンター等への負担金の見込みよりの減によるものでございます。

続きまして、27ページを御覧ください。

目2し尿処理費を178万2,000円減額し、732万8,000円にするもので、節18負担金補助及び交付金の178万2,000円の減は、し尿処理施設運営経費負担金の見込みよりの減によるものでございます。

以上、住民福祉課関係の令和2年度の一般会計補正予算を御説明いたしました。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（金井とも子君） 続いて、稲垣建設農林課長、お願いします。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、建設農林課関係について御説明を申し上げます。

27ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、補正額はございませんが、野生鳥獣被

害総合対策事業補助金と人・農地問題加速化支援事業補助金につきまして、補助金交付額の確定に伴い、財源振替をさせていただくものでございます。

目4畜産業費125万円を減額し、16万2,000円とするものでございます。当初見込んでおりました繁殖和牛及び乳用育成牛につきまして購入がなかったため、減額するものでございます。

項2林業費、目1林業総務費147万8,000円を追加し、217万円とするもので、森林環境譲与税基金積立金の増によるものでございます。

目2林業振興費671万8,000円を減額し、6,633万9,000円とするものでございます。

節12委託料、松くい虫被害拡大防止事業6万円を減額とするもので、見込みより減でございます。

節18負担金補助及び交付金では、上田地域林務行政連絡協議会負担金84万1,000円は見込みより減、森林造成事業補助金361万2,000円の減は、干ばつ対策事業等の減によるものでございます。樹種転換事業補助金220万5,000円の減は、材積量が見込みより減となったことによるものでございます。

29ページをお願いいたします。

款7土木費、項1土木管理費、目2公共下水道費17万6,000円を減額し、2億1,029万6,000円とするもので、節3職員手当等、超過勤務手当が見込みより減でございます。

項2道路橋梁費、目2道路新設改良費について補正額はありませんが、起債対象経費の確定等に伴い、財源振替をさせていただくものでございます。

目4河川改良費71万5,000円を追加し、1,831万5,000円とするもので、節12委託料の村単事業委託料33万円は、繰越しで令和3年度実施いたします青木の森別荘地内の琴山川河川工事の設計に係る事前の現地測量経費でございます。

31ページをお願いいたします。

節14工事請負費の38万5,000円は、先ほど申し上げました琴山川河川工事の実施に当たり、河川までの進入路を整備する準備工事に係る経費でございます。

以上、建設農林課関係の御説明を申し上げます。

御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 続きまして、花見商工観光移住課長、お願いします。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） それでは、商工観光移住課関係について御説明申し上げます。

27ページをお願いします。

款6 商工費、項1 商工費、目2 商工業振興費265万円を減額し、2,951万7,000円とするものでございます。

28ページをお願いします。

節18負担金補助及び交付金265万円の減額では、商工会への補助金分でございますが、昨年度、国の臨時交付金によります青木村コロナ対策事業における事務委託に関連した事業により減額したものでございます。

目3 観光費304万円を減額し、1,088万9,000円とするものでございます。

節10需用費、印刷製本費134万円の減につきましては、コロナの状況を踏まえ、温泉パンフ、道の駅パンフなど印刷部数の調整により減額としたものです。

30ページをお願いします。

節18負担金補助及び交付金、イベント補助金の減額では、改正の見送りにより減額となっております。産業祭、また、タチアカネ、花火祭りの分の減額となっております。

目4 昆虫資料館費2万円を減額し、940万5,000円とするものです。節10需用費では、消耗品費、見込みより減とするものです。

目5 移住定住促進費200万円を減額し、1,656万7,000円とするものです。

節18負担金補助及び交付金、U I J ターン就労・創業移住支援事業補助金ですが、県内企業等の担い手不足の解消、県内への移住の促進を図るために、東京圏、愛知県、大阪府から移住し、就農または創業しようとする方の支援金です。今回申請がございましたので、減額とさせていただきます。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費10万円を減額し、2,298万円とするものです。節18負担金補助及び交付金、ブロック塀等撤去費補助事業につきましては、申請がありませんでしたので、減額とさせていただきます。

31ページをお願いします。

項3 住宅費、目1 住宅管理費109万3,000円を追加し、590万1,000円とするものです。節10需用費、修繕料につきましては、村営住宅の給湯器等の修繕が見込みより増となったものでございます。

以上、令和2年度専決補正予算を御説明いたしました。

御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 次に、成沢保育園長、お願いいたします。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園関係について御説明申し上げます。

21ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費100万円を減額して1億3,271万円とするものです。

節2給料、フルタイムの会計年度任用職員が見込みより減となったもので、フルタイムを希望する職員が当初予算の想定より少なかったことによるものです。

なお、財源内訳の国庫県支出金39万6,000円の減は、想定していたお子さんが御家庭の事情で入園されなかったことによるものでございます。

以上、保育園関係の予算専決について御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 次に、沓掛教育長、お願いします。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

31ページをお開きください。

款9教育費、項4社会教育費の目7図書館費と目10五島慶太未来創造館費ですが、ともに財源振替を行ったものであります。

教育費は以上でございます。

○議長（金井とも子君） 5項目め、令和2年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、小根沢住民福祉課長、説明願います。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

令和2年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,867万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

それでは、7ページを御覧ください。

2 歳入

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税を2万円追

加し、9,491万5,000円とし、目2退職被保険者等国民健康保険税を2万円減額し、6万2,000円とするもので、いずれも実績によるものでございます。

続きまして、款4国庫支出金、項1国庫補助金、目1その他補助金を137万8,000円追加し、138万円とするもので、これはシステム改修等の補助金の増によるものでございます。

款5県支出金、項1県負担金及び補助金、目1保険給付費交付金を752万8,000円追加し、4億774万4,000円とするもので、保険者努力支援分と特別調整交付金の見込みよりの増によるものでございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金を151万1,000円追加し、3,458万3,000円とするもので、項2基金繰入金、目1基金繰入金を800万円減額するものでございます。いずれも実績による補正でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金を39万2,000円減額し、960万8,000円とするもので、前年度繰越金の減によるものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

3 歳出

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費を55万6,000円追加し、396万5,000円とするもので、節12委託料55万6,000円の増は、国保連合会の委託料の見込みよりの増によるものでございます。

款2保険給付費、項1療養給付費、目1一般被保険者療養給付費を435万6,000円追加し、3億4,493万円とするもので、診療報酬費の見込みよりの増によるものでございます。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費を453万6,000円減額し、5,396万4,000円とするもので、高額療養費の見込みよりの減によるものでございます。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金を84万1,000円減額するもので、出産育児一時金の見込みよりの減によるものでございます。

款3国民健康保険事業費納付金、項3介護納付金分、目1介護納付金分を9万9,000円追加し、1,124万2,000円とするもので、事業費負担金の見込みよりの増によるものでございます。

款4保健事業費、項1保健事業費、目1保健衛生普及費を8,000円追加し、189万1,000円とするもので、節10需用費の見込みよりの増によるものでございます。

項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費を110万8,000円減額し、373万

1,000円とするもので、これは実績による補正でございます。

13ページを御覧ください。

款5 諸支出金、項1 償還金及び還付金加算金、目1 一般被保険者保険料還付金を60万7,000円追加し、90万7,000円とするもので、保険税還付金の見込みよりの増によるものでございます。

目5 保険給付費等交付金償還金を288万4,000円追加し、288万5,000円とするもので、償還金の見込みよりの増によるものでございます。

以上、令和2年度青木村国民健康保険特別会計補正予算の御説明でございます。

よろしく御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 6項目め、令和2年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第2号）について、片田総務企画課長、説明願います。

○総務企画課長（片田幸男君） それでは、報告第1号 青木村別荘事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和2年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,570万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2、歳入について御説明申し上げます。

款3項1目1 別荘管理収入ですが、50万円を追加し、1,562万3,000円とするもので、節1 現年度課税分が見込みより増となったものでございます。

次のページ、9ページ、10ページ。

3、歳出でございます。

款1 事業費、項1目1 別荘事業費ですが、92万6,000円を追加し、1,562万6,000円とするもので、節1 報酬から節17 備品購入費まで、それぞれ実績によりまして残額を整理いたしまして、減額分を見込みより増となりました、節15 原材料費へ、こちらは、ごみステーション

を自前で建設したことによる材料費でございます。また、それ以外を節24の積立金のほうへ充当いたしまして、なお、42万6,000円を款2の予備費から充当して、別荘基金への積立てを250万円行うというものでございます。

以上、令和2年度青木村別荘事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

御審議いただき、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（金井とも子君） 7項目め、令和2年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、小根沢住民福祉課長、説明願います。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

令和2年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,094万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,205万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

それでは、7ページを御覧ください。

2 歳入

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料を1,000万円減額し、1億819万2,000円とするもので、節1 現年度分特別徴収保険料、節2 現年度分普通徴収保険料、いずれも見込みよりの減によるものでございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金を453万3,000円追加し、9,517万7,000円とするもので、節1 現年度分、節2 過年度分、いずれも見込みより増によるものでございます。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金を300万円減額し、3,358万1,000円とするもので、節1 現年度分の見込みよりの減によるものでございます。

目2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）を137万4,000円追加し、401万8,000円とするもので、介護予防事業分の現年度分の見込みよりの増によるものでございます。

目3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）を50万

円減額し、56万3,000円とするもので、現年度分の見込みよりの減によるものでございます。

目4 保険者機能強化推進交付金を42万8,000円追加し、75万5,000円とするもので、保険者機能強化推進交付金の見込みよりの増によるものでございます。

目7 介護保険保険者努力支援交付金を67万7,000円追加し、同額とするもので、節1 介護保険保険者努力支援交付金が令和2年度より新規に交付され、増になったものでございます。

款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金を550万円減額し、1億3,804万2,000円とするもので、現年度分の見込みよりの増によるものでございます。

目2 地域支援事業支援交付金を61万5,000円追加し、418万5,000円とするもので、節1 現年度分、節2 過年度分、ともに見込みよりの増によるものでございます。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金を600万円減額し、7,613万8,000円とするもので、現年度分の見込みよりの減によるものでございます。

項3 県補助金、目1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）を2万4,000円追加し、167万7,000円とするもので、過年度分の見込みよりの増によるものでございます。

目2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援分）を6万2,000円減額し、47万円とするもので、これは現年度分の見込みよりの減によるものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金を450万円減額し、6,261万2,000円とするもの、目3 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援）を6万2,000円減額し、47万円とするもので、いずれも現年度分の見込みよりの減によるものでございます。

目4 その他一般会計繰入金を500万円減額し、1,453万円とするもので、事務費等繰入金の見込みよりの減によるものでございます。

目5 低所得者保険料軽減繰入金を99万8,000円追加し、426万7,000円とするもので、節1 現年度分、節2 過年度分ともに見込みより増によるものでございます。

款7 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金を503万5,000円追加し、503万6,000円とするもので、これは前年度繰越金でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

3 歳出

款1 総務費、項3 趣旨普及費、目1 趣旨普及費を2万円追加し、13万6,000円とするもので、需用費の見込みよりの増によるものでございます。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費を3,016万3,000円減額し、4億5,961万5,000円とするもの、目1 居宅介護サービス給付費、見込みより1,034万4,000円の減で、1億7,774万3,000円とするもの、目3 地域密着型介護サービス給付費、見込みより99万1,000円の追加で、2,813万5,000円とするもの、目5 施設介護サービス給付費、見込みより1,927万6,000円の減で、2億3,330万円とするものでございます。

続きまして、13ページお願いいたします。

目8 居宅介護住宅改修費、見込みより30万円減で45万円とするもの、目9 居宅介護サービス計画給付費、見込みより123万4,000円減で、1,968万2,000円とするものでございます。

項2 介護予防サービス等諸費を見込みより65万7,000円追加し、932万6,000円とするもので、目1 介護サービス給付費が見込みより33万2,000円追加で、718万4,000円とするものでございます。

続きまして、15ページを御覧ください。

目7 介護予防サービス計画給付費、見込みより32万5,000円の追加で、169万3,000円とするものでございます。

項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費を108万9,000円減額し、1,083万9,000円とするもので、見込みより減によるものでございます。

項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費を141万3,000円減額し、2,321万1,000円とするもので、見込みより減によるものでございます。

続きまして、17ページを御覧ください。

項6 高額医療合算介護サービス等費、目1 高額医療合算介護サービス費を34万3,000円追加し、172万3,000円とするもので、これは見込みより増によるものでございます。

款4 基金積立金、項1 基金積立金、目1 介護支払準備基金積立金を500万円増額し、500万1,000円とするもので、基金の積立金の増額分でございます。

款5 地域支援事業、項1 介護予防・生活医支援サービス事業費を338万4,000円追加し、1,585万7,000円とするもので、目1 の介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援事業）を見込みより308万2,000円の増で、1,437万7,000円とするものでございます。

続きまして、19ページを御覧ください。

目2介護予防ケアマネジメント事業費を見込みより29万2,000円追加し、143万2,000円とするもの、目3その他諸費を見込みより1万円追加し、4万8,000円とするものでございます。

項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費を30万3,000円減額し、44万4,000円とするもので、健康教室等の委託料の減によるものでございます。

項3包括的支援事業・任意事業費、目3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、これは財源の振替になります。

目4任意事業費を5万円追加し、703万8,000円とするもので、見込みよりの増によるものでございます。

続きまして、21ページを御覧ください。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、257万4,000円増額し、257万7,000円とするもので、目1第1号被保険者保険料還付金が見込みより1万1,000円の追加で1万2,000円となり、目2償還金、見込みより256万3,000円を追加し、256万4,000円とするもので、過年度分の返還金でございます。

以上、令和2年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）の御説明をいたしました。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（金井とも子君） 8項目め、令和2年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、小根沢住民福祉課長、説明願います。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

令和2年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和2年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,567万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

それでは、7ページを御覧ください。

2 歳入

款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、目 1 特別徴収保険料を37万9,000円追加し、3,437万6,000円とし、目 2 普通徴収保険料を34万5,000円追加し、1,609万円とするもので、ともに実績による補正でございます。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 保健基盤安定繰入金を4万9,000円減額し、1,500万9,000円とするもので、これも実績によるものでございます。

款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金を19万5,000円追加し、19万6,000円とするもので、前年度分の繰越の増によるものでございます。

9 ページを御覧ください。

3 歳出

款 1 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金を86万1,000円追加し、6,566万2,000円とするもので、後期高齢者医療広域連合への負担金の見込みよりの増によるものでございます。

款 2 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金を9,000円追加し、1万円とするもので、保険料還付金の見込みよりの増によるものでございます。

以上、令和2年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明をいたしました。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（金井とも子君） 9 項目め、令和2年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第3号）

について、稲垣建設農林課長、説明願います。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お願いいたします。

令和2年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和2年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度青木村簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

第1款水道事業費用、第1項営業費用165万6,000円を追加し、2,329万6,000円とするものでございます。

令和3年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

2 ページをお願いいたします。

令和2年度青木村簡易水道事業会計補正予算内訳書

収益的支出

款1水道事業費用、項2営業外費用、目1節1支払利息及び企業債取扱諸費6万5,000円につきましては、企業債償還利息が見込みより増となったことによるものでございます。

目2節1消費税及び地方消費税159万1,000円につきましては、令和2年度会計を3月31日で締めて消費税計算を行ったところ、見込みより増となったことによるものでございます。

以上、御審議をいただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 10項目め、令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第4号）について、稲垣建設農林課長、説明願います。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、お願いいたします。

令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

第1款下水道事業費用、第1項営業外費用143万9,000円を追加し、3,839万3,000円とするものです。

令和3年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決した。青木村長、北村正夫。

2 ページをお願いいたします。

令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算内訳書

収益的支出

款1下水道事業費用、項2営業外費用、目3節1消費税及び地方消費税143万9,000円につきましては、令和2年度会計を3月31日で締めて消費税計算を行ったところ、見込みより増となったことによるものでございます。

以上、御審議いただき、お認めくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 以上で、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを終了いたします。

ここで暫時休憩とします。

ただいまから約15分後の10時55分から再開いたしますので、それまで休憩をお願いいたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

◎報告第2号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き、日程第4、報告第2号 令和2年度青木村土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

稲垣建設農林課長、説明願います。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、報告第2号について御説明申し上げます。

報告第2号 令和2年度青木村土地開発公社事業報告について

地方自治法第243条の3第2項により、令和2年度青木村土地開発公社事業報告について次のとおり報告する。

令和3年6月9日提出、青木村長、北村政夫。

1ページをお願いいたします。

事業報告書

（1）土地造成事業。

事業名、令和2年度青木村当郷地区岡石工業地整備事業。

区分、造成事業。

面積、4万7,294平米。

金額、3億6,219万1,677円。

備考、工期、令和2年11月30日から令和3年11月29日までで、金額の主な内訳につきましては、土地売買代金2億601万2,664円、工事の前払い金1億3,030万円、設計施工管理委託料2,436万5,000円が主なものでございます。

（2）理事会等に関する事項。

御覧のとおり、5件ございました。

(3) 法人登記事項。

理事氏名の更新に係る登記でございます。

2ページをお願いいたします。

収入支出決算報告書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まででございますが、後の説明のほうと重複しますので、こちらについては説明を省略をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書、これは現金の収支を表す計算書になります。

主なものについて御説明をさせていただきます。

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。

科目1、事業活動によるキャッシュ・フロー、(1) その他事業収入1,082万3,782円、こちらは、貸地料1,082万2,282円が主なものでございます。(2) 土地造成事業支出、マイナス3億6,110万9,564円、岡石工業地整備事業に係る費用でございます。(3) その他事業支出、マイナス1,146万2,645円、工場用地の借地料が主なものでございます。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー、(1) 有形固定資産の売却による収入239万7,122円、こちらは貸地物件が未納となっていた方との調定が成立し、代物弁済をいただいた建物の売却収入でございます。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー、(1) 短期借入れによる収入3億6,030万円、こちらは金融機関からの借入収入で、岡石工業地整備事業に係る土地売買代金、工事請負代金のうち、前払い金、設計施工管理委託料に充てるための借入れでございます。

現金及び現金同等物の増加額、または減少額、マイナスの14万6,091円、現金及び現金同等物の期首残高7,092万7,146円、現金及び現金同等物の期末残高7,078万1,055円となります。

4ページをお願いいたします。

損益計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。

科目1、事業収益、(1) あっせん等事業収益1,082万2,282円、企業からの貸地料になります。

2、事業原価、(1) あっせん等事業原価、事業原価計1,020万6,334円、こちらは地権

者に支払う借地料になります。事業総利益61万5,948円。

3、販売費及び一般管理費、(2) その他経費125万6,311円、公租公課費43万700円、委託料68万7,500円が主な内訳でございます。販売利益損失、マイナスの65万9,863円。

最下段の登記純利益(損失)は、マイナスの65万1,536円となります。

5ページをお願いいたします。

貸借対照表

令和3年3月31日現在。

科目1、流動資産、(1) 現金及び預金9,307万3,940円、内訳につきましては、7ページの附属明細表のほうを参照をお願いいたします。(2) 完成土地等974万6,920円、こちらは、白山霊園の墓地3区画と村松史跡の土地1筆になります。(3) 開発中土地3億6,791万1,677円、岡石の工業地分となります。

2、固定資産、Ⅱ投資その他の資産、(1) 投資有価証券1,857万6,064円。(2) 長期性預金300万円、こちらは9ページの明細表のとおりでございますので、後ほど御参照お願いいたします。

資産の部合計4億9,230万8,601円。

右のほうをお願いいたします。

科目3、流動負債(1) 短期借入金3億6,030万円、こちらは10ページの明細表のとおり、岡石工業地造成事業に伴う短期借入金でございます。

4、固定負債(1) 預り保証金4,086万8,949円、こちらは7社からで、10ページの明細表のとおりでございます。

下段のほうをお願いいたします。

負債、資本の部、合計4億9,230万8,601円。

資産、負債、資本の部合計、差引きゼロ円。

以降、6ページ以降につきましては、財産目録、附属明細表をおつけしておりますので、後ほど、御確認をいただければでございます。

以上、令和2年度青木村土地開発公社の事業報告を申し上げます。

よろしく御審議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第5、報告第3号 令和2年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）を議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） それでは、報告第3号について御説明申し上げます。

令和2年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度青木村一般会計繰越明許費の繰越計算書を次のとおり報告する。

令和3年6月9日提出、青木村長、北村政夫。

裏面を御覧ください。

令和2年度青木村一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

款5農林水産業費、項5農地費、事業名が農業用水利施設長寿命化計画策定業務でございます。金額が237万6,000円で、全額を令和3年度に繰り越して実施するものでございます。財源は全て一般財源でございます。

続いて、款7土木費、項2道路橋梁費、事業名が（村単）中村湯本地区内道路新設工事で、金額が2,200万円を全額翌年度に繰り越して実施するものでございます。財源は地方債が1,620万円、一般財源が580万円でございます。

続いて、同じく、事業名が（村単）琴山川河川整備工事で、金額が1,760万円を全額翌年度に繰り越して実施するもので、財源は地方債が1,540万円、一般財源が220万円となります。

続いて、同じく事業名が橋梁点検・長寿命化計画策定業務で、金額が4,000万円、令和3年度で実施の予定でしたが、国の補正予算により令和2年度で予算づけがされましたことから、全額、令和3年度に繰り越して実施するものでございます。財源は国庫支出金が2,213万7,000円、一般財源が1,786万3,000円でございます。

繰越額の合計が8,197万6,000円、財源は国庫支出金が2,213万7,000円、地方債が3,160万円、一般財源が2,823万9,000円となります。

以上、報告第3号について御説明申し上げ、報告といたします。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第6、議案第1号 青木村工場立地法地域準則条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見商工観光移住課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） それでは、お願いします。

議案第1号 青木村工場立地法地域準則条例（案）

令和3年6月9日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いします。

次のページでございますが、概要のほうでお願いしたいと思います。

概要の関係でございますが、まず、趣旨についてでございます。

まず、工場立地法につきましてのお話をさせていただきますが、工場立地法につきましては、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、敷地面積9,000平米以上、または建築面積3,000平米以上の製造業等の工場に一定の規制をかける法律となっております。また、緑地面積率等の割合につきましては、村の事情の合わせ、村独自の基準を定めることができることとなっております。

今回、環境保全に配慮しながら緑地面積率及び環境施設面積率を緩和することにより、用地の有効活用を促進させ、工場の新設・増設をしやすくし、また、企業の誘致・企業の流失を防ぎ、村内商工業の発展に資することを目的として条例を制定するものでございます。

本文のほうでございますが、第1条につきまして、工場立地法で、村は、国が定める準則に代わる村準則を定めることができるとされており、この規定に基づき、この条例を定めるものでございます。

第3条では、村独自の割合の区域として、村全域を対象とし、法の適用対象となる工場が守るべき基準です。また、対象区域内におけるそれぞれの割合では、国が定める基準の範囲内において緑地面積率を20%以上から5%以上へ、緑地面積を含む環境施設面積率を25%以上から10%以上へと割合をするものでございます。

第4条につきましては、法による屋上庭園等のような重複緑地の上限について、緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に50%まで含めることができることを定めたものです。

第5条につきましては、工場の敷地が当村に隣接する地方公共団体の区域にまたがっている場合は、村長が当該地方公共団体の長と協議して定めることを述べております。

以上、御説明をさせていただきました。

御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第7、議案第2号 令和3年度青木村一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については、片田総務企画課長より一括説明いただき、歳出については、各担当課長及び教育長よりお願いします。

片田総務企画課長、お願いします。

○総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第2号 令和3年度青木村一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和3年度青木村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,874万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ28億8,988万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月9日提出、青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページを御覧ください。

2、歳入について御説明を申し上げます。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目2民生費負担金は、補正額の増減はございませんが、節1児童福祉負担金の保育料の給食費相当分を臨時交付金事業に振り替えたものでございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金は455万円を追加し、647万1,000円とするもので、節2児童福祉費補助金は、子育て世帯生活支援特別給付事業補助金で、低所得者への給付金と給付事務費でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目1民生費補助金は、30万円を追加し、1,264万5,000円とするもので、こちらはひとり親世帯への給付事業ですが、給付金は直接県から該当者に支払われるため、事務費のみ30万円の補助となります。

目5教育費補助金は329万3,000円を追加し、398万4,000円とするもので、節1社会教育費補助金は五島慶太未来創造館の地域の魅力再発見、青木村の宝物掘り起し事業が県の元気づくり支援金の採択となりましたので、ここで補正をお願いするものでございます。

続いて、款19項1目1繰越金は2,709万8,000円を追加し、1億5,709万8,000円とするもので、前年度繰越金が見込みより増でございます。

続いて、款20諸収入、項4目1雑入ですが、350万円を追加し、2,576万3,000円とするもので、宝くじの助成金になりますが、自治総合センター助成金と市町村振興協会地域活動助成金がそれぞれ採択となりましたので、ここで補正をお願いするものでございます。

続いて、9ページ、10ページを御覧ください。

3、歳出については担当課ごとに御説明を申し上げます。

総務企画課関係ですが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は55万円を追加し、1億9,835万2,000円とするもので、節10需用費の食糧費は合併65周年式典に係る費用を計上いたしました。

目6企画費は76万8,000円を追加し、2,733万2,000円とするもので、主に合併65周年記念式典に係る費用を計上してございます。

節7報償費は65周年の記念品代、節10需用費は65周年のパンフレット、賞状等の印刷代、節11役務費は長期振興計画策定に係るアンケート用紙の郵送料を計上いたしました。

続きまして、目7諸費は260万円を追加し、1,096万6,000円とするもので、このほど採択となった宝くじ助成金を活用して、要望がありました入田区、当郷区、村松区、中村区、それから、下奈良本区、殿戸区の発電機、テレビ、エアコン、LED改修等を実施するものでございます。

目9地方創生プロジェクト事業費は118万円を追加し、1,713万6,000円とするもので、節11役務費はタチアカネの登録商標の登録手数料、それから、節12委託料は人口ビジョンの改定支援業務委託料ということで計上をさせていただきました。

続いて、項2村営バス運行管理費、目1運行管理費ですが、36万3,000円を追加し、2,239万8,000円とするもので、村営バスの運行の評価検証業務委託料をここでお願いするものでございます。

続いて、13ページ、14ページに飛びますが、お願いいたします。

目8項1消防費、目2非常備消防費ですが、こちらは要望しておりました市町村振興協会の助成金が採択になりましたことから、消防団への装備品の購入に充当するもので、財源振

替となっております。

また、15ページ以降は給与費明細書をおつけてしてございます。今回の補正の内容を反映させたものとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第2号 令和3年度一般会計補正予算（第2号）について、歳入全般と総務企画課関係の歳出について御説明申し上げます。

御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 続いて、小根沢住民福祉課長、お願いします。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費を44万円追加し、2,671万9,000円とするものでございます。

節12委託料44万円の増は、昨年度実施予定であった住基システム電算委託が今年度事業となったことによる増でございます。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費を8万円追加し、7,251万7,000円とするもので、経済的困窮者生理用品配布事業に係る社会福祉協議会負担金の増によるものでございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費を5万6,000円追加し、52万8,000円とするもので、福祉医療費乳幼児・児童の柔道整復師分の現物給付分の実施に伴う需用費、役務費の増によるものでございます。

目2児童措置費を10万円追加し、7,276万1,000円とするもので、福祉医療費乳幼児・児童の柔道整復師分の現物給付分の増によるものでございます。

11ページを御覧ください。

目6子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費を48万6,000円追加するもので、昨年度事業の国庫補助金返納分でございます。

目8子育て世帯生活支援特別給付事業費を485万円追加するもので、今年度の新規事業に係る増額分でございます。

以上、住民福祉課関係の令和3年度の一般会計補正予算の説明をいたしました。

よろしくお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 続いて、稲垣建設農林課長、お願いします。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、建設農林課関係につきまして御説明を申し上げます。

す。

11ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、36万円を追加し、514万3,000円とするもので、節10需用費、消耗品費6万円は、毎月開催されております定例の農業委員会において議事を録音するためのICレコーダー1台分の購入費として計上させていただきました。

節12委託料、会議録作成業務委託料30万円は、先ほどのICレコーダーを使って録音した定例農業委員会の議事の音声データを業務委託によりまして議事録を作成し、データ納品いただくものとして計上させていただいたものでございます。

13ページをお願いいたします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費1,183万円を追加し、5,490万8,000円とするもので、節12委託料の村単事業分1,133万円は、県発注の入田沢地区、中之組沢砂防事業の工事箇所へ通ずる村道滝口1号線の道路拡幅に伴う用地測量費として33万円、村道当郷国道北3号線及び同6号線、国道143号をアンダーパスしております横断水路の設計など、測量設計委託費として1,100万円を計上させていただきました。

節16公有財産購入費、土地購入費50万円は、先ほどの委託料で御説明しました入田沢地区、中之組沢砂防事業工事箇所へ通ずる村道滝口1号線の道路拡幅用地の購入費として計上させていただきました。

以上、建設農林課関係の御説明を申し上げます。

御審議いただき、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 続いて、花見商工観光移住課長、お願いします。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） それでは、商工観光移住課関係について御説明申し上げます。

11ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目1商工総務費50万6,000円を追加し、1,919万4,000円とするものでございます。

節12委託料、太陽光発電施設設置業務委託料を計上しております。

村では、美しい村づくり条例により、村の美しい景観を永続的に資源・資産としていくために、村民・事業者等の景観に対する意識向上を旨としておりました。今回、太陽光発電施設では、景観意識の醸成から環境に配慮し、地域との共生を図ることを鑑み、景観資産の指

定基準の見直し、特定エリアの基準強化等、また、青木村太陽光発電施設設置事業指導要綱の見直しなど、太陽光発電施設に係る規制誘導の方策を検討するための業務を見込んでおります。それぞれの課ごとに既存の関係条例、要綱などございますが、連携して検討してまいるところでございます。

目2 商工業振興費、20万円を追加し、2,930万8,000円とするものです。

節18負担金補助及び交付金、商工業振興奨励金につきまして、高額機械等の取得件数の増によるものです。

目3 観光費、132万円を追加し、1,367万円とするものです。

節10需用費22万円につきましては、十観山バイオマストイレ管理用道路の修繕費を計上しております。

節14工事請負費110万円につきましては、夫神登山ステーショントイレに使用する水の確保を図るために、貯水タンク設置工事費を計上しております。

目5 移住定住促進費、500万円を追加し、2,448万5,000円とするものです。

節18負担金補助及び交付金、定住促進応援補助金につきましては、50歳未満の若者等による住宅の新築購入等に係る申請が増加しており、当初予算1,000万円に対して5件分増額をさせていただくものです。

以上、商工観光移住課関係の御説明をさせていただきました。

御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 続いて、成沢保育園長、お願いします。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園関係について御説明申し上げます。

11ページをお願いします。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目4 保育所費40万円を追加して、1億4,208万4,000円とするものです。

節17備品購入費は、FRP製プール2機の購入を予定しております。

未満児の受入れが増えたこともあり、従前のミニプールはゼロ歳児の水遊び用とし、一、二歳児用に新たに購入するものでございます。

なお、180万円の財源振替をしておりますが、内容は、先ほど歳入で御説明を申し上げたとおりでございます。

以上、保育園関係の補正予算について御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 続いて、沓掛教育長、お願いいたします。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

13ページをお開きください。

款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費ですが、341万円を増額して、5,583万2,000円といたしました。

節14工事請負費の増は、電話交換機が古くなったために更新をするものであります。交換機一式と電話機43台を新しくします。

続きまして、項4社会教育費、目7図書館費ですが、41万8,000円を増額して、2,193万1,000円といたしました。

節14工事請負費の増で、図書館内の照明をLEDに変える改修工事を行うものであります。

次に、目10五島慶太未来創造館ですが、382万4,000円を増額して1,375万8,000円といたしました。

節7報償費は、講演会の講師謝礼を見込んでおります。

節10需用費は、企画展のポスターやチラシの印刷代を見込んでおります。

節11役務費では、展示物の運搬費用と新聞広告費を見込んでおります。

節12委託費では、展示用のパネルの制作費や化石のレプリカの製作費を見込んでおります。

節14工事請負費では、展示用の照明設置工事費用と防犯カメラ設置工事費を見込んでおります。

節17備品購入費では、展示ケースの購入を見込んでおります。

なお、計画している企画展ですけれども、夏にはナウマンゾウの企画展、冬には上田地域の鉄道の歴史企画展を予定しております。

今回の補正は県からの元気づくり支援金の内示を受けての補正となります。

教育費は以上でございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎令和2年度青木村社会福祉協議会会計補正予算と令和3年度青木村社

会福祉協議会会計補正予算の報告

○議長（金井とも子君） 続きまして、日程、議案にはありませんが、令和2年度と令和3年

度の青木村社会福祉協議会会計補正予算について報告をいただきます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、よろしく願いいたします。

令和2年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第3号）

令和2年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,245万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村社会福祉協議会長、清水よし江。

それでは、7ページを御覧ください。

2 歳入

款1 補助金、項1 村補助金、目1 村補助金を20万9,000円減額し、333万8,000円とするもので、見込みによる減でございます。

款2 配分金、項1 配分金、目1 配分金を1万1,000円追加し、89万1,000円とするもので、こちらも見込みによる増によるものでございます。

款3 事業委託金、項1 村委託金、目1 村委託金を66万6,000円追加し、1,892万円とするもので、老人センターくつろぎの湯の委託金の実績によるものでございます。

款4 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料を187万9,000円減額し、334万1,000円とするもので、老人福祉センターくつろぎの湯使用料の見込みよりの減によるものでございます。

項2 手数料、目1 手数料を4万6,000円減額し、11万4,000円とするもので、自動販売機手数料の見込みよりの減によるものでございます。

款5 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金を390万円追加し、490万円にするもので、繰越金の見込みより増によるものでございます。

款6 諸収入、項1 雑入、目1 雑入を30万円追加し、70万円にするもので、見込みより増によるものでございます。

款8 寄附金、項1 寄附金、目1 寄附金を25万円追加するもので、フードバンク事業寄附金

の増によるものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

3 歳出

款1事務費、項1事務費、目1事務費を41万9,000円減額し、243万4,000円にするもので、見込みよりの減によるものでございます。

款2事業費、項1援護費、目1援護費を25万円追加し、73万円にするもので、フードバンク食糧支援事業費の増によるものでございます。

項2村追悼式、目1村追悼式を5万円減額するものですが、コロナ禍により事業を中止したための減額でございます。

11ページを御覧ください。

項3助成金、目1助成金は財源振替によるものでございます。

項5老人センター費、目1老人センター費を22万7,000円減額し、924万2,000円にするもので、見込みより減によるものでございます。

項6在宅介護者リフレッシュ事業費、目7福祉ふれあい事業費は、コロナ禍により事業を中止したため減額するものでございます。

項8くつろぎの湯運営費、目1くつろぎの湯運営費を63万2,000円減額し、1,347万円にするものですが、見込みよりの減によるものでございます。

13ページを御覧ください。

項9地域支え合い事業費、目1地域支え合い事業費を12万3,000円減額し、18万8,000円にするもので、コロナ禍により見込みより減になったものでございます。

項10結婚推進事業費、目1結婚推進事業費を16万7,000円減額し、34万円にするもので、コロナ禍により事業費が減になったものでございます。

15ページを御覧ください。

款3予備費、項1予備費、目1予備費を449万6,000円追加し、459万6,000円とするもので、見込みよりの増によるものでございます。

以上、令和2年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第3号）について御報告いたしました。

続きまして、令和3年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第1号）について説明いたします。

令和3年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第1号）

令和3年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,950万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月9日提出、青木村社会福祉協議会会長、清水よし江。

それでは、7ページを御覧ください。

2 歳入

款1補助金、項1村補助金、目1村補助金を8万円追加し、330万3,000円とするもので、経済的困窮者生理用品無償配布事業の補助金の増によるものでございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金を30万5,000円追加し、180万5,000円にするもので、繰越金の増によるものでございます。

9ページを御覧ください。

3 歳出

款1事務費、項1事務費、目1事務費を5万5,000円追加し、289万8,000円にするもので、弁護士等相談業務委託料の増によるものでございます。

款2事業費、項1援護費、目1援護費を33万円追加し、67万2,000円にするもので、フードバンク食糧支援事業、経済的困窮者への生理用品無償配布事業の増によるものでございます。

以上、令和3年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第1号）について御報告いたしました。

◎散会の宣告

○議長（金井とも子君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会といたします。

この後、この議場で写真撮影を行いますので、お残りいただきたいと思います。

そして、その後、全員協議会を行いますので、議員の皆さんは議員控室へ御移動ください。

散会 午前 1 1 時 3 8 分

令和 3 年 6 月 1 1 日（金曜日）

（第 2 号）

令和3年第2回青木村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和3年6月11日(金曜日)午前9時開議

日程第 1 一般質問

出席議員(10名)

1番	松本 淳英 君	2番	塩澤 敏樹 君
3番	平林 幸一 君	4番	宮入 隆通 君
5番	坂井 弘 君	6番	松澤 正登 君
7番	金井 とも子 君	8番	宮下 壽章 君
9番	沓掛 計三 君	10番	居鶴 貞美 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北村 政夫 君	教 育 長	沓掛 英明 君
総務企画課長	片田 幸男 君	参 事 兼 商工観光移住 課 長	花見 陽一 君
住民福祉課長	小根沢 義行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防 災 危 機 管 理 監	多田 治由 君
建設農林課長	稲垣 和美 君	教育次長兼 公 民 館 長	宮下 剛男 君
保 育 園 長	成沢 亮子 君	住 民 福 祉 課 課長補佐兼 地域包括支援 セ ン タ ー 長	高柳 則男 君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	上原 博信 君	建設農林課 課長補佐兼 建設係長	小林 義昌 君
税務会計課 課長補佐兼 資産税係長	奈良本 安秀 君	総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長	塩澤 和宏 君

課長補佐兼
企画財政係
総務課長
企画課長

小林利行君

課長補佐兼
福祉衛生係
住民福祉課
保健係

早乙女 敦君

課長
福祉係
住民福祉課

依田哲也君

觀光課
観光移住
工商観光
商移工商係

小山明之君

課長兼
企画係
総務課長
総務課長

小林宏記君

事務局職員出席者

事務局長

片田幸男

事務局員

小林宏記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（金井とも子君） 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の一般質問の傍聴には、村民の皆様の傍聴もいただいております。大変御苦勞さまでございます。

◎議事日程の報告

○議長（金井とも子君） 本日は、令和3年第2回青木村議会定例会の中で、一般質問日となっております。9人の議員が一般質問を行い、終了後、散会といたします。

◎一般質問

○議長（金井とも子君） 質疑の方法は、質問者の希望により、一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。また、質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

改めて申し上げますが、本日は9人の議員が一般質問を行います。

新型コロナウイルス禍でありますので、質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、円滑な進行に努めていただきますようお願いいたします。また、新型コロナウイルスに関する質問も大変多いことから、重複する質問は割愛するようお願いいたします。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いします。

◇ 沓掛計三君

○議長（金井とも子君） 9番、沓掛計三議員の登壇をお願いします。

沓掛議員。

[9 番 沓掛計三君 登壇]

○9番（沓掛計三君） 議席番号9番、沓掛でございます。

今回の一般質問は、コロナ感染対策の財政に絞り御質問いたします。

質問事項につきましては、コロナ禍での財政運営とコロナ感染症対策が終息した後の財政運営についてというように大きく分けて、一問一答でお願いできればと思います。よろしくお願いたします。

さて、北村村長も3期目になります。戦後3人目の村長として、歴代の村長とは違った政治手法により、着実に行政成果を上げてまいりました。国道143号新トンネル事業着手、道の駅関連事業、大型企業の誘致、福祉・教育対策等、大きな成果を上げてこられました。このことについて、敬意を表します。

しかし、これからの4年間、これら事業を完成させるとともに、効果を上げていかなければなりません。しかも、これから多くの行政課題が山積している上、新型コロナウイルス感染症対策が加わり既に1年以上となり、その対策と住民の健康と生活を守るための多くの時間が費やされております。そして、終息のめども立っておりません。

このような状況の中で、人類の健康被害とともに、全世界の経済活動にも大きな打撃を与えております。国では、この対策を見いだせない上、与野党共現状結果を追っての論争をしており、終息への道も見いだせない状況でございます。

国では、ワクチンの接種と経済活動の支援を進めております。村では、高齢者層の接種、全国的に先駆けて、順調に行われました。また、経済支援につきましても、教育、福祉、生活支援、企業活動対策等に、国からの交付金を有効に活用してまいりました。

現在、コロナ禍の状況の中で、村民のために実施した大きな成果を上げた事業や活動について、また財政運営についてどうだったのか、これにつきましては、村長からの挨拶の中で、令和2年度の分から始まりまして令和3年度についてのこれからのやり方というものを細かく上げておりますもので、この辺のところも村長に聞こうと思ったんですけども、これだけ細かく上げられると、なかなか聞きにくいというのが現状でございます。

その中で特に大きな成果を上げたなと思われるもの、これは村長自身が考えたものと、また住民からどのような御意見が出てきていたのか、このところを御説明願えればと思います。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） よろしくお願いたします。

冒頭、3期目の就任に際しましてお褒めの言葉をいただきましたけれども、これは、もし成果があったとすれば、村議会の皆さん、村民の皆さん、議会の皆さん、職員の皆さんの協力支援のおかげでございます。

今の御質問でございますが、冒頭の御挨拶の中で、2年度、3年度は申し上げたとおりでございますが、特に住民の皆さんの御要望にお応えする形で、私がいつも言うておりますように、まず一つは、困っている人にいち早く届ける、そして平等に公平に行う、そしてきめ細かく行う、以上の3点を、住民の皆さんの要望として入ってまいりました。

給食費の話も、村外へ通院されている方々、あるいはゼロ歳、3歳で自宅におられる方まで、平等にやったつもりでございます。非常に助かったと好評をいただいているところでございます。3年度も大変ラッキーに地方創生臨時交付金がありましたので、同じく給食費の無料化を継続しているところでございます。

もう一つは、商工業の皆さん、非常に大きな打撃を受けておりますので、村が負担いたしまして、国の給付金制度に上乘せをして、中小の33法人あるいは個人の事業者81人の方に補助をして、支援をしてまいりました。

特に実情に合った支援が必要ということで、生活に困窮した皆さん、あるいはひとり親の皆さん、そして国、県の制度では不十分な方々、あるいは支援が届かない方々に特に注目をいたしまして、手を差し伸べてきたつもりでございますし、また今御質問にはありましたように、コロナ禍が続く中で、そういったことを注視して村政を担当させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 接種等については順調に進んだと、また、いろいろなものについても、国からの約2億8,000万円ですかね、令和2年度については、これをうまく利用してきたのかなと、一般財源も投入していれば約3億を超えているんだろうと思っております。

住民への支援対策として、多くの事業を今までこのように実施してまいりました。しかし、コロナ感染の終息のめどが、まだ立っておりません。今後の対策として、どのような対策が必要なのか、これについても当初の村長の挨拶の中にありましたけれども、これからの交付金を使っての事業等については御説明がありましたけれども、これだけじゃ済まないだろうと。まだ村費も使っていかなくちゃいけないだろうけれども、どのような対策を、村長はこれから打っていかうとしているのか、このところをお聞きできればと思います。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） コロナ終息までの間、今しばらくかかるというふうに思っております。

その後のアフターコロナ、ウィズコロナの行財政運営は、私ども経験したことがないわけ
ございまして、大変難しく、そして厳しいことになるというふうに思っております。

一つとして言えば、国、県の補助、交付金等の的確な情報の収集と村事業の申請が最も大
事なことであるというふうに思っております。

2点目は、商工業の商工会の皆さん、自営業の皆さん、森林組合の皆さんなどの連携が大
事と思います。

そして、3点目でありますけれども、東急など、関係人口、交流人口の活用をしてまいり
たいと思っております。

4点目、工事中の竹内製作所の計画への操業開始を求めてまいります。

5点目、工場などのさらに企業誘致をしていきたい。

それからふるさと納税の活用など、民間活力などの活用ですね、これも十分していきたい
というふうに思っております。

財政基盤を強めることが最も、今御質問がありましたけれども、重要なことであります。

今後、コロナの対策としては、今基礎疾患のある方々のアンケートをし、これからワクチ
ン接種をしていきますけれども、65歳未満の方々にも、国では12歳以上というふうに言っ
ておりますけれども、この接種を急ぎたいというふうに思っております。

それともう一つは、コロナで引き籠もった高齢者の皆さんを、コロナ以前に戻すというよ
うなことも、大事なポイントだというふうに思っております。

そして、生活困窮者への支援、売上げ減した農業、商工業の皆さんへの支援などなど、山
積しておるわけですが、コロナ後の世の中がどういうふうになっているのか、全く
不明な点もございまして、なるべく早く、そして以前に望まれるようなコロナ以前の
社会、あるいは村の行政等に戻すことが最大のポイントというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 今回これから65歳以下で接種していくということです。これについて
も、早くワクチンの調達ですかね、まだ全高齢者が済んでいない中で、青木村だけが早くと
いうわけにはなかなかいきませんでしょうけれども、早く調達できるような方法を考えて、
村民全体に打てるようにやってもらいたいと考えております。

これら事業実施に当たってですけれども、この財源調達なんですけれども、今回の条例等

にもございます。軽減措置等が今回、条例の中にうたわれております。その中で、これは国の財源がどこまで期待できるのか、コロナに対する財源を国が本当に見てくれるのかどうか、村でも税収のほうで個人住民税等いろいろなところで猶予を持たせているようではございますけれども、この財源確保については、どのように考えているのか、お聞きできればと思います。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御案内のとおり、今コロナの事業の中で、国、県も借金がさらに増えました。その実態というのは数字的にはまだ出てきておりませんが、我が国はさらに借金大国になっていつあるというふうに思っております。誰もがこれを子供たち、あるいは孫たちに引き継いでいくというのをよしとしていないわけではありますが、いずれにしても健全なる財政に戻すには、いましばらく時間がかかるというふうに思っております。

村でも、前の御質問にも答弁申し上げましたように、やっぱり国、県からの補助金を今後の事業に生かしていくというようなことも大事であります。まず大変いいラッキーな立場で、今、竹内製作所が操業開始を直前まで来ております。今、村が半分以上の工事の進捗で、50%の工事の進捗が順調に来ておりますので、これを早く竹内さんにお引渡しをし、そして上屋の建設、そして操業開始ができる体制を早くいっていただく、そういうことをすることによりまして、青木村の財政については、少し緩和されてくるかなというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 次に、コロナが終息してからの財政運営ということでございます。いずれにしろ、終息しなければ、これはならないとともに、終息していくものと私は信じております。国では今のところ多くの借金をして財政出動しております。この金は、今後、国民全員、国民が返済していかなくやならない金でございます。また、経済活動が元に戻るには、長い期間が必要となり、税収の回復も早急には見込めないと私は考えております。

今後、国で地方への財政支援が厳しくなる、当然、国も金がないわけですから、この返済金がかかりますから、かなり財政支援が厳しくなってくると思います、終息した後でも。

今までコロナで実施した事業を、このまま継続していきまことはできないと、私は考えております。各ところで、それぞれ支援してきた金等については、継続はしにくいらうと考えております。特に経常経費となる事業については、慎重な対応をしなければ、村の財政破綻にもつながりかねないのではないかと考えております。

今までコロナ禍で実施した事業で、今後、国からの財政支援を見据えた中、慎重な対応を

していかなければならないと考えられる事業については、どのように考えておられるか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 令和2年度、3年度は、おかげさまで10分の10の補助であります地方創生臨時交付金を活用することができまして、本当に有効活用ができたなというふうに思っております。

先日も議会で御報告いたしましたように、今年度予算の中では、法人税はマイナス22.5%を見込むなど、他の財源となるところの村税、村民税、大変厳しい状況にあるわけでございます。

今御質問のありましたように、この地方創生臨時交付金の中でいたしましたものを、国の補助がなくなった後、継続していくことは、大変厳しい、全くできないものもあるというふうに思っております。

御質問の中にありましたように、経常経費につきましては、一度やったら定額的に毎年出ていくわけですから、これは本当に慎重に、また皆さんと議論していかなければならないなというふうに思っております。

大変厳しい中であります。税収も落ちます、国の補助金も大分落ちるだろう、そういう中で、村民の皆さんにも少し協力いただくことも今後出てくるかと思いますが、本当に先立つものは財政でございますので、ここは慎重にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） これはかなり今各住民に給付している中でも、今後我慢してもらわなきゃいけない経費というものが、かなりあるかと思っておりますので、これら取捨選択の中で、住民の御理解を得てやっていけたらいいなと考えております。

村の財政力の問題ですけれども、青木村は県下でも本当に低いほうです。自主財源の財政力というものが低いほうです。今後、自主財源の確保が課題となってきております。青木峠新トンネルの早期開通や、今順調に進んでいる岡石工業団地への竹内製作所の早期開業等、これは税収にかなり影響をしてくるものと考えます。

また、青木村の場合、工場誘致ですかね、長野県下では小さい町村、それぞれ市町村ですかね、工場誘致をかなりうまくやっているところと、青木村は工場誘致を今までそれほど大きくなかった中で、青木村の工場から入る法人税、そこで働く人の住民税等について、どのような税状態になっているのか、特にここら辺だと坂城さんとか、そこら辺はかなり不交付団体にもなっただけのことがありますから、かなりの税収を持っていると思いますけれども、

ここら辺の自主財源の確保に対するこれからの方向性等をお聞かせ願います。またそして、コロナ終息後の、これについてはちょっとあれかも分からないけれども、現時点で答えられるコロナ終息後の税収をどのように見ていったらいいのかということをお聞きできればと思います。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 市町村の財政力を表す指数として、財政力指数というのがあります。

これは市町村がどれだけ自主財源があるかという指数でありますけれども、青木村は長野県の市町村の中にあリましては、半分ぐらいの実力しか実はないわけでありまして。誰が悪いということではなくて、制度がそうなっているということでございますが、竹内製作所が出てくればということが、ずっと今日の議会の各9人の議員の皆さんの御質問にもお答えすることになると思いますけれども、しっかりこれは期待していいのではないかというふうに思っております。

しかし、今のところどのくらいの税収になるかというのは、建物の大きさとか設置される機械とか、従業員数とか、そういうものが私どもの基本となるものが、まだ竹内は決まっていないというふうに思いますので、今それを試算する数字は至っておりません。

今お話にありましたように、坂城町ですが、実は県内の町村で工業系が多いだらうという9つの市町村をひもといってみました。いろいろな数字をとってみましたけれども、町税の、うちで言えば村税ですね、1人当たりどのくらいかというのは、坂城は1人当たり16万1,500円、青木村は8万2,200円でございます。

特に3つの村について、幾つかの1人当たり等々で答弁したいと思うんですけれども、工業出荷額であります、青木村は18万1,000円、宮田村は57万1,000円、坂城町は1,489万円でございます。それから、1人当たり粗付加価値でございますけれども、いわばどのくらい儲かっているかという話なんですけれども、青木村は1人当たり56万円、宮田村が300万円、坂城が480万円。それから従業員の人口当たりのパーセンテージ、青木10、宮田27、坂城40。製造品の出荷額、青木村79億円、宮田村が504億円、坂城町は2,214億円です。

これで調べてみて、あっと思ったのは、竹内製作所は、1,200億円ぐらい売り上げていますから、坂城町の約半分が竹内さんだということが分かりました。

それから、普通税1人当たり、先ほど申し上げました。それから、法人税割の1人当たりなんですけれども、これも青木村は1人当たり1,400円、宮田村が5,400円、坂城町はなんと3万5,500円ということで、25.3倍の開きがございました。

御質問にストレートにお答えしていない部分もあるかもしれませんが、なかなか誰がコンピューター富岳をはたいても、作動しても分からないことばかりでございますけれども、本当に村税を村民の皆さんに負担を強いるわけにはいきませんので、どうやって自主財源を外から、あるいは村民以外の皆さんから引き出すかというのが、今後の行政課題、大きなテーマというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） はい、分かりました。

企業誘致等によって優良企業などあれば、かなりの税収が増えるということ。今、村長さんのほうから、宮田村という話が出ました。この宮田村については、私ども前回の議会の中で、宮田村へは視察に行きました。その宮田村、確かにいろいろな企業が入ってくる、特に中京圏と関東圏のちょうど高速道のところにあるからという中で。

ただ一つ、悩みが、宮田村のところで聞きました。会社として来てもいいんだと、いいけれど、働いてくれる人がいるかどうかというのが、私のところの記憶に残りました。

これから青木村も、竹内さんとか、いろいろな優良企業の皆さんが来てくれるに当たって、そこら辺のところ、ちょっと質問の項目に書いてはなかったんですけども、ここら辺のところを、住民の皆さんに勤めてもらうような方法、そうすると当然、個人住民税は上がってくるわけですから、そこら辺のところを答えられれば、ちょっと質問事項に書いてなかったもので失礼ですけども。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） つい最近も、宮田の村長さんと話せる機会がありました。優良企業を誘致したんだけど、やっぱり働く人がいないということで、村内の企業からは、いい評価ではなかったというふうに言っていました。今、杓掛議員がおっしゃったことが根っこにあるだろうというふうに思っております。

青木村は、竹内さんには既に工場を立地する際に、村民の皆さんを最優先で採用してほしいということをお願いしておりますし、坂城の工場とも30分以内で往来ができますので、若い人に住んでもらうということも含めて、今言ったような御質問の件は、課題は解決してまいりたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） いずれ限りのある財源の中で、住民からの要望の多い土木、農政、商工業等に対する投資的な経費とともに、教育や少子高齢化対策等、これらに当たる運営経費

ですかね、医療費も含めまして、必要な経常経費もかなりこれから高齢化で伸びてくるかと思えますけれども、コロナが終息した後を見据えてのこれからの財政運営、これ、長期計画もこれから作成なさるようになっておりますけれども、こちら辺の財政運営についても、お聞きできればと思えますけれども。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 一昨年の台風19号では、大きな災害はありませんでした。しかしながら、財政は2年たった今でも、ボディーブローのように効いております。それから、御質問にもありましたように、高齢者は増えていきますし、こういった高齢者の福祉に対する歳出増の様子は大きくなるわけでございます。そして、加えてコロナ禍の歳入の件、そして支出の増もあるわけでございます。

今年度策定の長期振興計画の中で、こういうことを含めて、あるべき姿をお互いに行政側と村民側の皆さんと議論してまいりたいというふうに思っております。

幸い私どもの村には、自然環境とか社会環境、本当に素晴らしいものがありますし、そういうことで、合計特殊出生率も移住者数も増えております。加えまして、国道143号のバイパスも見えてまいりました。竹内製作所の操業も、もう数年かというふうに思っております。

財政面から見ましても、新たな期待すべき要素はたくさんございますので、従来どおり、国、県そして加えて民間の情報収集に足で稼ぎ、村民の皆さんの負託に伝えてまいりたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） それでは、まだまだお聞きしたいことは多くありますが、コロナ感染症の終息後を見据えて慎重な財政運営をお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 沓掛議員の一般質問は終了しました。

◇ 宮 下 壽 章 君

○議長（金井とも子君） 続いて、8番、宮下壽章議員の登壇をお願いします。

宮下議員。

〔8番 宮下壽章君 登壇〕

○8番（宮下壽章君） 議席番号8番の宮下壽章です。

私は2年3か月ぶりに質問となりますが、通告に基づきまして、2問御質問いたします。村長ほか御答弁のほど、よろしく願いいたします。

1問目ですけれども、3期目を迎えた北村村長の村政方針についてということでお聞きいたします。これまでの8年間について、私も共に歩ませていただき、北村村長のバイタリティーある村政のリーダーとしての行動には敬服いたしております。

道の駅周辺の拠点化プロジェクトをはじめ、各分野に幅広く携わっていただきました。現在進行中の国道143号、青木峠新トンネル事業と企業誘致事業の竹内製作所青木工場建設は、現在も進行中ではありますが、双方共に将来の青木村の発展に大いに期待しておるところでございます。

ただいま世の中を震撼させております新型コロナウイルス感染症も1年半となりますが、これは誰も予想していなかったことでありまして、現在は第4波として変異種として拡大の様相でございます。そんな中、村内での感染防止対策もしっかりしていただきまして、そして高齢者を対象としたワクチン接種も、他市町村のモデル的な体制で進めていただきました。

しかし、いまだに進行中であるには変わりません。今後とも対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

ここで質問ですが、3期目を迎えました村長として、どのようなかじ取りをしていくのか、無投票選挙であったものの、立候補時に青木村の未来に向けて、青木村重点推進プロジェクトとして5項目の公約が示されております。それぞれについて、具体的にどのように推進していくのか、また、課題についてお伺いいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先の選挙につきまして、青木村の未来に向けて重点プロジェクトを公約をさせていただきました。これは、村民の皆さんのため、元気で豊かな村づくりの、そしてこの4年間、重点的に推進したいプロジェクトでございます。

御質問の推進課題についてでございますが、その一つとして、新型コロナウイルス感染症の克服プロジェクトでございます。これは、今、今日的な話題、今日の話題、課題でありますけれども、どうやってワクチンの量を確保するか、そして打ち手の先生等の医療機関にお願いできるか等、これが一番でございます。そして、先の沓掛議員にも答弁しましたように、国、県あるいは民間からの財政支援、これがポイントになってくるというふうに思っております。

ます。

そして、2点目は、国道143号青木峠バイパスの整備活用のプロジェクトでございます。これによりまして、地域に大きな雇用を生み出す企業の誘致、そして松本圏への通勤、通学、移住、定住、こういったことの促進、そして道の駅の利用者増による地域経済の活性化、広域的かつ連携による観光振興、村民生活の安全・安心等々でございます。特にこのトンネルにつきましては、用地の確保とか土捨場の決定とか、地元の協力でございます。

3点目の青木1校、小・中学校全学年2クラスのプロジェクトでございますが、学校教育の魅力の向上、そして移住Uターンしたくなる村づくりでございます。そのためには、働く場の確保、企業の誘致、村営住宅の建て替えも時期に来ているものがございます。若い人を増やす、こういったことが課題でございます。

4点目の健康寿命プロジェクトでございますけれども、健康づくりの体を動かす、体によいものを食べる、そして健康状態をチェックする、そして必要に応じてよりよい生活に改めるを、健康づくりの基本的な実践プロジェクトとして、全村民の皆さんに啓蒙・啓発活動を行ってまいりたいと思っております。

もう一つ、これ、健康寿命プロジェクトをやってきて思うのは、やはり生きがいというんですかね、社会的貢献、老人の方々が、そういうような気持ちになることが大事だなというふうに思っております。

最後でございますけれども、新時代創生プロジェクトということで、コロナ禍の、コロナが終わった後、そして青木峠が開通する、そして大きな工場が操業開始する、大きな分岐点にいるというふうに思っております。そういったことを村民の皆さんとビジョンを共有した計画づくり、そして実践でございます。

いずれにいたしましても、長期構想を作成の中での策定する課題といたしまして、20年後の日本がどうなっているんだろうかと、その中で、青木村の10年後を見て、そして今、来年、再来年、何をやらなければならないかというような計画づくり、課題の抽出の仕方が大事だと思っております。そして、より多くの皆さんの参画あるいは意見の収集、これが課題でございます。

それから、実効性のある、いわゆるあまりも、理想が高過ぎても駄目で、努力して実行できる、そういった計画づくりが、これには大きな課題というふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 新型コロナウイルスの感染症克服対策についてでございますけれども、

私もNPO法人として活動してまいったわけですがけれども、やはり観光に関する部分でありましたので、継続ということが困難ということで、解散せざるを得なくなりました。青木村においても、旅館ですとか観光業など、人を対象とした業種の皆さんは、資金的にも大変御苦勞されているのではなかろうかと思えます。温かい御支援をお願いしたいと思えますが、いかがでございましょうか。

○議長（金井とも子君） 花見課長、お願いします。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） 今、議員さんがおっしゃられましたように、コロナ禍の中、事業所の皆さんは大変御苦勞していただいていると認識しております。

村では、地域経済の活性化を促すために、地域振興券の発行を進めておりますので、事業所の皆さん、また村民の皆さんに御活用いただき、経済支援また地域活性化の一助としていただければと思えます。

また、長野県では、信州の安心の店認証制度により、飲食業、理美容など、より安心して利用、買物ができる環境づくりを進めております。要件を満たし申請した事業所では、プレミアム付きクーポン券の発行により、リピーター等、さらにお店の利用をいただける仕組みも進めております。今後も国、県からの情報を共有し、商工会と連携を図りながら、コロナ対策を進めてまいります。

○議長（金井とも子君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 村長のほうに、2番目の部分の国道143号青木峠バイパスでございませけれども、新トンネル開通後は、車両、交通量もかなり増加するものと思われま。近隣では、長和町から和田のバイパス、それから丸子から鹿教湯までの和合バイパスとか平井バイパスが先日できましたけれども、それぞれ住宅街を迂回するようなバイパスが建設されております。青木も青木の中心地を迂回するようなバイパスの計画もということで、住民の皆さんからも、大分前から、そういう御意見がございませ。

その点については、どのようにお考えになっているか、お聞きしたいと思えますが。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 143のトンネルが開通いたしますと、一定量の交通量は増えるというふうにお思っております。254の内村地区、あそこも行ってきました。あそこ残念ながら青木の地形は違っております、254は片側がずっと川との間が水田に近いですよね。青木の地図を上から、上からといひましようか、地図を見たり、あるいは現地を見たんですが、やはり住宅が両側にずっと密集しているということと、それから一部にはその後ろのほう、

後ろのほうというか南側も住宅街がありますので、なかなか254の内村みたいなバイパスを造るというのは困難だというふうに思っております。

それに代わりまして、交通安全施設、歩道等々の整備を十分していただくというのがポイントかなというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 青木を通っている143も特に市街地、青木の市街地は、どちらかと言うと、そんなに幅の広い道路ではございません。ですから、観光バスですとか大型トラックですとか、ほぼすれ違いにはいっぱいいっぱいのような状態じゃないかなというふうに思います。

私も自分なりにいろいろ思ってたんですが、当郷、殿戸、細谷、夫神ぐらいまでは、川沿いに川と平行のような形で用地は取れるとは思うんです。ただ、中挟地区、あの辺をやはり通っていくということは、住宅街であり、かなり大分困難なところかなというふうに思っております。

そのようなところも、いずれにしても今松本から上田までの143の道路改良について進めていただいております。上田市なんか三好町の辺とか、それから松本側のほうは、会田地籍までは大分進んでおります。

トンネルが開通した後は、相当な交通量も出るんじゃないかなと思っておりますが、いずれにしても住民の皆さんのほうからも、やはり交通事故ということが大分危惧されておるようでございますので、またそれなりに計画も立てていただけたらありがたいかなと思っております。

それでは、2問目の質問をさせていただきます。

青木村におけるSDGsの取組についてということで、御質問いたします。

SDGsは、持続可能な多様性と包摂性のある社会実現のためということで、2015年に国連で採択されました。17項目の国際目標であります。国、県はもとより、各自治体や企業でも取組がなされております。

17項目中の1番目の貧困をなくそうから、17番目のパートナーシップで目標を達成しましょうまで、多分野となっており、全ての対象とすることは難しいことではございますが、17目標の中にターゲットとして169の項目がございます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域経済や社会に甚大な影響が出ております。そこでお聞きいたしますが、人口減少と少子高齢化、また財政難など、課題の問われ

中でありますが、元気な青木村を将来につなげていくために、各項目を精査いただきまして、青木村版のSDGs施策を推進して、どのように進めていっていただけるのかお伺いいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） このSDGsを読みますと、17の大きな目標と、今御質問にありましたそれを達成するための具体的な169のターゲット、さらに細分化されまして、232の指標があります。その具体的な中身を見ますと、村でも当然同感するところがありますし、今までやっているところもあるわけでありまして。特に私が思っているのは、全ての人が健康と福祉をとという項目は、村がやってきたことと全く同義語でございます。

それぞれ国とか民間企業とか役割分担があると思えますけれども、地方公共団体としても、村としても、しっかりこの役割を果たしていかなければならないというふうに思います。

幸い今年度、第6次の青木村長期振興計画を策定することになっておりますので、基本的な方向をまとめた最上位計画になるわけですが、その中で、このSDGsとの関連性、あるいはどういった表現にするか、施策にするかというのを、検討してまいりたいというふうに思っております。

この持続可能で発展する村づくりの考え方は、これの続くのも御質問にありましたように、あるわけでございます。

特に、持続可能な開発に向けての実施手段として、パートナーシップということは今までも言ってきましたけれども、こういったことを活性化していきたいというふうに思っております。財政力そして人口が少ない青木村にとりましても、大変重要でありまして、関係人口の拡大に向けまして、東急グループとのパートナーシップをしっかりとやっていきたいと思えますし、企業の誘致、工場の誘致によりまして、雇用の場の創出、そしてなお財政基盤の安定化に向けまして、竹内製作所ともパートナーシップの関係にしていきたいというふうに思っております。

そしてまた、143のトンネルができたことによりまして、松本、安曇野あるいはその先にあります高山とか富山とか、そういったところとパートナーシップができるということを期待しておりますし、そういった政策をしっかりとやっていかなければならないというふうに思っております。

SDGs、現在行っている施策とうまく関連性を整理する中で、村民の皆さんの協力と理解をお願いしてまいりたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） よろしく願いいたします。

教育長にもお聞きいたしますが、目標の4番に、質の高い教育をみんなにという項目がございます。青木村においては、インクルーシブ教育やICT活用教育など、先進的な取組をいただいております。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響に寄り、学校の教育環境も大きく変わってきておりますが、SDGs施策として、どのようにお考えになっているかお聞きいたします。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今年の青木中学校の生徒会のスローガンであります、C h a n g e i s t h e f u t u r e 目指せ17の目標となっております。まさにSDGsをベースにした活動を、1年間通して行うこととなっております。

例えば総務会では、SDGsの理解を深めるために、全校レクチャーを行うこととしておりまして、また、文化奉仕委員会では、SDGs1の貧困をなくそうを踏まえて、地域で安心して暮らせる方法を一緒に考えましょうという具合に、様々な委員会が活動を進めております。このように青木中学校では、SDGsに向けた学びと自分たちでできることを真剣に考える年にしようとしております。

また小学校では、今年カナダから3名の児童が転校してまいりました。この3名の御両親は、3月まで国連にお勤めで、日本各地の中から青木村を選択して移住してこられました。最近、お父さんとお母さんが村内で講演会をされました。それを聞いて、中学校でも講演会をしていただくよう、今検討中でございます。お子さんたちも、今後、児童会の活動に積極的に関わっていきたいとお話しされております。まさに深くて広い経験からの選択、提案がされてきております。

一方、教育委員会といたしましては、今最も力を入れていく必要を感じているのが、政府がSDGsを踏まえて提唱しているS o c i e t y 5.0という考え方であります。狩猟社会が1.0、農耕社会が2.0、工業社会が3.0、情報社会が4.0、今後はコンピューターやAIを活用した新たな社会としてS o c i e t y 5.0で、それを提唱しております。文部科学省では、この考え方を受けて、G I G A スクール構想を構築しております。

現在、小・中学校では、タブレットや電子教科書を使って個別の学習や共同での学習の在り方について、信大と連携をして研修を行うなど、実際の指導について研究を進めているところであります。

いずれにしても、今後も世界の動きや日本の在り方について注意を払って、進むべき方向を決めていく必要があると考えております。

○8番（宮下壽章君） ありがとうございます。

私の質問は以上でございますけれども、現在いまだにコロナ感染症の終息が見えておりません。行事や人の往来なども制約されており、行政運営もままならないことは十分承知しております。村民の健康と命と生活を守る上にも、今後とも御尽力いただきますようお願いいたします、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（金井とも子君） 宮下議員の一般質問は終了しました。

◇ 居 鶴 貞 美 君

○議長（金井とも子君） 続いて、10番、居鶴貞美議員の登壇をお願いします。

居鶴議員。

〔10番 居鶴貞美君 登壇〕

○10番（居鶴貞美君） 議席番号10番、居鶴です。通告に従いまして、村長、担当課長より一問一答方式にて答弁をお願いいたします。

4月20日告示の村長選挙、青木村議会議員選挙において、両選挙共に無投票当選となりました。特に議会議員選挙においては、現在の村が発足以来、昭和32年でありますけれども、初めてということでありました。

佐久市をはじめ、直近では喬木村で定数割れが起きております。これは、議会の存在感が低下していると、このように厳しい御指摘をいただいております。村民の皆様の負託に応えるべく4年間しっかりと責務を果たす所存でございます。

前の二人の議員と重なる部分があります。重複しないように心がけてまいりますが、重複しましたら、御容赦いただきたいというふうに思います。

私は、今回の質問は、村政運営についてでございます。

先ほど前のお二人の議員が質問されておりました、私の質問が大分重なっておりますので、この部分について、ちょっと私もその部分に補足するというところで、御回答いただければというふうに思います。

今回村長が村政運営をしていく上で、2点の基本的な考え方、こちらが示されております。

1点目ですが、村の財源を増やす基盤をつくることです。財政力指数0.22の改善策として、人口減少の歯止め、観光振興、特産品の創出を挙げておられます。

お聞きしてまいります。この関係も、先ほど同僚議員からありましたんですが、この財政力指数、少し前の資料になりますが、2014年の資料で、県下77市町村の60位です。近隣の町村を見ますと、長和町が0.23、筑北村が0.18、麻績村も0.18と、青木村と同じぐらいの下位にあります。この0.22を4年後にどのくらいアップするかどうか、もしその腹案がありましたら、お聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 財政基盤をつくることは、本当に大事なことだというふうに思っております。私事でありませけれども、他の自治体で長くこういった仕事をさせていただいてきましたけれども、どこの自治体でも、財政基盤をつくるということは、財政力指数を上げるということは、大変苦勞してきております。

財源を増やす基盤をまずつくることでありませけれども、私は今までも金のなる木をつくりたいと、植えたいというふうに申し上げてきました。村政運営の最も重要なことで、財源の確保に努めてきたところでございます。

村税のうち、多くを占めます村民税、それから固定資産税を増やすことが大切というふうに思っております。具体的には、最も有効な方法としては企業誘致、特に工場の誘致が青木村にできる、すぐできること、すぐということはないんですが、努力したいというふうに思っております。

そして2点目は、多くのソフト、ハード事業についてでございますけれども、国、県から補助金あるいは交付金を受けるとともに、起債を受けられるものは受けて、財政の平準化を図りたいと、これもポイントだろうというふうに思っております。

それから、ふるさと納税など、五島慶太未来創造館などの民間からの支援を受けられる、それは大いに活用させていただきたいというふうに思っております。

ということで、財政力指数はこういうことをやることによって、結果ついてくるというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） この財政力指数、これを上げるには、今、村長から御答弁いただきましたんですが、自主財源を増やすこと、これが大きなポイントになります。ただいまも御答弁もいただきましたが、特に私が期待をしたいというふうに思っておりますのは、ただい

ま村長からありましたふるさと納税、それから償却資産、あるいは使用料、財産収入、こちらを増やしていただくと、私はそのように考えています。

具体的にどういう数字というのが、ちょっと私もまだ持ち合わせておりませんが、私の希望といたしますと、財政力指数を0.3、これが40位の立科町がちょうど40位、長野県の真ん中よりちょっとぐらいのところにあります。ぜひ青木村も0.3を目指していただければというふうに思います。

2点目になりますが、村政の課題に向けて果敢にチャレンジすると、この言葉は非常に重みがあります。また、この関係につきまして、私のお聞きしている村民の皆さんからも、大変に評価されております。村長には、ぜひ挑戦をいただきたいというふうに思います。この点につきまして、何かありましたらお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おかげさまで3期目に入らせていただきましたが、この間、青木村の8年間、そしてそれまでの経験を踏まえさせていただきたいというふうに思っております。この8年間も、うまくいったこともありましたけれども、計画どおりいかなかったこともたくさんあるわけでございます。

おかげさまで、これだけこの8年間働かせていただきまして、村の今の課題でありますとか、向かうべき方向というのは、私なりに見えているというふうに思っております。村民の皆さんの意向も、ある程度分かっているというふうに思っております。何よりも村民の皆さん、あるいは議会の皆さんの協力支援が必要であります。

最近、議会で議員必携のことが話題になりまして、改めて私も読み直しをさせていただきました。その中に、勇気と奮起が政治家の要素というのがありまして、これは必携の中の文章なんですけれども、かつてある有名な外交官がアメリカの大統領だったケネディに、政治家として一番大事なことはと質問したところ、即座にそれは勇気であると。同じこの外交官がチャーチルに聞いた、それは奮起であるという言葉が載っておりました。

私がかねてより、本当に1期目のときから、ある先輩が言ってくれました。行政首長になったら何か言葉をくださいと言ったら、「勇気を持って真実を語れ」という言葉をいただきました。おのれの、私の村政に対するこれは責務と思ってまいりましたので、我が意を得たといいましょうか、先輩が言ったことと同じだったなというふうに思っております。果敢に挑戦というのは、言い換えればこういうことであります。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 次に、また重なりますが、5個の重点推進プロジェクトを掲げられております。これは青木村の未来に向けられております。アフターコロナ社会が村に及ぼす影響は、大変に大きいだろうと、このように思っております。4年後、10年後の青木村の姿、どのようになっているのかどうか、どのようになっほしいで結構ですが、それにつきましてお聞きをしたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先の選挙で私は、青木村の未来に向けて、5つの重点プロジェクトの旗を立てさせていただきました。具体的には、コロナ感染症を克服すること、143青木峠のバイパスをつくること、その活用をすること、そして小・中学校を全2クラス化にすること、健康寿命を延伸すること、そして新時代創生でございます。

これを推進することで、青木村は元気で豊かな村へ、そして青木村がもっと輝いて、日本一住みたい村になるというふうを考えておりますし、また、それに取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 今回の選挙に当たりまして、村民の皆さんから御意見やらお叱り、御要望をたくさんいただきました。その中から取り上げさせていただきます。

国道143号関連であります。4項目、4点お聞きをいたします。その1点目です。

バイパスにより、アクセスの向上が期待されます。さらなる企業誘致PRを進めたいとされております。ただ、積極的な広報に至っていないという御指摘がありますが、この点につきましてお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） まずは造成中の竹内製作所の操業開始を期待したい、目指したいというふうに思っております。御質問にありましたこのバイパスによりまして、具体化してくる企業誘致も、やりやすくなるというふうに思っております。

しかし、工業適地は、イコール優良農地でもございます。農業との調和、環境との調和、それから景観にも配慮しなければならない。こういうようなことを念頭に置きながら、広報活動をしていかなければならないと思っております。しかし、今造成中の竹内製作所の操業開始に向けて、手いっぱいというのが現状でございますので、まずはそれを目指して、それに取り組みたいというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 2つ目ですが、国道143号沿いを商工業集積エリアにする方針に対して、土地利用に関する条例や計画は未作成だと、この御指摘に対しては、どうですか、お聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 既に議会の皆さんの議決をいただきまして、美しい村づくり条例を設置し、この中で規制と誘導策を策定しております。今後は、具体的な開発の個々について、調整を図っていくということになると思います。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 3項目目ですが、バイパス開発を見据えた魅力ある観光資源の発信や観光客の滞在時間を延ばすソフト面の対応と具体策、こちらについてお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 長野県の宿泊旅行の居住地、どこから来ているかということなんですけれども、1位は東京都19.4%、当然でありますけれども、2位はなんと愛知県なんですよね、11.7%。そのほか次に神奈川、埼玉、千葉より上になるわけであります。そういうことで、松本、安曇野方面に多く来ているというデータがございました。

白馬山麓は237万人、安曇野の湧水が145万人、上高地が124万人、年間の観光客、それから松本が91万人だと、1,000万人を超える方が、松本、安曇野地域に来ているというふうに、最近のコロナ前のデータでありますけれども、こういうデータでございます。

これらの方々をターゲットに、143の峠ができたときに、バイパスができたときに、青木村へ来る、こういうことをPRしていきたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 4番目ですが、村内の開発地が増えるに際して、移住を考える住民にとって、現在の風景が魅力的であり、明確な未来像を描く必要があると、こういう御指摘がありますが、この点についてお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今回5ヘクタールという大規模開発ですけれども、青木村には今後なかなかこういうような大規模開発、あるいは大企業等々が来てくれるようなことは、なかなか厳しいというふうに思っております。

村に来られる方は、この風景が魅力であるわけでありまして、そういった魅力を破壊することのないようないろいろな手だてを講じていかなければならないというふうに思っており

ます。いろいろ新しい課題も出てくるとは思いますけれども、今ある村をこのまま維持していくことが、最も大切なうちの一つであろうというふうに思います。

そうは言いながらも、やはり課題になっております財政基盤の強化との調和を、バランスをとりながら、開発も見据えてまいりたいと思います。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 要望をさせていただきます。

現在、村外から移住をしてきた若者の意見、希望、仲間づくりの場を実現してほしいと、このように私のところに要望が出されております。また、御返答は結構ですが、改めての場でお話ししたいと思いますので、一応お含みおきいただきたいというふうに思います。

次に、公共施設等の将来見通しについてお聞きをいたします。この関係は、去年の定例議会の一般質問で、持続可能な村づくりで質問をいたしました。施設の老朽化、財源の確保、住民ニーズの変化が課題でありました。御回答いただいておりますが、この関係につきまして、全国的に公共施設の統廃合や複合化が現在進んでおります。このような状況から、いずれにしても、今申し上げたことが必ず出てくると、このように思われますが、この点について将来見通しをお聞きいたします。

○議長（金井とも子君） 片田課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 人口の減少に伴いまして、公共施設の余剰化または遊休化が進む中で、全国的に施設の統廃合また今御質問にありますように複合施設化が進んでいるところでございます。これは市町村合併等によりまして、似たような施設を複数抱えている市町村にとっては、特に課題ではないかというふうに思われます。

本村には、そのような施設はございませんけれども、施設の老朽化によりまして修繕等の財政負担も増大しているということから、公共施設の在り方を検討し、将来にわたって発生する維持管理費の負担、こちらを平準化するために、公共施設等総合管理計画を策定して、適正な管理に努めているところでございます。

現状すぐに除去、建て替えが必要というような施設はございませんけれども、今申し上げました長寿命化計画にのっとりまして、計画的に維持修繕、また建て替え等の検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） これも私からの要望ですが、アセットマネジメントの導入を、ぜひ御検討いただきたいと、これは要望であります。

次に、令和3年、今年なんです、5月20日施行されました改正災害対策法についてお聞きをいたします。

まず、この改正災害対策法、この改正点について、お聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 防災危機管理監、お願いします。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） ただいまの改正災害対策基本法ということでございますが、こちらの趣旨については、頻発する自然災害に対して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るとというのが趣旨となっています。

主な内容としましては、避難勧告と避難指示の一本化、それから個別避難計画の作成について、市町村に対して努力義務化したことなどが挙げられております。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 村として、今後この対応策、こちらについてお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 多田防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 今後の村の対応ということでございますが、今回の改正に合わせて、避難勧告、避難指示の一本化については、5月20日からの運用に合わせて、村のホームページ及びフェイスブック等で情報の発信をしてございます。また、次号の来月号の広報にも、内容的には掲載する予定でございます。

また、昨年の事業になりますけれども、地域防災力向上行動計画の策定をいたしました。こちら、趣旨としましては、避難の遅れをなくすることが一番の趣旨となっております、全戸配布しました自助編には、「我が家の防災力向上行動計画」ということで、マイタイムラインなども示めさせていただいているところでございます。

また各地区において、防災マップの作成を一点で進めております。既に入田地区とそれから中挟、沓掛の6地区については作成済みとなっております、本年度は当郷地区で作成の予定でございます。順次、全地区で作成できるように図ってまいりたいと思います。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） この災害の関係につきましては、もう既にたくさん配布されております。それぞれの皆さんのところに配布されております。今改正がされましたので、改正点、改正しなければいけないものについては、早急に作り直しをしていただきたいと、このように思います。

それから、災害発生時の危機感を高めるために、線状降水帯の発生が注目されております。

気象庁と国土交通省が顕著な大雨に関する情報を6月17日から始めます。青木村においてですが、この線状降水帯をどのように見て、どのようにされていくのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 多田防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） この線状降水帯については、水蒸気を大量に含んだ空気によって長時間雲がかかりまして、大雨が降るという現象でございます。発生の予測については、気圧配置ですとか地形、風向き等、様々な要件がありまして、この降水帯によります影響というのが、近年先ほど質問にもあったとおり注目されております。村としましても、予測の中で十分注目していきたいと考えています。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 最後の質問に入りますが、フードバンク事業と生理用品の無償配布について、お聞きをしてみたいです。

まず、フードバンク事業です。

今回、補正の援助費で、25万円計上されております。この関係につきましては、社会福祉協議会の清水会長とお話をさせていただきました。フードバンク事業は、昨年8月から始められて、今年の3月に、3回目で38世帯106名の方にお配りしたということのようです。それで、そのうちの、ここがですが、このうちの約6割が子育て世帯だと、このようであります。私も愕然としたんですが、6割が子育て世帯だということです。このフードバンク事業に向けて、村もさらなる御支援を、今の25万円もそうですが、お考えだと思いますので、その点についてお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、生活が苦しい御家庭を支援するために、社会福祉協議会で始めましたフードバンク事業ですけれども、コロナ禍の影響もありまして、必要とする家庭が思いのほか多くありました。令和2年度は3回ほど実施いたしまして、今お話しありましたように、子育て世帯、母子家庭、ひとり暮らしの高齢者等に参加87世帯、約249名の方に、米、缶詰、カップ麺等の食料品等々、多岐にわたる日用品を届けることができました。

地区の民生委員さんに御協力をいただきまして、世帯ごとに希望を取っていただきまして、必要とする家庭の家族構成ですとか年齢等を考慮しまして、配布をいたしました。

今年度も民生児童委員の皆様に御協力をいただきながら、事業を実施する予定でござ

います。この事業には、村としても支援を行ってまいりますので、昨年度以上に多くの方に、また回数も増やしまして、必要な日常生活用品等を届けることができるように計画してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 次に、生理用品の無償配布について、お聞きをいたします。この関係は、私のところに子育ての奥様方から、ある方を通じて要望が出されて、ぜひ今回取り上げてほしいと、こういうことでありますので、あえてさせていただきます。

もう既に皆さんお分かりのとおり、全国的に広がりを見せております。調べましたら、この近隣の市町村も、各自工夫を凝らして始めておられます。議会においても、男性だけの議会でも取り上げているということがありましたので、私も取り上げさせていただいております。

この関係につきましては、青木村においても社会福祉協議会が対応しております。内容につきましては、既に報道がされましたので、内容についてはお分かりされていると思います。この関係につきましては、今後の取組ですが、現状とか近隣の状況、その点も踏まえて、どのように取組が強化されていくのかどうか、この点についてお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 生理用品の無償配布につきましてですけれども、この問題につきましては、生理の貧困問題といたしまして、全国的にも大きな問題となっており、令和3年5月、この5月の内閣府の調査によりますと、全国約255自治体で、学校などでの配布の検討をしているということでございます。県内におきましても、上田市、小諸市、軽井沢町等々で実施しております。青木村でも、社会福祉協議会におきまして、四つ葉のクローバー事業といたしまして、経済的困窮者への生理用品配布事業を実施しております。

事業内容といたしましては、老人センターで配布を行うとともに、小学校、中学校にそれぞれ配布し、学校の保健室に保管してもらい、保健室の先生から配付してもらっており、不足する場合には追加配布する体制をとっております。

また、今年度は、中学校の女子トイレのほうに、困っている生徒は保健室に相談してほしいという旨の貼り紙をしていただいております。

今後につきましては、学校等に状況等を確認を行いながら検討する予定ではございますけれども、村としても必要な支援は行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） この関係につきまして、2点お聞きをいたします。

まず1点、他の近隣自治体においては、災害用備蓄品を使っていると、このように報道されて、報道というか、されているようですが、今青木村の場合、この災害用備蓄品の生理用品、これを提供しているのかどうか、どうなっているのかどうかお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 多田課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 今回御提供させていただいたものについては、新たに入手したといえますか、手配して確保したものを、お配りをしております。当然、災害用ということで備蓄もしておりますが、それはあくまでもやはり災害用ということでございます。今日災害が起きるか、明日災害が起きるか分からない、そんな中で備蓄をしているものでございます。一定程度の期間で、その生理用品がどのくらいの期間の保存年限なのかということもございますけれども、一定程度の期間が過ぎたところで、例えばそちらの無償配布のほうに回させていただくとか、そんなようなことで、常に備蓄をしながら更新していくようなことをしていきたいというふうに考えています。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） この関係につきましては、各自治体とも女性の職員の方が対応をされております。現在、社会福祉協議会でも清水会長とその女性の方、ただし、男性の方が対応するケースがあるようです。これに対しての対応は、村としてもとらなくちゃ、村としてというか、考えなくちゃいけないと思いますが、こういう関係はあくまでも女性の方にしていただくということで、今申し上げたとおり、男性の方が出たときに、対応したときの女性に替わるとか、あるいはどうするかということをどのようにお考えかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 原則、社会福祉協議会の事務局が対応しておりまして、御案内のとおり、社会福祉協議会の職員は4人おりますけれども、3人が女性であります。ですから、原則として、ほとんど3人のうち誰か女性はいるというふうに思います。

ただし、土日、男性の職員が日直といいたいまいしょうか、いる場合がありますので、それはPRを既にしておりますけれども、あらかじめ土日の場合には連絡をくださいと、それをその時間を約束いただいて、女性の職員が来るという手配になっております。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 今何で質問したかという、清水会長が土日男性の方が私が出てきますと、このようなお話もされたので、あえて今私は質問をさせていただいたと、こういうことでございます。

次に、関連になりますが、コロナ禍による女性への影響が深刻化しております。DVあるいは自殺者志願が増加していると。昨年1年間で女性の自殺者数は7,026人、前年比で935人増加しております。特にデータを見ますと、主婦あるいは女子高生が増加していると、このようです。

この自殺に関して、青木村においては、どのような状況になっているのかどうか、お分かりでしたらお願いしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 現在のコロナ禍におきまして、女性の貧困等が問題になっておりますけれども、昨年青木村で自殺等の報告はございませんでした。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 相談回数も全くないと、こういうことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 生活困窮に関する相談にいたしましては、役場、福祉協議会等で相談を対応しておりますけれども、昨年度22件ほど相談がありました。そのうち、1、2件は、ちょっと自殺というような言葉も出たという相談もあったというふうに聞いておりますけれども、幸いなことに自殺にまで至ってございません。

社会福祉協議会からの相談につきましては、生活資金の貸付ですとか、先ほど説明いたしましたフードバンク支援等の対応をしていたところでございますので、今後も社会福祉協議会と連携いたしまして、相談支援等を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） この生理については、正しい知識を得る機会、あるいは相談できる場所を確保して、必要なときには休暇を取れるなど、社会全体で取組を後押しすると、このように言われております。やはり正しい知識、それにのっとって、私もあえて生理用品ということで取上げをさせていただきましたので、やはり正しい知識とか、そういうことがあれば、偏見とかもなくなるだろうと、このように思います。

フードバンクの利用状況、あるいは周辺の状況から、生活困窮者に対してきめ細かい配慮

を、行政の皆さん共々、私どももしていかなければならないだろうと、このように痛感しております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員の一般質問は終了いたしました。

ただいまから暫時休憩を取ります。

10時40分までといたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 松 澤 正 登 君

○議長（金井とも子君） 6番、松澤正登議員の登壇をお願いします。

松澤議員。

〔6番 松澤正登君 登壇〕

○6番（松澤正登君） 議席番号6番、松澤正登でございます。通告に従いまして、一問一答方式で質問いたします。村長、教育長をはじめ、関係課長の答弁をよろしくお願いいたします。

なお、先に質問に立った議員さん等の同等の質問は割愛させていただくよう努めてまいりますけれども、関連する質問になる場合は、よろしく御答弁をお願いいたします。

それでは、私のほうから、大きな2点について、質問させていただきます。

一つは、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。先ほどから何人かの議員さんが質問しておりますけれども、感染症の流行を経験した社会は、今後どのような変化を迎えるのかを、歴史学者の磯田道史さんは、日常をひもとくと、こんなことを話しております。「パンデミックの社会は、よい方向にも悪い方向にも振れる可能性がある。パンデミック後の社会は、多くの死を経験していることもあり、人身が荒廃し、極端な方向に走りやすい。これ

からの世界は危ない橋を渡るような不確実性の高い状況、すなわちよい方向にも悪い方向にも変わるせめぎ合いの時代が続くと予想される」と、こんなふうにご話しております。その意味でも、これからの10年は、人類の意思と行動が試される勝負の10年と言っても過言ではないと、こんなふうにご言われております。

さて、青木村は、集団接種を選択して、県が先行配分するモデル市町村に指定され、各自に日時を指定し、都合のつかない日を活用する方法で備えてきました。対象者は、1,650人のうち、第1回目は85.5%に当たる1,411人が接種を終えた。非常にスムーズにできたと感じ心をいたしているところでもあります。他市町村では、いろいろな理由があるようでございますが、予約を取るだけでも苦勞されている話を聞いてきました。青木村は、接種に携わった加計病院、診療所の先生をはじめ、看護師、村の住民課の職員の関係する皆さんには、心から感謝を申し上げたいと思います。

接種はこれで終わりではなく、今後16歳から64歳までの人への接種が始まるわけであり、ます。これからの1人でも多くの皆さんが、安心して接種できる体制をお願いしたいと思っております。

それでは、質問をさせていただきます。

まず1問目は、65歳以上の接種が終了しました。それを総括した感想は、お持ちであれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ワクチン接種は、コロナ感染症対策の切り札というふうにご思っております。接種先進国のアメリカ、イギリス、イスラエルでは、マスクを外したり、社会活動が元に戻りつつあるというふうにご伺っております。65歳以上の方への接種につきましては、2回目の接種が5月23日に終わりました、その日程が、いろいろな都合で合わなかった方には、引き続きまして診療所で個別接種を行っております。少し先行できたのは、モデル市町村に指定していただいたこと、地元医師会そして加計病院、そして青木診療所の皆さん等々のご協力があったことでございます。

65歳以上の方の接種率を申し上げます。昨日現在ですが、対象者1,650人のうち1,509人でありまして、その率は91.5%となっております、国が想定するよりも高く、そして早くできたということで、一安心しているというのが実感でございます。

今回のことを通じまして、行政全般ではありますが、課題に対して積極的に行動することが大切であるということ、改めて認識を職員共々した次第でございます。

64歳以下の皆さんには、今基礎疾患のある方々にアンケートを、今日締め切りでございますが、いただきまして、7月の中旬もしくは下旬に1回目というふうに、加計病院等々と調整をしておるところでございます。

引き続きまして、できるだけ早くワクチン接種を希望する皆さんに終了するように、関係のところをお願いをし、そして体制を整えてまいりたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。一層の御努力もまた大変ですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2問目でございますけれども、我々のように65歳以上の方は、一応今のお話のように、91.5%もするような大勢の方が終了しました。その後の日常生活の在り方でございますけれども、マスクを外して生活は可能なのか、感染はしないのか、今後もこういった65歳以上でもあり、また接種をした人であっても予防は続けるのか、この辺の日常生活について、お話をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 新型コロナウイルスワクチンを2回接種した場合のワクチンの有効性、発症予防効果は約95%と言われております。しかし、あくまでも発症予防効果でありまして、感染を100%予防するものではございません。

いまだ多くの方が接種を受けていない現状の中で、例え接種が終了したとしましても、コロナ以前のような日常生活にすぐ戻れるということではございません。接種を終え感染した場合、例え自分が発症しなくても、接種を受けていない人に感染させてしまうリスクがあること、及び100%発症予防効果がない中では、ワクチン接種後もマスクの着用、3密の回避、手洗い、咳エチケット、こういった基本的な感染予防対策を引き続き行った上で、日常生活を行うことがしばらく必要ではないかと考えております。

また、ワクチンの効果の持続性についてですけれども、現在のところ、はっきりと分かっておりませんが、報道等によりますと、ファイザーによりますと効果は半年以上1年未満ではないかというような報道もされております。ただし、これはまだ確定的なことは分かっておりませんので、今後、研究が進むことで、接種が1年に1回必要なのか、それとも半年に一度必要なのかということも分かってくるものであると思っております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） 次に、65歳以下の接種が始まっているわけでございます。村の今後の接種の進め方等について、お聞かせをいただきたいと思ひます。

現在、ワクチンは我々はファイザー社のワクチンと聞いておりますけれども、モデルナ社ですとか、アストラゼネカのワクチンも承認されていると、こんなふう聞いております。これからはどんなワクチンが使用されていくのか、ここら辺が分かりましたら、教えていただきたいと思ひます。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 65歳以下の住民の方の接種につきましては、まず基礎疾患を有する方の接種を優先的に進めるために、アンケート調査、意向調査を行っております。基礎疾患があり、ワクチンの接種を希望すると回答した方につきましては、今後、接種券を送付する予定でございます。

それ以外の方につきましては、県からのワクチンの供給状況、また医療機関等の日程調整等を行った上で、実施体制を整えてまいりたいというふうと考えております。

また、ワクチンの種類についての御質問でございますけれども、現在国内で承認されたワクチンは、ファイザー社、モデルナ社、アストラゼネカ社という3種類ございますが、市町村等で使用されているワクチンは、ファイザー社のものが主でございます。モデルナのワクチンは、大都市圏での大規模接種等で使用されております。アストラゼネカ社ワクチンは、今のところ国内での使用予定はないというふうにお聞きしております。

国におきましては、ファイザー社とは別の接種会場を設置することを条件に、モデルナのワクチンを市町村に供給するという考えを示しておりますけれども、今後、青木村にどの種類のワクチンが供給されるかは、現時点では未定でございます。

以上です。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） 何か聞くと、ファイザー社が一番効き目があると、こんなふうに認識しているわけですが、また御苦労ながらよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に進めさせていただきます。

新型コロナの感染拡大による望ましい、孤独や孤立での不安を抱える、先ほども居鶴議員から質問が出ておりましたけれども、女性の雇用等に直面する助成をはじめ、様々な困難、それから課題を抱える女性に対する政府でも地域における女性活躍の推進の課題解決のために地域女性活躍推進交付金というのが、第3次補正で交付金がそれぞれ話されていると思ひ

ますけれども、村ではこの交付金を使った何か事業というのは、具体的に行われているでしょうか、質問をいたします。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 地域女性活躍推進交付金事業でございますけれども、現在のところ青木村での実施予定はございませんけれども、長野県が県の事業として実施予定でございます事業がございます。その中で実施されますセミナー、各種講座等に、広報による参加促進等を図ることにより、事業に連携していければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。

先ほども出ておりましたが、私も男性ですから、なかなか理解はできないわけでございますけれども、非常に今世界で生理の貧困という問題が出ているということで、先ほども質問がございました。若干お聞きしておりますので、理解はしているわけでございますけれども、特にNHK等でも取材をして、心配しているというところの話の中で、ネグレクトによる親からの生理用品等が買えないとなかなか言えないと、そういう子供への対応というのが、先ほどもいろいろなところに準備をされ、いろいろな配布を考えていると、こういう御回答がございました。

青木村の場合は、その辺のところはどんなふうに考えて準備をされ、配布を考えているのか、もしお考えができたらお話させていただきたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 現在のところ村といたしましては、生理の貧困問題につきまして、具体的な実態等の把握はしておりませんが、先ほど御答弁いたしましたように、生理用品を小学校、中学校等の保健室に配布して、保健の先生のほうから配付をお願いしておりますので、今後学校等に対しまして、実態等の確認をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） 特になかなか理解したりつかめることは難しいと思っておりますけれども、特にこうした特に親御さんが男性であるとか、そういった場合は、なかなかこういったこの問題も出てくるんじゃないかな、難しいんじゃないかなと思っておりますが、特にこのネグレクト

に対する考え方は、これからも注視をして、ぜひお願いをしたいと思います。

次に進めさせていただきます。

次に、フードバンク促進事業についてでございます。先ほどもいろいろございました中で、私がちょっと補足で質問させていただきたいのは、こういった先ほどの方が大勢、特に6割が子育て世帯というようなことの回答がございましたが、私が思うのは、本当に必要とする皆さんに公平に行き渡っているのかなど。この辺のところは、私もちょっとお聞きしたところが、民生委員さん等の御意見を聞きながら配布をしてまいるというふうにも聞いております。この件でもし補足の説明がございましたら、お願いしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） フードバンク事業につきましては、議員御指摘のように、地区の民生児童委員さんのほうに、各世帯の希望等をとってもらっております。それと併せまして、社会福祉協議会のほうでは、希望と併せまして各世帯の状況、年齢構成等を勘案いたしまして、必要な配布品を配付しているということでございます。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ぜひ私が申しますのは、公平に行き渡るということが大事じゃないかなど、こんなふうに考えておりますので、御努力をお願いしたいと思います。

1点目につきましては、以上でございます。

いずれにしても、安心・安全な村づくりをよろしくお願いしたいと思います。

2番目でございます。

健康寿命延伸プロジェクトについて、お聞きをさせていただきたいと思います。

村長は先の臨時議会においても、公約として、また5つの重点推進プロジェクトを掲げております。その一つに、健康延伸プロジェクトで保健、医療、福祉、介護予防、日常生活支援の充実を図り、高齢者が安心して暮らせる環境整備をしてまいりたいと、こんなふうにおっしゃいました。青木村の健康延伸計画の冊子にも、「好きだよ！青木村～元気に・豊かに・健やかに～」と、こういうキャッチフレーズで、延伸計画が作成されております。

平成26年、健康づくり県民運動としても、信州ACEプロジェクトがスタートいたしました。健康寿命が注目されるようになり、地域包括支援センター等が設置されて、保健、医療、介護、福祉の充実が進んでまいりました。

そこで質問させていただきたいと思いますが、1点目として、健康寿命延伸計画に

よる推進がされてきた村の成果の状況といたしますか、感じていることをお聞かせいただければと、こんなふうに思います。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 健康寿命延伸計画は、令和2年3月に策定された計画でございます。策定から1年が経過しての成果でございますけれども、妊娠出産期における令和2年度妊娠届提出時の面接実施率は100%、妊娠中の飲酒率・喫煙率は0%、妊娠出産について満足している者の割合は90.9%と、計画策定時よりも上昇しております。

また、乳幼児期における3歳児健診受診率も96.6%と、これも計画策定時より向上しております。

令和2年度は、コロナ禍におきまして、事業の実施が非常に難しい1年間ではございましたけれども、村民の皆様にも少しでも健康に関心を持ってもらうように、広報紙に保健師だよりを毎月掲載いたしまして、健康情報の発信等をしてまいりました。

今後につきましても、健康寿命延伸に向けまして、関係機関等と連携しながら、取組を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。そういった今成果が上がっているということで、非常にうれしく感じております。

それでは、2番目でございますけれども、現在、8050問題、高齢化した親がひきこもりなどを抱える中高年の子供を抱える家庭で、生活困窮と介護が同時に生じている問題なども出ております。また、ダブルケア家庭において、家族や親族の介護と育児を同時に担う状況におかれて、1人で困難を抱えてしまっているケースも少なくないと聞いております。

特に現在、ヤングケアラーで18歳未満の児童が介護している家庭も増えているとか、こう新聞にも載っております。18歳未満の男女で17人に1人が1日4時間、高校生でも24人に1人が3.5時間、これをしている人が多いんだと。そうした中で、スクールソーシャルワーカーの介護等が必要という状況の中でのいるようでございます。

村では、こうした実例や取組がしっかり行われているのかをお聞きをしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村は、お互いの顔が見えるという関係の中で、住民福祉課、保育園、小・中学校、教育委員会の連携がとれておりまして、定期的に連絡会議を開いて情報

共有をしております。

その中で、ソーシャルワーカーや児童相談所への相談が必要な事案につきましては、即座に連絡をとりまして、対策会議を開いて対応をしております。具体的には、保護者や児童生徒からお話をお聞きしたり、家庭支援を行ったり、継続した相談を行ったりして対応しているところでもあります。

議員のお話しになったヤングケアラー等の事案については、まさに介入が必要な事案でありますので、そのような場合は、児童相談所と連携を図り対応しているとお答えを申し上げておきます。

また一方で、ひきこもりをつくらないということも重要な施策であると考えております。青木村がこれまで行ってきたインクルーシブ教育では、早期支援が最も重要であると示唆されました。たんとキッズあおきを誘致して、早期療育の充実を図ったのも、そのためであります。この問題は、現在抱えている問題への丁寧な支援と、将来このような問題が起きないようにする予防的な対応の両面が重要であると考えております。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） 今回のコロナ禍で、何度か青木としては実例とか、そういうことはあったということで理解していいですか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 具体的なところは控えさせていただきますが、継続して相談はしている例がございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。なかなか大変な仕事にもなるし、また何かそういう観察をするということは、なかなか難しいと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

次に進めさせていただきます。

青木村の重症疾患の年間医療費というのが非常に高いと、男女共、特にがんが1位で、男性の外来通院では糖尿病と高血圧症、それから女性の外来通院では高血圧症で、全国、長野県と比較いたしましても高い状況にあるというふうにあります。この状況に何か健康指導をされているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 青木村におきまして、がんの早期発見、早期治療を目的と

したがん検診を実施しております。また、検診の受診率を向上させるための取組も行っております。具体的には、特定健診と同じ日にがん検診を実施する等、より検診が受診しやすい体制を整えております。

また、がん検診で精密検査等が必要となった方には、精密検査の受診勧奨を行い、その後受診状況を確認し、未受診の方には再度受診勧奨を行い、精密検査100%の受診率を目指しております。

また、高血圧、糖尿病、脂質異常症を中心に、個別に保健指導を行いまして、個別支援後更にケアが必要な方には、運動教室の参加や栄養教室等への参加を促し、定期的なフォローを行っております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） 引き続きよろしく健康指導をお願いしたいと思います。

次でございますけれども、こういった重症疾患の患者の中で、特に注目したいのが、糖尿病患者の方々でございます。軽症であれば服薬治療等でいいわけでございますけれども、外来通院で人工透析を行う皆さんは、1日置きぐらいに受けていると聞いております。本人もさぞかし大変だろうと思いますし、家族の負担もかなり大きいわけでございます。受けている人たちは、通院されている医療機関はまちまちでございますが、通院方法も自家用車かそれとも公共交通機関を利用しているようでございます。通院費用はかなり上がっていると。

私、感じておりますのは、こうした透析患者への通院費補助ができないかなと。近隣では上田市ですとか長和町等が補助を出していると、こんなふうに聞いております。

そういったことに対して、青木村の対応は、先ほどから聞いていますと非常に財政も厳しいと、こういうことでございますが、この辺の御検討をされるお考えはないかなと、こんなふうに思いますけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 透析を受けられている患者さんへの通院補助の御質問でございますけれども、これにつきましては、他の市町村の状況等を参考にさせていただきながら、今後の検討課題というふうにさせていただいております。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ぜひ御検討をいただきたいなと、こんなふうに思いますので、よろし

く取組をお願いいたします。

次にでございます。

いつも生き生きと暮らせる支え合いの村づくりというような計画を推進する青木村の第9次高齢者福祉計画、また第8期介護保険事業計画が作成されております。村では介護、高齢者福祉のサービスから体制の強化にも力を入れていただいているところであります。

そこで、ちょっとお聞かせをいただきたいと思いますが、村では現在独居世帯、それから高齢者世帯というのが、どのくらいの数字があるか、お聞かせをいただきたいと思いますが。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） この4月1日現在、65歳以上の独居世帯数は295世帯、65歳以上の高齢者の二人暮らし世帯は307世帯ほどになります。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。こういったかなりの高い高齢者であり、また独居世帯というのものもあるわけでございます。

そういった中で、次の質問をさせていただきますが、高齢者福祉サービスというのが行われております。体制の強化の一環として、情報電話による通信サービスに加え、急病や災害等の緊急時にも迅速に対応ができるよう、緊急通信システムを整備して、安心して生活できる体制が整えられておりますが、このシステムの概要について、御説明をいただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 緊急通報システムでございますけれども、独居の高齢者または高齢者世帯等を対象といたしまして、緊急通報用の端末を設置するものでございます。端末に設置されましたセンサーによりまして、24時間の安否確認、本人からの緊急通報を受け付けて、親族等連絡者への連絡、緊急事態の場合は、消防署等への出動要請を行うシステムになっております。

この端末設置に係る利用者負担はございません。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ちょっとお聞きしますけれども、そうすると、希望があれば費用はなしで設置ができると、こんなふうに理解してよろしいですか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） そのとおりでございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） そうした中で、次の質問でございますけれども、私も過去に独りでいらっしゃる世帯に食材を配達する仕事も経験させていただきました。そうした中で、一人の高齢者が倒れていて、大体1日近い時間がたっていたと、こんな経験があるわけでございます。そうした中で、非常に有効的な装置だと思いますが、なかなか一旦倒れると、じゃ、どうするかなど、こういう状況になるかと思えます。そうした中で、現状は希望者に、今コメントいただいたように、誰でも設置できるというふうに聞いておりますけれども、できるだけ、今特に高齢者に限らず、若い人も独りで暮らしている人も増えつつありますが、そういった方にできるだけ便利に使えるように、また無償でというお話でございましたけれども、無償でということになると、かなりの大勢の方が希望すれば、相当な額とかになると思いますが、そういった設置はできるのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 高齢者世帯の方につきましては、地域包括支援センターの職員が日頃から訪問し、健康状態の確認、様々な相談等に応じております。その中で、この緊急通報システムにつきましても、必要と思われる方につきましては、案内等をしておりますので、もし緊急通報システムの設置希望がある場合には、職員に相談していただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ぜひまた、そういう方がおりましたら、懇切丁寧にまた御相談に応じていただきたいと思います。

私の質問は以上でございますが、いずれにしましても、村民の皆さんが元気で豊かに健やかに暮らせる村づくりに御尽力をいただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 松澤議員の一般質問は終了しました。

◇ 坂 井 弘 君

○議長（金井とも子君） 続いて、5番、坂井弘議員の登壇をお願いします。

坂井議員。

〔5番 坂井 弘君 登壇〕

○5番（坂井 弘君） 議席番号5番、坂井弘でございます。3点にわたって質問をいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症の封じ込めに向けて質問をいたします。

質問に先立って、この間の村のコロナ対応策について、一言申し上げておきたいと思えます。

先ほど来話題となっておりますが、ワクチン接種についてです。近隣市町村に比べ、また全国的に見ても、青木村の取組は非常にスピーディーかつスムーズであり、接種率も高く、全国の模範となる取組となっていたことを高く評価いたします。また、昨年度に続き、本年度も学校給食費を無償化したことについても、高く評価をしております。保護者から、本当にたくさんの喜びの声が伝わってきています。ありがとうございました。

さて、本年度コロナ対策についてですが、その具体的な対策方針、あるいは予算確保、そういうことについて質問通告をしておきましたが、先の議員の質問と重複しますので、この部分については割愛をいたします。

しかしながら、予算確保についてです。自治体によっては、コロナ対策応援募金を募って、対策資金に充てている自治体が見受けられます。昨年、特別定額給付金10万円が一律支給された際にも、その全額を社会福祉協議会に寄附された方もいらっしゃいました。先ほど村長のお答えの中で、交流人口というふうなお話もありましたが、そうした協賛団体の協力を得ることも考えられるのではないのでしょうか。一つの考え方として、御検討いただければと思っております。この点については、いかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 何としても今までの議員さんにもお答えしましたように、コロナ対策については、財源が必要であります。一つは、国が昨年度補正予算で予備費を取りまして、それがまだ記憶では3兆円と記憶しておりますが、そのくらい残っているんですね。それを早く国民に使えるように出していきたいというのが、今日の今日的な課題であります。

今の協賛団体というお話でありますけれども、なかなか東急も今は運輸業が大変な状況

でありまして、今財政支援を求めるといのは大変難しいわけですがけれども、昨日、今日のテレビを見ていますと、緊急預金というのがあって、外出しなかったり食事をしなかったりした預金が相当数増えているということなんで、これは全ての国民ではありませんけれども、そういったことで、このコロナ禍、アフターコロナになったときには、一時的にはそういうような需要が増えてくるだろうというように思っております。

そういう中で、企業には難しいんですけれども、そういう余裕のあるといいましょうか、方には青木村に来ていただくような、交流人口を増やす今まできっかけをつくっておりますので、ぜひ積極的にやっていきたいというふうに思います。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） この間、コロナ対策事業をたくさん行ってきていただいているわけですが、そうした事業の中で、コロナ後も継承したいというふうに今のところで考えている事業はおありでしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 令和2年度それから年度は、今までお答えしたとおりの事業をやってきております。大変この後、単独でいろいろやっていくのは大変厳しい状況でありますけれども、そうですね、あと数年すれば、竹内製作所が操業開始するでしょうし、それまでの間というのは、大変厳しい財政状況が続きます。また、具体的な厳しい予算の中でありましてけれども、議会とも相談しながら、村民の皆さんの期待に応えられるようにしていきたいというふうに思います。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 先ほど1点申しあげました学校給食費、これに関しましては、大変要望も強く感謝の念も大きいわけですが、そうした点についての継承についても、その中を含めて考えていただければと、御要望申しあげておきたいと思っております。

次にですが、コロナ対策として重要な3本柱、とりわけ封じ込めに対して、ワクチンそしてPCR、そして補償、生活支援であるというふうに言われております。もちろん医療体制の拡充は言うまでもないことですがけれども、この三つの柱について、村長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 新型コロナウイルス感染症の拡大防止をするために、一つは早期に陽性者を発見し、必要な治療、療養環境を供給して、感染拡大を防止するためのPCR検査、

そして発症予防のため現在実施しておりますワクチン接種、そしてコロナウイルス感染症の影響で収入が減少し生活に困窮している個人あるいは事業者を支援する補償、生活支援、これは新型コロナウイルスを克服していくために必要な施策であるというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） そうしたお答えをいただいた上で、具体的に質問いたしますが、3本柱のうちの1本目、ワクチン接種については、先ほど村の取組を高く評価したところであります。実施してみてもの教訓についてお聞きする予定でいましたが、この点については、先ほど総括という形で質問がありましたので重複します。したがって割愛し、次に、このワクチン接種、65歳以上の方に接種した中で、副反応の状況はどうだったのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 集団接種の会場で副反応等で体調が悪くなった方は、ほとんどおりませんでしたけれども、帰ってから後日、腕の痛み、倦怠感、若干の発熱等の症状があったという方の報告は受けております。

また、診療所におきましても、1日に数件、そういった症状で受診する方がいたというふうに報告を受けております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 2回目の接種以降、どうも体調が優れないと感じている方は、案内村の中に多いような気がします。全てがワクチン接種に起因するものとは言い切れませんし、気のせいということもあるでしょうし、原因がワクチン外かもしれません。しかし、何人もの方が同じ症状を訴えていたとすれば、統計的に把握しておく必要があるのではないのでしょうか。

接種者に対して、接種後のアンケートを実施するお考えはないのでしょうか。副反応はどの程度あったのか、体調不良に見舞われることはなかったか尋ねてみてはいかがでしょうか。そうすることで、今後の65歳以下の方の接種にも生かせるデータが掌握できるかもしれません。

また、先駆的接種を行ったモデル村としての責務を果たせるのではと考えますが、お考えをお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 接種終了後のアンケートについてですけれども、副反応等

につきましては、国及び他の自治体両方で実施している結果で、ある程度の傾向の把握はできているというふうに思っております。

ただ、青木村での実施状況、その後の状況を把握することも必要であるというふうには考えておりますので、アンケートにつきましては、例えば村民全体の接種が終了した後に実施する等、いろいろな方法があると思いますので、検討させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 65歳以下の接種が今後始まるわけですが、これについても質問が重なります部分は割愛いたしますが、この65歳以下の村民について、基礎疾患のある方は存じ上げておりますが、それ以外の方ですが、そこについても集団接種を基本とするのか、また早期接種のために方策としてどんなことが考えられるのか、そしてまた接種の優先順位、どこから始めていくのか、そういったことについてのお考えをお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 早期接種を実現するための手だてといたしましては、ワクチンの供給とワクチンの指定の確保、こういったものが必要だというふうに考えておりますので、これにつきましては、県医療機関、医師会等々の関係者の方と密接に連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

64歳以下の住民の方への優先接種についての考えでございますけれども、今現在、基礎疾患を有する方のアンケート調査を実施中であり、その方を優先的に接種を行いたいというふうに体制を整えておりますので、その体制整備と併せまして、こういった方を村として優先的に接種をしていったらいいかということも検討していきたいというふうに思っております。

報道等によりますと、いろいろな方、例えば保育士さんですとか消防士の方ですとか警察官の方、こういった方を優先接種している自治体等もありますので、そういったところも参考にさせていただきながら、今後検討させていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） より必要性の高い方の把握をして、接種を進めていただきたいというふうに思います。

続いて、PCR検査ですが、これまで村として独自にPCR検査の助成を行ったのは、成

人式の出席者の検査のみであったかと思います。村民からは、必要を感じたときにPCR検査を受けたい、そういった要望が圧倒的に多く寄せられているところです。

独自の補助を出している自治体の状況については、3月議会でも申し上げました。仕事で感染拡大地に行かなければならない、感染拡大地の方と会わなければならぬ、こういった方も村内にたくさんいらっしゃいます。茅野市では、こうした方に対してPCR検査の助成を行っています。

今後、村として自主検査もしくは社会的検査を奨励し、助成を行っていくというお考えはないでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 新型コロナウイルスのPCR検査についてですけれども、長野県では現在、長野県新型コロナウイルス感染症PCR検査実施等実施方針を定めまして、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止するためのPCR検査等に関する基本的な考えを示しております。PCR検査等を積極的に活用し、早期に陽性者を発見し、必要な治療、療養環境を提供することで、重症化を防ぐとともに、感染拡大防止を図っております。

この方針の中では、症状がない者に対する検査といたしまして、濃厚接触者、その同居人等、濃厚接触者に準ずる者に対する検査、社会活動を継続するために行う検査、具体的には感染拡大地域における集中的検査、検査技師等を有していない病院、高齢者施設等に対する定期的な検査、自主検査費用の補助、また社会経済活動を継続するための検査として、企業団体等の自主検査の奨励、陽性者が発生した場合の自費検査の補助、学校の部活動における公式大会の参加の際の検査費用の助成等を行っています。

以上のような施策を行うことで、検査が必要な方に対する検査体制は、以前に比べますとかなり確保されているのではないかと認識しておりますので、必要な方につきましては、この制度を活用していただくような形でお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 県の検査体制が整ってきているということは、今のお話から分かりますが、村として積極的にといますか、必要な方に必要ところで受けるということができて体制をつくるというお考えはないでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 自主検査を受ける理由といたしましては、いろいろ様々な

要因があつてございますが、例えば海外渡航が必要であるとか、仕事関係で求められている、その他何となく受けたいというような方もおるかと思ひますけれども、希望者全員に検査費用を助成しまして検査対象を広げることは、検査機関への負担がかかるということ、及び保健所での一元的な管理が難しい、また陽性者を早期に発見して感染の拡大を防ぐという趣旨というよりも、どちらかといいますと陰性であることの証明が欲しいということもあるかと思ひます。ですので、そういった方の検査につきましては、既存の制度を活用するか、さもなければ自己負担になりますけれども、そういった形で対応していただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 自治体によっては、自主的にそうした検査体制、助成を行うというふうなことを発表しているところもございます。そういう点も鑑みて、前向きに検討していただければということをお願い申し上げます。

続いて、現在の青木村の産業の様子はどうでしょうか。経営に行き詰まっているような事業者は出ていないでしょうか。先ほども同じような質問がありましたが、なお、加えて御説明いただけることがありましたらお願いします。

○議長（金井とも子君） 花見商工観光課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） それでは、よろしく申し上げます。

現在の事業所の様子ということでございます。令和2年度の状況でお答えをさせていただきますが、国の事業でもございましたが、1か月間で売上げが50%以下になったことがある事業者または法人が支給対象となる国の持続化給付金というものがございました。その事業者の申請は96社がありました。また、売上げが3割から5割までの減少者に対し、村単独の給付事業としても14社が申請されたということで、事業所全体の約6割近くが大きな影響を受けているというふうに認識しております。

今回のコロナ禍で、村内観光業や飲食業の皆さんも、とりわけ厳しい状況に置かれていると理解しているところでございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今のお答えの一番最後のところで、観光業者という、そういうお話がありましたけれども、とりわけ宿泊関係、飲食店を営む皆さんが、状況が困難になっているというふうを感じる場所です。黙っていても店の維持費に毎月10万円かかってしまう

んだということで、そこに月に二度か三度しかお客さんは来ない、これではやっていけないということで、生活を切り詰めたけれども、もう店を閉めることを本気で考えなくちゃいけないと、そんなことをおっしゃる方もいらっしゃいます。

こうした状況を、村では具体的にどのように把握しているのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 花見課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） 大変村内の事業者の皆さん、御苦労していただいているというふうには理解してございます。また、今年になりまして、国のほうでも緊急事態宣言の再発令ということで、緊急事態宣言地域との直接の取引の影響が出た事業所に対しましても、ある程度の一時的な給付金がありました。その中でも、やはりその事業所の利用している方もいらっしゃるということで、本当にかなり厳しい状況であるということを理解しております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 全国の感染者数が日々発表されておりますけれども、圧倒的に感染者数が少ないのは、鳥取県と山梨県です。鳥取県は、PCR検査の検査能力を高め、大量検査、早期検査を徹底して行っていることが功を奏していると聞いております。また、山梨県は、山梨モデルの実践であります。国も山梨モデルを全国の都道府県で導入するよう通知を出しました。

長野県は、この山梨モデルをどのように進めようとしているのでしょうか。また、青木村賭して、山梨モデルを推奨するお考えはないのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 花見課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） ただいまお話がありました長野県としてということでございますが、長野県では、独自に県民の皆様がより安心して飲食店を利用できるよう、信州の安心なお店認証制度が開始されました。長野県が定めた20項目のチェックリストを基に、巡回員の確認により安全なお店として認証される制度です。

また、長野県では、対象業種も飲食業だけでなく、理美容等をはじめとする文化芸術施設、スポーツ施設なども対象とする幅広い対応をしております。また、要件を満たす事業所では、プレミアム付きクーポン券の発行により、リピーター等、さらにお店の利用をいただける仕組みも進めております。

山梨モデルと同等以上に、コロナウイルス感染防止対策を行い、県民の皆さんが安心して利用できる環境づくりを推進していると認識しております。

また、青木村としてということでございます。青木村としましては、既に青木村ではということでございますが、長野県が進めております信州の安心なお店認証制度を、青木村商工会と共に連携をとって推進してございますので、今後とも協力をいただきながら、進めてまいりたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 確認ですが、県の認証制度は、今巡回というようなお話がありましたけれども、巡回して、全部その項目に載っていて初めて認証するというふうな形で行っているわけでしょうか。

○議長（金井とも子君） 花見課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） 手順としましては、巡回の確認をして、その後に認証されるという制度でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 青木村で、その認証制度を受けることができていないというふうなところは無いのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 花見課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） 基本的に県の事業で進めておりますもので、私どもでは、ちょっとその確認までは至っておりませんが、情報では、順次、商工会も御苦労いただきながら認証されているということで、認証ができなかったというのは、今のところちょっと聞いておりません。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 認証を受けるというか、その条件をクリアするためには、幾つかのことがクリアできなければいけない。山梨モデルでいえば、空気清浄機を置くとか、換気扇を完備するとか、飛沫防止であるとか、そういったこと等々に経費がかかるわけですが、こうした経費について、県の助成の事業は既に終わって、期限が切れているのかなというふうな気がしていますが、こうしたことについて、村として今後、助成を行うというふうなお考えはございませんか。

○議長（金井とも子君） 花見課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） 今回、長野県のほうの基準は、チェックリスト20項目ほどございます。その中で細かい点もあると思うんですが、例えばアクリル板とか、その辺の関係につきましては、今年の2月に県の事業により村の飲食店に対して、コロナ防止

対策の一環として、アクリル板5枚ずつをそれぞれ配布をしているという状況でございます。

また、それ以上にまた必要に応じたものにつきましては、財政状況が厳しい中でございますので、国の動向を踏まえ、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 村の飲食店、宿泊業の皆さんが、少しでも安定して事業ができますように、また村としての助成もよろしく願いいたします。

次に、この間、村民の声を聞く中で耳にした不安についてお話しいたしますが、コロナに感染して隔離策がとられた際の家族支援はどうするのか、ひとり親家庭だった場合に、親が隔離された後の子供たちの面倒、これは誰が見るのか、また、要介護者が家族内にいる場合、介護者が隔離されてしまったらどうなるのか、そういった不安です。

感染者のプライバシー保護が徹底しているために、そうした際の家族支援の実態が、一般には伝わってきていません。村として、どのような支援体制がとられていたのか、あるいは今後とることができるのか教えてください。

○議長（金井とも子君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） コロナウイルスにつきましては、診断の結果、肺炎像があるようであれば、医療機関への入院になりますけれども、もしないという場合であれば、中学生以上の陽性者は、基本的にホテル等での療養になります。ただし、中学生未満の子供や、親が陽性になり、ほかに子供等を見る方がいない場合には、全員が自宅療養になるということでございます。

自宅療養等になった場合には、基本的に外出が禁じられておりますので、県のほうで食料品等の日常生活物資等の提供をして支援を行うとともに、保健所のほうで保健師等が日々の健康状態等の確認を行っております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今のお話をお聞きしますと、県のほうで全て行っていて、村としての支援ということはないということでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 村での支援という御質問でございますけれども、新型コロナウイルスにつきましては、誰が感染者であるか等の感染者の情報を含めまして、村のほうには一切情報提供がなく、誰が感染したかということ把握しておりませんので、個別の支

援等の実施は、現在のところ難しい状況でございます。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 理解するところではありますけれども、村民はやっぱりそこが不安に思っている方がたくさんいらっしゃいます。そうした点では、先ほど小根沢課長がおっしゃったような、こういう対策がとられているんだというようなことも広報していただくと、不安を払拭できるかなと、そんなふうに思うところでもあります。

それから、特に先ほどひとり親という話がありましたが、要介護者がいる場合、預けるところがないとか、そういったことも全て保健所が手を打ってくださると、安心していただけるということで理解してもよろしいですか。

○議長（金井とも子君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 基本的には保健所のほう、県のほうで、そういった支援体制を確保して支援するという認識しております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 次にですが、健康寿命延伸策について、先ほど来話題になりました。

北村村政の重点政策の一つにもなっております。コロナ禍の中で、取組が十分進められていないというふうなこともおありかと思いますが、そうした中、住民福祉課長が新たに特別任用され、期待が大きいものがあります。市民課長としての今後の構想、重点策がありましたら、お聞かせください。

○議長（金井とも子君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 非常に過大な期待をいただいております、責任感を感じておるところでございます。

健康寿命延伸につきましては、基本的にライフステージごとの健康づくりが重要であるというふうに認識しておりますが、私は、その中でも特に高齢者の健康づくり、こういったものが非常に大事ではないかというふうに考えております。そのためにも、人間ドックを含みます健康診断の受診率の向上、そして、そういったシステムを活用しましての医療レセプト検診データ、介護データ等の分析を行いまして、健康課題の明確化、支援対象者の明確化を行いまして、高齢者に対します低栄養防止、糖尿病性腎症等の生活習慣病の重症化の予防を個別的な支援として行いますハイリスクのアプローチ、また通いの場等での健康教育、健康

相談等の積極的支援を行いますアプローチ、こういったものを一体的に行います高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業、これを青木村では今年度、令和3年度から実施する予定なので、今後につきましては、まずこの事業をしっかりとやっていき、フレイル、認知症等の健康上の不安を取り除いていくということが、今後人生100年時代を見据えての青木村の健康寿命延伸のためには重要なことではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） その成果に大いに期待をしたいと思います。よろしく願いいたします。

コロナ禍の中で、村民に日常的な運動を推奨するために、情報端末での体操呼びかけを4月から実施すると、3月議会で答弁がございました。しかし、6月中旬になりましたけれども、これについて実施されている様子が見られません。なぜでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 情報端末で体操の呼びかけと併せまして換気の呼びかけ、これを行うというふうな話を、3月議会で答弁したというふうな認識でおります。

換気の呼びかけにつきましては、その後、3月から実施しておりますけれども、体操の呼びかけにつきましては、御存じのとおり、4月からは新型コロナウイルスワクチン接種のために、住民福祉課中心に役場を挙げて接種に向けて準備等の体制整備していたところでありまして、正直なところ体操の呼びかけ等を実施するところまで手が回らなかったというところが、正直な理由でございます。

ただ、理由はどうあれ、答弁で4月から実施するというふうに申し上げた以上、4月から実施できなかったことは事実でありますので、そのところは反省しております。

情報端末で動画の配信を行うことは、データの容量的に難しいということもありまして、現在、誰もがよく知っておりますラジオ体操ですね、こういったものを情報端末で、音楽だけになりますけれども、配信することを準備しているところでございます。

大変遅くなり、誠に恐縮ではございますけれども、今しばらくお待ちいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） この件に関しましては、半年前の12月議会で提案をしたことです。既

に対応を進めているというふうな答弁が、そのときあったんですけれども、実際にまず換気が始まったのは、3月議会の前後です。理由は冬場に換気をすると寒いからという、何とも言えないお答えでした。冬場こそ換気が必要だったのにとというふうに思うわけです。

加えて、今、体操の呼びかけについては、接種で手いっぱいだったというお話、非常によく理解をします、大変御苦勞いただいていることは理解をいたしますが、課長もおっしゃったように、議会で答弁をされたのですから、もしそこに約束どおりできないようであれば、そういう状況でもう少しとか、そういったことがあってしかるべきじゃないでしょうか。議会で発言したこと、その重みをやっぱり十分に認識していただいて、今後、行政を進めていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 今後につきましては、議会で答弁した内容につきましては、責任を持って対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） よろしく申し上げます。

2点目の質問に移ります。

国道143号バイパス青木峠新トンネル開通を見通した村内周辺の道路整備並びに交通安全策について、質問をいたします。

この件についても、重複するところがございますので、割愛する部分が多々ありますが、安全策の道路整備として、これまで進められてきた進捗状況について御説明いただければと思います。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 国道143号の交通安全策でございますけれども、国道南側の歩道整備を、上田市境から青木の中心市街地に向けて、順次県のほうで進めていただいております。本年度も、議員さん御存じのとおり、アイリス薬局様から松本方面へ2か所の歩道整備を実施中でございます。

また、村におきましても、国道に接道する村道の整備としまして、道の駅東側の村道の村松北2号線の道路工事を現在進めておりますし、また、ファミリーマートの南北交差点にございます村道当郷国道北2号線からカラー舗装工事を行ってきております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 着々とこのところ安全策の事業が進んでいるというふうに理解をしているところですが、今お話がありました国道の歩道整備に関わっては、当郷から青木までの間の道路、両側とも全て歩道がつくというふうに考えていてよろしいですか。

○議長（金井とも子君） 稲垣課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 歩道の整備につきましては、地元の要望を受けて、順次県のほうで進めていただいている事業というふうに御理解をいただきたいと思いますが、一つ懸念材料として、やはり用地を地権者の方から売っていただかなければならないという中で、そちらの交渉がスムーズにいかない場合は、できないということですが、現在につきましては、国道の南側の歩道を順次整備していただいているということで、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） その用地買収によってもということとは理解をしますが、バイパスが完成までに、そうした歩道整備は着実に終わるのか、いつ頃までにこれを終える計画でいるのか、また、今年1年間ではどこまで進むのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（金井とも子君） 稲垣課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 先ほど御説明申し上げましたように、今年度につきましては、アイリス薬局様から当郷地区、2か所に分かれて、その整備ということでございます。本年度をもちまして、当郷までの整備区間としては、一応終了ということになります。今後は、村松地籍から一部殿戸もかかりますが、森林組合の手前までの歩道についての今度調査区間ということで、県が着手してまいりますので、今後そちらも用地交渉を進めながらやっていくということになりますので、御質問のとおり、トンネルが開通するまでということについては、まだ確定したことを申し上げる段階にはございません。

以上です。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 道路の同盟会、たくさん出ます。そこで各市町村からたくさんの要望が出されます。特に143の関係、一番要望が多いのは、丸子信州新線ですね。これが各市町村からたくさん要望が出されますけれども、本当に青木は143を含めて、それから豆石峠の手前を含めて、県はほかの市町村と比べて、本当によくやっただいているなというふう

に感謝しております。

今、稲垣課長が答弁しましたように、トンネルがいつできて、この143がいつできるかということなんですけれども、少なくとも143の歩道については、今殿戸から森林組合の支所まで、測量をするということになっていきますので、引き続いて事業化されているという理解をしております。

近く143の同盟会の総会がありますけれども、そこでまた新たな発表があるというふうに期待をしております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 歩道整備に伴ってですけれども、通学路の整備は、どのように進められるのでしょうか。国道の歩道を整備することで、今同様に今後とも国道を通学路として利用させるという方針でいるのか、あるいは別ルートを考えていらっしゃるのでしょうか、その点はいかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 稲垣課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 国道143号の歩道整備につきましては、住民の方が安全に通学する、その中には当然、児童・生徒の方もいらっしゃるわけですが、今後の新トンネル開通を見据えて、交通量が増えるということも予想される中、1日も早い歩道整備、全線ということをお願いしているという状況でございます。

通学路のルートを選定でございますけれども、こちらにつきましては、小学校につきましては、保護者の方が児童と一緒に実際通学路を歩いて、うちはどこを通学路にするということを選定して、それを学校に届け出て通学路に決まるということでございますので、こちらとしては、安全な通学路を整備するというので、ここが通学路として村が指定するというわけではないということで、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 通学路指定については、今、課長がおっしゃったとおりのことは理解をしております。しかしながら、竹内製作所もできるというふうな中で、安全な通学路を確保していくということは、重要な課題かなと思っておりますので、引き続きまた整備をお願いしたいというふうに申し上げておきます。

さて、整備を促進していただきたいのは、国道に限ったことではございません。かねてから、村長から国道のバイパス的利用として、夫神当郷間の国道と平行して走る国道南側村道

の利用促進が呼びかけられておりました。この道路の整備は進められるのでしょうか。地元住民からは、逆にかつてより道路幅が広がっていることで、スピードを上げて走る車が多くなり、大変危険になっているという指摘も聞かれるところです。この道路の整備促進、交通安全策について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（金井とも子君） 稲垣課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 議員さんおっしゃるとおり、この青木峠新トンネルが供用開始となれば、県からの試算というものがございませんけれども、交通量が増えるということが想定されます。

そんな中、今言われましたバイパス的道路というお話でございますけれども、それがまだこちらとしても何もルートがあるとか、構想があるわけではございませんが、先ほどの村長の答弁にもございましたとおり、仮に南側ということになりますと、恐らく自動車専用道路ということではなく、やはり生活道路の一部を使うということになることが想定されます。そうした場合、その道路ならば安全に通行できるのかという点についても、疑問は残りますし、またルート選定、また工事費等の課題も出てくるかと思えます。

村としましては、まず国道の歩道整備全線を整備していただくということを、第一目標に掲げていきたいと思っております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 交通安全については、幾つもちこちから要望が上がっています。具体的には別の機会に申し上げますが、こうした要望が上がった際、村としては、どのような手順で安全策を施しているのでしょうか。道路管理者による違いもあると思われしますので、その点も踏まえてお答えいただければと思います。

○議長（金井とも子君） 片田課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 今お話にもありましたとおり、道路管理者ということで、村道については、道路管理者が村になりますので、村のほうで例えばガードレールとか、そんなようなものにつきましては建設農林課のほうで、またカーブミラー等につきましては総務企画課のほうで予算化をして、対応をさせていただいているところでございます。

国県道が通っているわけですが、国県道につきましては、長野県が管理者になっております。そんなことで、村に要望がありましたら、村が県政事務所のほうへ要望をして、対応をさせていただいているという状況でございます。

しかし、いずれも予算の中で動いておりまして、その中で緊急性とか優先順位を定めて対応、していただいているという状況でございます。ですから、なかなか要望した事項がすぐに実現するかということは、また別の問題になるということで御理解いただければと思います。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 標識の設置についてお伺いをします。

案内標識、警戒標識、制限標識、指示標識及び道路標示は、それぞれについて、誰がどのように設置するのか教えてください。

○議長（金井とも子君） 片田課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 案内標識、警戒標識、警戒標識というのは主に黄色地に黒で印字されているようなものですが、そちらについては、道路管理者が設置をしております。また、規制標識、今おっしゃられた制限とか指示とかですね、規制標識ですとか信号機、横断歩道などにつきましては、県の公安委員会、警察の関係になりますけれども、こちらのほうで、そちらの判断、あるいはこちら側の要望に対して設置をいただいているという状況でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今のお答えですと、村道においては、案内標識、警戒標識の設置は村で行うというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（金井とも子君） 片田課長。

○総務企画課長（片田幸男君） はい、御要望を伺う中で、その必要性等を吟味する中で、設置するのは村ということになります。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 村道の中には、見通しが悪かったり急カーブだったりして、徐行したほうがよいと思われる箇所が多数あります。村民からの要望も出ております。こうした場所への警戒標識あるいは徐行を促すような標示の設置は、この間、進められてきたでしょうか。新たな標識や標示がこの間されたところがありましたら、教えてください。

○議長（金井とも子君） 片田課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 今の御指摘のような標識等の設置につきましては、地元区からの要望等によって設置をさせていただいている状況でございます。

近々でいただいている要望というのは、ちょっと私のほうでは認識していないものですか

ら、最近新しくそういうような標識ができたというようなところはございません。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） また具体的には要望を申し上げますので、検討をお願いいたしたいと思えます。

村内を走る村道、速度制限標識が見当たりませんが、村道の制限速度はどれくらいでしょう。

○議長（金井とも子君） 片田課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 今御指摘のとおり、本村の村道には、速度規制の標識がございません。警察にも問合せをしましたがけれども、標識のない道路というのは、一般的には法定最高速度は60キロというふうに言われております。

しかし、見通しの悪い交差点が続くような場所では、徐行の義務は発生するものというふうに理解をしております。また、そんなような状況の中で、地区によっては申合せ等によって規制をされているところもあるというふうにお聞きしております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 幹線道路以外の村道、幅員5.5メートル以下、中央線の引かれていない道路、いわゆる生活道路というふうに称していますが、こうした道路も、今のお答えですと、自主的に徐行するとかいうことをしなければ、制限速度は60キロであるということですね。

そうした中で、村道をスピードを上げて走り抜ける車を見受けることがあり、眉をひそめたり、危ない思いをしたり、あるいは事故に遭われたりという方がございます。そうした中では、規制を望む声が出ております。

かねてより生活道路を30キロにする取組が、全国的な取組として進められてきたように思っておりますが、青木村では、これに呼応するようなことはないでしょうか。

○議長（金井とも子君） 片田課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 今、議員さん御指摘のとおり、一般道路のうち特に地域住民の日常生活に利用されているような道路、いわゆる生活道路につきましては、速度制限する場合は、原則最高30キロというようなことで取組がなされているというふうに聞いております。

本村の場合ですけれども、生活道路といっても、その条件というのは様々なわけがございます。制限速度を設けて規制をしていくということになりますと、やはり住民の皆さんの要

望ですとか意見を十分にお聞きする中で、先ほど申し上げましたけれども、警察ですね、公安委員会のほうにお願いしていくことになります。

スピードを落とせですとか、飛び出し注意というような注意を促す看板の設置については、先ほど申し上げたとおりでございますので、村あるいは安協で対応が可能ということでございますので、実際にもPTAからの要望に応じて、国道なんかの通学路の様式とか、その辺については対応しているところでございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 住民の多くの声ということを大事にしなければいけないということも承知をするところですが、ある一方では、そうした標識、制限速度を標示するような標識が必要な場所もあるのではないかなというふうに思うところです。そうした点について、村としては安全点検を行って、そうしたところへの制限速度標識あるいは条例化、あるいは自主規制の看板を立てる、そういったようなことの実施を進めてほしいなというふうに思うところでありますが、御検討ください。

最後に、県道に係る要望を2点、先ほど村長からも丸子信州新線のお話が出ましたが、丸子信州新線豆石峠の通行が解除されましたが、長い間通行止めがあったためか、鹿教湯側が特に荒れがひどいなというふうに思うところです。また、修那羅峠ですが、夜の道が非常に暗いということで、外灯をつけられないかというような要望も聞かれます。こうした点について、お考えをお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 稲垣課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） いずれも丸子信州新線でございますが、豆石峠でございます。今、議員さんがおっしゃったとおり、この3月によりやく全面通行止めが解除となっておりますが、現在地滑り対策工事、これに加えて、その周辺の地滑りの調査ボーリングというものを鋭意進めていただいております。

丸子信州新線につきましては、上田市と青木村で整備促進の期成同盟会を組織しておりますので、今御指摘があった鹿教湯側の道路補修につきましては、上田市側のエリアになりますけれども、同盟会を通じて建設事務所あるいは県庁のほうに要望してまいりたいと思います。付け加えさせていただくと、上田建のほうも、この鹿教湯側の道路状態が非常に悪いということは認識をしていただいているということで、御理解をいただきたいと思っております。

それから、修那羅峠のほうへの外灯の設置に関してのお話でございますが、こちら、県の管理道路ということで、県の考え方としましては、夜間における交通の安全を確保するとい

うことを目的としまして、道路管理者であります県、それから交通管理者である警察署が調整の上、基本的に横断歩道のある交差点等に道路照明を設置するということが、基本的なスタンスということでお聞きしているという中で、道路はそれぞれ車、バイク等は照明があると、ヘッドライトをつけて通っていただくということで、財政的な観点からも、あの場所での設置ということは、御要望をいただいても、なかなか難しいというふうにお聞きをしております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 幾つか要望を申し上げてまいりましたけれども、こうした要望を原則的には、年1回、区を通して要望提出があるかと思えます。しかし、年度途中で発生したり、あるいは気がついたりすることも多々ございます。道路問題に限らず、村民からは、村への要望をもっと気軽に出せるようにしてほしい、村民向け要望アンケートをとってほしいといった声も聞かれます。また、役場のロビーに目安箱を設置してはどうかという提案がございました。こうした点について、村としてのお考えがありましたら、お聞かせください。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 特に毎年、区から要望を受けまして、私も現地に行って、原則全て見ております。その中で優先順位だとかを判断しております。

今までの経験で、なぜ区を通してというのは、やったけど反対する人がいるんですよ、中にね。そんなことがあってというふうに思いまして、原則区から年度途中もお受けしていますよ。区から区長さんを通して、区長さんというのは、区の全体の評議委員会とか、いろいろあるでしょうけれども、そこを通して来るというのを原則にさせていただいております。

いろいろな形で、私の家にも電話を、有線電話、情報電話をいただいたりしております。いろいろな形で、私どもは村民の皆さんの意見を、議員さんを通して結構です、区長さんを通して結構ですけれども、受け入れる門戸は開いて、ウイングは広げております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） それでは、3点目の質問に移りたいと思います。

青木村で暮らす社会的弱者への支援策について、お伺いをいたします。

まず村として、社会的弱者をどのように捉えて、どのような方を社会的弱者というふうにご考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 社会的弱者の方についての御質問でございますが、一般的には、様々いろいろな要因があるのでございますけれども、社会的に困難を抱えており、何らかの困り感等を持って日常生活を送っている方が、いわゆる社会的弱者に該当してくるのではないかというふうに思います。

この中には、例えば病気の方ですとか、高齢者、障害者の方、経済的困窮者の方、こういった方たちが該当してくるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） そうした方々について、村としては把握して、データ化しているというところで、理解してよろしいでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 社会的弱者の方の把握につきましては、個々の個別の相談、あるいは民生児童委員さん、人権擁護員さんの方からの情報等によって、把握に努めております。こういった情報につきましては、住民福祉課だけではなく、関係する各課が連携し、情報を共有し、必要な支援等につなげているところでございます。

データ化についての御質問でございますけれども、全ての情報がデータ化されているというわけではなく、紙ベース等で管理しているものもございます。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 子供たちもまた社会的弱者の一員でもあるわけですが、青木村では、村の子は村で育てることを子育ての基本姿勢としています。この点について、その理念、目指すところ、またそのための支援策について御説明ください。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 村の子供は村で育てるは、青木村の教育の合い言葉になっております。さらに、子供が真ん中、村の宝として子供を育てる、1人の子供を育てるには村一つ必要という四つの言葉が、青木村の教育のグランドデザインに盛り込まれております。

これは、子供たちの将来を見据えて、その子なりの豊かな生活ができるために、村として全力を挙げて取り組むという決意であります。主に社会力を育てることを大切に、多くの方に子育てに関わってもらっております。

また、特別支援学校に通っているお子さんには、副学籍という制度を導入しております、

入学式や卒業式に出席してもらったり、下駄箱や机や椅子も用意して、地域の子供であることをお互いに認識できるようにしております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ただいま特別支援学校に通うお子さんのお話がありましたが、そうした障害のあるお子さん、遠くの支援学校に毎日送り迎えをされている保護者もいらっしゃるかと理解をしています。また、就学年齢を迎える来年から支援学校に通わせなければならないかもしれない、その送迎をどうするのか思い悩んでいる保護者、あるいは放課後の時間、障害のある子供さんが安全・安心に過ごすことができる放課後デイの必要性を訴えてもいらっしゃいます。こうした御家庭に、村としてはどのような支援を用意しているのでしょうか。経済的支援のみならず、村として人的に支援する、そうしたことは考えられないでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 通学支援や放課後デイサービス支援につきましては、村内の児童発達支援施設や村外の様々な福祉施設に、行政として丁寧に支援をお願いしているところであります。今後も必要な支援が受けられるよう、村としてできることは対応していきたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今のお答えですと、本当に切実に悩んでいる、どうやって通学をさせようというのを悩んでいる方に、具体的にはどういうふうなことが用意できているのか、そうしたことがなかなか伝わらないのですが、そうした切実感を持った方々に対して、具体的にどういうサポートができるのか、御説明いただければありがたいと思います。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 実は今この場で、これができますとお答えできれば本当にいいんですけども、実際には大変困難な点も、これは御理解いただきまして、それに対して困難を切り開いていくように、村としても努力をしていくという、そういう思いを今日はお伝えしておきたいと思います。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） その思いは、そういう困難を抱えていらっしゃる御家庭が安心して通学できるような状況を、村としてつくるんだというふうなこととして承ってもよろしいでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） そこも含めて、様々な福祉施設のお力をお借りすることもあるだろうし、村として単独で行わなければならない場合が、もしかしたらあるかもしれない。今のところは、先ほど申しましたように、こうだと言いきれないというところが、実は大変苦しいところではありますが、様々な困難を今本当に努力をして切り開いていきたいという思いでおります。

以上であります。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 困難を抱えた支援学校に通うお子さん、複数いらっしゃるかと思うんです。それから、これからもまた出てくるかと思うんですが、そうしたときに、そうした通学支援をするようなシステムを、村として用意しておくということも大事なかなと思います。障害のあるお子さんのためのスクールバス、スクールタクシー、そういった制度についても確立していただくよう要望を申し上げておきたいというふうに思います。

続いて、不登校児の支援についてですが、これについては、どのように行われているでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 不登校児への支援ですけれども、お子さんによって状況が様々に異なっております。そこで対応も多岐にわたっております。まず、本人の意思決定を大切にしまして、スモールステップで学校に通えるような、そういう対応を考えています。

また、青木村は村費の先生も大変に熱心であります。多いことから、個別指導とか相談室登校とか、あるいはICTのすららネットを使った対応など、本当にできる対応をきめ細かく考えてまいりたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今、教育長のお答えの中で、学校へ戻るといふか、そういうことのためにを一義的に考えていらっしゃるというように聞こえたんですけれども、この間、文科省でも学校生活に戻すことを一義的に考えるのではなくて、学校以外の場所、すなわちフリースクール、そうしたような場所の学習も大切にすることを方向にかじが切られてきたのではないのでしょうか。そうした場合、保護者の経済的負担が増大することが問題になっているところですが、こうした御家庭への助成は、村ではどのようにお考えでしょう。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） コロナ対策事業の一環として行ってまいりました給食費無償化の対応を、フリースクールに通われているお子さんの御家庭にも、同様に助成をしております。昨年度行いまして、本年度も同様に実施する予定でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ただいまお答えいただきましたように、学校給食費については、同様に助成をしているということは理解をしているところですが、フリースクールで学習する方に対して、例えば通学にお金がかかるとか、いろいろな経費がかかるわけですが、そうしたことに対する助成というのは考えられないのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在のところ、そのような対応はしておりません。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 学校へ戻すということを考えたいという気持ちは、よく分かりますが、一方では、先ほど文科省の方針転換ということも御説明申し上げました。そうした別の道を選ぶ方の子供、あるいは保護者もいらっしゃる状況になってきている中で、等しく教育を受ける権利を保障するという点からは、こうした困難を抱えたお子さんに対しても、何らかの助成を考えるという時代になっているのではないのでしょうか。その点について、またお考えいただければというふうに要望を申し上げておきます。

続いて、ヤングケアラーの問題ですが、この点については、先ほど質問がございましたので、割愛をしたいと思います。あえて申し上げるならば、先ほどの中で出てこなかった問題として、協力機関という中で、学校とも協力しているというふうに思います。そういう中で一番状況をつかめるかと思いますが、高校との協力という、その辺のところは先ほどのお話にあったかなかったか、その辺もヤングケアラーになる問題というふうに考えたときに、高校との連携も大事なかなと思いますので、一言申し上げておきます。

最後になりますが、指定難病の患者さんの支援について、お聞きをいたします。

国が指定している難病は、現在333あるかと思えます。また、小児慢性特定疾病として、16種類の疾患が挙げられております。村内には、こうした難病を抱えている患者さんは、どれくらいいらっしゃるでしょう。また、そうした方への支援は、どのように行われているのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 現在、青木村村内に指定難病の方は33名、小児慢性特定疾

病の方は6人おります。また、こういった方に対する支援といたしましては、医療費に関する支援は県のほうで行っておりますが、村では家族等の個別の相談の中で、障害者自立支援協議会ですとか、サービス提供事業者等の支援機関等々、どのようなサービスの提供が必要か、また可能かということを検討し、必要な支援につなげております。

また、手当的な面の支援になりますと、児童手当、児童扶養手当に加えまして、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、こういったものの支給で支援をして行っているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 難病患者等福祉手当あるいは特定疾患等患者見舞金、そういう制度を設けている自治体が幾つかありますが、県内でも千曲市、松本市、安曇野市、伊奈市、それからお隣、坂城町、そうしたところで年間1万円から1万2,000円の見舞金を支給しているというふうな事業を行っておりますけれども、こうした制度は、青木村ではあるのでしょうか。もしないとすれば、新設するお考えはないのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 今の新たな手当についての御質問でございますけれども、県内で松本市ですとか千曲市に、こういった制度があるということは認識しておりますけれども、近隣の上田市、長和町等には、こういった制度はございません。ですので、そういった状況を踏まえまして、他の市町村の状況等を参考にさせていただきながら、今後の検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 社会的に弱者のことについて、今幾つか申し上げてまいりましたが、こうした方々に対する支援は、社会的弱者のみならず、社会的弱者を窓口にして、村民全体の福祉の向上に寄与するものだというふうに思っております。弱者に優しい温かい村政、これまでもそうでしたが、これまで以上にそうした村政を貫いていってくださることをお願い申し上げます、3点目の質問を終わります。

以上で、予定した私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 坂井議員の一般質問は終了いたしました。

これから昼食休憩に入りたいと思います。

では、午後1時15分から再開させていただきます。お願いします。

休憩 午後 零時14分

再開 午後 1時15分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き一般質問を再開します。

◇ 平 林 幸 一 君

○議長（金井とも子君） 3番、平林幸一議員の登壇をお願いします。

平林議員。

〔3番 平林幸一君 登壇〕

○3番（平林幸一君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、私はさきに通告をいたしました大項目の1から4について各項目ごとの小項目を一括質問してまいります。

大項目ごとの回答を村長はじめ執行部の皆様の御回答、お願いをいたします。

議員として一般質問のデビューとなります。本日、それから今後につきましてもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、大項目1、村民の命と暮らしを守る新型コロナウイルス感染症対策の強化について質問してまいります。さきの議員の方々の質問と重複する、そういうところがございませうが、御回答は省略をして回答していただきたいというふうに思います。

まず初めに、いまだに終息のめどが立たない新型コロナウイルス感染症に対応するため、長期にわたり、最前線で御尽力いただいている医療従事者の皆様、感染症拡大防止対策の先頭に立ち、奮闘されています村長はじめ執行部の皆様、また御協力いただいています青木村の全事業所の皆様に対しまして、心より敬意と感謝を申し上げます。

県下の感染状況は5月第4週以降、減少傾向にあります。警戒レベルが4から3に引き下げられ、また病床使用率も25%前後となり、先日6月8日には医療警報が解除されたところでもあります。が、しかし感染力が従来株より強い変異株を考慮しますとさらなる注意が必要です。

その中で、村民の命と安心を守ることを最優先とし、感染症対策の強化を取組としておられます。今後どのように対応されるか、お伺いをしてまいります。

小項目1、村民への啓発について。

村のホームページや情報電話による注意喚起等、懸命に行っていることを承知しております。しかし、一定の効果はあるものの、今、報道においても不安が広がっております。ワクチン接種情報等を含め、村民への情報発信についてあらゆる手段を講じるという意味で、情報電話やインターネットによる小・中学生に配布したタブレット端末を使った動画配信など提言したいというふうに思います。

情報発信にたけている職場、人的要員や幅広く活躍できる保健経験者を募り、総動員して村民への啓発に取り組んでいただきたいというふうに思います。

小項目2、これは重複する質問でございますが、ワクチン接種最優先対象者以外のワクチン接種の予定についてということで質問をいたします。

長期化する新型コロナのパンデミックは重症化して、命を失う人や経済的に困窮して生活が破綻する人を生み出しています。新型コロナに対する集団免疫を獲得し、早く流行を終息させるためにも幅広い層へのワクチン接種は大きな希望となります。世界では今、コロナの変異株による拡大スピードとワクチン接種スピードのどちらが速いのか、国家危機の明暗を分けているとも言われています。

青木村では医療従事者、高齢者への第2回のワクチン接種が他市町村に先駆け先行しており、他市町村の方々から羨望の声をいただいております。現時点の接種率、今後のコロナワクチン接種の予防計画及び接種順位の考え方、業態、業務、介護、福祉施設従事者、学校の先生、妊婦などの順位、そういった考えをお伺いいたします。

小項目3、新型コロナウイルス感染による困窮者対策です。

村内に住む方々、個人や中小企業は新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、令和2年度のコロナ感染症対策事業費の給付支援を受けた個人、事業者が多くあると承知をしております。困窮者の中にはいまだに休業が続き、生活資金も底をつき、また貸付けも限度となり、さらなる給付等が必要と考えます。

そこで、以下をお伺いいたします。

3の1、コロナ禍での青木村内の方々、個人や中小事業者の収入減、雇用への影響、景気の動向についてどのように把握されているかお聞きします。

同じく小項目3の2、引き続き支援を要するところへの給付、支援の対策事業費、令和3

年度補正予算の見通しについてお伺いをいたします。

○議長（金井とも子君） 小根沢課長。

〔住民福祉課長 小根沢義行君 登壇〕

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、まず最初に村民への啓発についてお答えいたします。

コロナウイルス感染症に対します住民への注意喚起等の村からの情報発信につきましては、現在広報紙、情報電話、村のホームページへの掲載などのほかに防災メールあるいはFMとうみというラジオ局の地域情報交流アプリ等も活用して行っております。

このうち情報電話は、現在、村の8割弱の世帯に配置されており、素早くリアルタイムでの情報発信ができるというメリットがありますが、一方で配置されていない世帯もあり、村としてもそういう世帯への情報発信に対しては課題があるというふうに認識しております。

今後につきましては、情報を得にくい高齢者等につきまして、感染の状況等を見ながら民生・児童委員さんや保健師等の訪問あるいは各種健診、健康教室の機会を通じまして情報を伝える等、配慮してまいりたいというふうに考えております。

また、住民への情報発信の在り方につきまして検討する際には、ただいま議員から御提案のありましたタブレット端末を利用した情報発信を含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、ワクチン接種についてですけれども、先ほど来答えておりますように昨日現在で91.5%の方が第1回目の接種を終了しております。今後はまず基礎疾患のある方でワクチンを接種希望する方についての体制を整えるとともに、併せまして64歳以下の方に対します実施体制を整えてまいりたいというふうに考えております。その際には他の市町村で行っております保育士、警察官、消防署の職員等、優先順位を参考に検討させていただきたいと思っております。

私から以上でございます。

○議長（金井とも子君） 花見課長。

〔参事兼商工観光移住課長 花見陽一君 登壇〕

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） それでは、新型コロナウイルス感染による対策ということで事業所の関係でございます。

まず1点目でございますが、村内の状況ということでございますが、概略につきましては先ほどお話ししてございますが、昨年度の状況でございます。国の持続化給付金を受給した

事業ということで1か月の売上げが50%以下となる事業者等対象者が、事業所は村全体の約6割近くということで大変大きな影響を受けていると認識しております。

また、入館料、利用料等などからの情報からでございますが、令和2年3月から令和3年2月の村内宿泊施設からの入湯税の支払状況、支払額の全体ですが、それは前年比で54%とかなり減少しております。また、横手キャンプ場では59.9%、信州昆虫資料館は83.5%と減少しております。

今回のコロナ禍で他の業種の皆様も大変厳しい状況に置かれておりますが、村内観光業や飲食業の皆さんもまたとりわけ厳しい状況ということで理解しているところでございます。

それから、引き続き支援を要する関係でございます。国の地方創生臨時交付金も限られた財源となっております。村全体の生活状況を見ながら対応しておりますので、村の財政状況とこれからの国・県の動向を見据え、また商工会とも連携しながら検討してまいります。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

御答弁いただいたコロナ感染症拡大防止対策、それから困窮者支援策につきましては継続取組を期待し、大項目1の小項目3点についての質問を終わります。

大項目2、雇用と人を守る取組についてお伺いしてまいります。

村長の施政方針にあります第1に村の財源を増やす基盤をつくること、人と仕事が集まる未来への取組は重要であると述べられています。実際、自主財源で行政経費を賄えるのか指標値で示されていますが、青木村は県内市町村の平均より低いのが実態です。

この実現に向けて企業支援や企業誘致など、産業振興を図ることで雇用が守られ、また人が集まり、そのことが財源増につながり、そして村民の生活が守れるように医療、福祉、そして子育て、教育の充実が図られるを挙げておられます。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下においても、その雇用と人を守っていくためにも待ったなしで取り組んでいかなければなりません。また、経営に直結する生産性を向上させるための取組や雇用を生み出すための新たな企業誘致も求められています。その雇用と人を守る取組、これをどのように取り組むかをお伺いしてまいります。

小項目1、中小企業の機能強化、デジタル化変革に向けた支援、中小企業へのITシステムの導入活用によるデジタル化の推進について、令和3年度の国の税制改正大綱にも、企業にデジタルトランスフォーメーションにより生産性を向上させるよう促しております。

そこで、どのように村内中小企業にデジタル化変革に向けた御支援を行うか、お伺いいた

します。

小項目 2、中小企業の機能強化、テレワークの促進に向けた取組についてです。

新型コロナによる在宅勤務を導入した小規模事業所も徐々に増えつつあると承知をしております。伝染病の病気の中などでますます人との交流が少なくなると考えられますが、なかなか今までの働き方から脱することができないこともあるのではないかと思います。

そこで、テレワークの促進のための補助制度を創設し、進めてはいかがかと考えます。どのように考えておられるかをお伺いいたします。

同じく小項目 3、新たな企業誘致に向けた取組。

岡石工業地整備事業は造成工事も11月末完成予定で、12月からは入居企業の工場建設のステージに入ろうとしております。これらは期待の事業と承知をしています。

例えば自動車産業では100年に一度の大変革期においてはデジタル化の進展に向けてIT産業など、またカーボンニュートラル2050年、ライフサイクルアセスメント、LCAで二酸化炭素排出量をゼロ、脱炭素社会に向けて水素の技術開発が大変重要とされています。

そこで、村内既存企業の発展に加え、重点産業分野はもちろんのこと、新たな分野への転換とその受皿、新たな成長発展企業誘致について、どのように考えているかをお伺いいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 私から小項目 3、新たな企業の誘致について答弁をさせていただきます。

国は、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略に大きく取り組んでおります。これは経済と環境の好循環につながる成長産業の1つというふうに捉えております。

最近でありますと、水素の大規模輸送船の就航がありました。培養プラスチックの取組も大きくなってきております。先日、トヨタは水素エンジンで24時間の耐久レースを完走いたしました。御質問にありますような企業は大きな転換期を迎えているというふうに思っております。

まず、企業誘致には必ず条件となります企業の進出、土地の譲渡、農業振興地域への解除、環境の調和がございます。私はこの8年間、企業誘致に取り組んでまいりました。非常に高い高いハードルが、壁ございました。

まず、御質問のような企業が求める今のニーズは何なのか最近の情報収集をしてまいりた

いと思っております。併せまして村の魅力情報を発信いたしまして、平林議員がおっしゃる
ように人と仕事が集まる、そんな村に努めてまいりたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 花見課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） それでは、中小企業の機能強化、デジタル化変革
に向けた支援ということの点でございます。

議員さんからお話しありましたデジタルトランスフォーメーションの関係でございますが、
令和3年度の税制改正によりデジタルトランスフォーメーション投資促進税制が創設されま
した。

この制度かと理解しているところでございますが、デジタル技術を活用した企業変革、デ
ジタルトランスフォーメーションを進める観点からデジタル環境の構築、クラウド化など
による企業変化に向けた投資について、全額控除または特別償却ができる措置となってござい
ます。

まずは事業者がどのような経営ビジョンをお考えか、そして基盤となるITシステムの構
築はどのようなものかなど、またそこから村として何を支援できるのか、国等の情報を得な
がら今後研究してまいります。

また、2点目の中小企業の機能強化のテレワークの関係でございます。コロナウイルス感
染症により地方への魅力的な働く環境が求められつつある時代となっております。コロナの
終息が見えない中、まずは村民の安全・安心を優先的に考慮して進めている中でございま
すので、現時点での補助制度の新設は難しい状況です。村内事業所の動向等を踏まえ、今後の
研究課題とさせていただきます。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

御答弁いただいた中小企業の機能強化、それから新たな企業誘致について継続取組を期待
をし、大項目2、小項目3点についての質問を終わります。

続いて、大項目3、青木峠新トンネル整備事業の推進についてお伺いをしてまいります。

青木村民の悲願でありました青木峠新トンネルの事業化が決まり、地質調査等が行われ、
現在は設計段階と具体的に事業が着々と進んでいると承知をしております。上田地域と松
本・安曇野地域を結ぶ信州の大規模基軸道路の整備事業の一環である青木峠新トンネルの整
備事業について、地元住民の皆さんは一日も早い開削と開通を願っております。

そこで、この青木峠新トンネルの整備事業について、全体日程と課題及びその開通後の展

望、課題について、以下をお伺いしてまいります。

小項目1、整備事業全体スケジュール日程は、また完成目標期日は。

小項目2、その課題はどのようなものか、またそれは幾つあるのか。

小項目3、それからその課題ごとの認識とその解決に向け、何をいつまでに行っていくか。

小項目4、その解決に向け、村、地元が負う課題とは何でしょうか。

小項目5、開通後の展望について。

小項目6、開通後の想定される課題は何でしょうか。

小項目7、開通後の課題ごとの認識と解決に向け、何をいつまでに行っていくかをお伺いをいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 3、青木峠新トンネル事業着手の推進について、順次お答えしてまいります。

このトンネルにつきましては御案内のとおり事業者が県でございまして、全て承知していないという部分もございまして、あらかじめ御承知おきいただきたいと思っております。

現在、トンネルの詳細設計と道路の詳細設計を今実施中というふうに伺っております。おおむね1年間ぐらいかかるのかなというふうに思っております。来年度以降、残土処理場候補地の調査、用地測量、物件調査、用地買収などに着手していく見込みであるのではないかとこのように推測しております。

本体工事の着工時期は未定でございまして。これから関係者にあるいは関係区の皆様方に計画の説明をし、御了解いただくとともに、また用地あるいは土地をお借りをする部分も、工事ヤードですね、そういうことをお願いしていくことになると思います。

それから、もう一つ大きいのは予算の配分ですね。この事業に多額な費用がかかりますので、予算配分がどのように変わっていくか、大変大きなポイントであります。今の時点で何年度完成、供用開始というのはまだ不明な状況でございまして。

小項目2の課題についてであります。予算の確保は、これは大きなことでありまして、2として関係する地権者からの土地の提供、3としてトンネル掘削の残土の処理場の確保、そして4として地元の協力がございまして。

解決に向けてでございますが、繰り返しになりますけれども、事業の進捗が滞りがないように進めるために必要な予算の確保は国・県において確保していただく。我々も同盟会として側面から一生懸命協力してまいりたいというふうに思っております。

それからまた地元の皆さんへの必要性を十分説明し、御理解いただくこと。土地の提供をいただくこと、残土処分場について候補地の選定を進めていくところで、これも地元の皆さん方の御協力が必要であります。県が事業者でありますけれども、一番の地元であります青木村としても、これには鋭意取り組むとともに協力してまいりたいと思っております。

4の地元が負う課題についてでございますけれども、本事業の早期完成に向けまして、村といたしまして関係する市町村と同様、期成同盟会を通じまして、国・県へ要望していくこととなります。用地取得も県の事業だといいながら、前面に村が立ちまして、これをお願いをしていくということにしております。地元の説明会の開催もそうでございます。残土処分もいろいろ環境への影響とか大量の量になりますので、候補地を幾つか選んで、いろんな作業を進めながら候補地を決定していくことになると思います。

開通後の展望でございますが、御質問にもありましたように村にとりまして半世紀の悲願でございます。開通はいろいろな面で明るいニュースになりますし、またこれを活用して村の発展につなげていきたいというふうに思っております。単に道路を整備するだけにとどまらず、村民の生活が変わってくる、これをよい方向に持っていきたいというふうに思っております。

それから松本・安曇野方面へのアクセスが飛躍的に上がることによりまして、村民の通勤・通学圏内に、あるいは工場誘致あるいは高度の医療を受けられる、あるいは買物が松本方面に広がる、こういったことを活用していきたいと思っておりますし、松本空港もいずれ国際空港になるというような県の計画もございますので、そういったことの展望を持っております。何よりも今の計算、試算では8キロ短くなって、時間も21分短くなる。大変運転しやすいということを期待をしているところでございます。

6の課題につきましても、交通量の増加に伴います交通安全、それから渋滞する時期あるいは場所があるとすればその緩和についてでございます。上田エリア、それから松本エリアを結ぶ道路として、通過点ではなくて、やはり青木村にとりましてお客さんを呼び込むような地域の振興に努めてまいりたいというふうに思っております。

何をいつ頃までにということではありますが、今申し上げましたようなそれぞれの時期に課題があるわけでございますので、あらかじめ歩道の整備、交通安全の設置等をこの進捗に合わせてお願いをしていきたいと思っております。

そして、竹内製作所をはじめ企業誘致を期待していきたいというふうに思っております。それから今、竹内製作所が進出することによりまして、右折帯でありますとか取付け道路等

の整備も必要になっております。

今年度は第6次の長期振興計画を策定する年度になっておりますので、この計画策定の中でトンネル開通後を見据えまして、地域の振興策を練るつもりでございます。まずはアンケートを実施することになっておりますが、そういう中でパブリックコメントを含めていろいろ村民の皆さんに参画をいただきまして、アイデアなり等々いただければというふうに思っております。

何よりも地元中の地元でございます入田沢の皆様方には力強い御協力、御支援をいただきたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

ただいま村長から御答弁をいただいた内容につきまして継続取組を期待しております。いろいろな課題がこれからは発生すると思えますけれども、できるだけ早く見える化をして課題に取り組めるように、それから地元、村民のいろいろな情報、それから御意見を受けて完成、進めていただきたいというふうに思います。

これで質問を終わります。

続いて、大項目4、農業の担い手確保と農地利用の取組についてお伺いをしてまいります。

今回、農業の問題について取り上げましたのは、昨年の春先から起きたコロナ禍により海外からの人の往来だけでなく、輸入品が滞り、国内で必要とする輸入物資が入らず、産業、経済に支障を来していることです。中でも食料の多くを輸入に頼っている日本としては大変危惧すべき状況になってくる可能性がございます。

戦後の食糧自給率は90%近くあった日本が令和元年度はカロリーベースで38%、ほかの国に比較をして非常に低い状況です。こうした状況で食料が輸入できなくなったらどうなるか。価格の高騰を招き、ひいては生活が苦しくなることも予想されます。したがっていつまでも輸入に頼るということはリスクとなり、また安全保障上からも避けたいものであります。

しかしながら、国内を見ますと農業従事者は減少し、農地においても耕作放棄地が増え、長期にわたって課題となっております。食糧自給は国民にとって最も大切なことであるにもかかわらず、その基盤となる農業の持続が厳しい状況になってきています。私たちは農業を持続可能な状況にすべく、一刻も早く課題に取り組み、本格的に改善を進めていかなければなりません。

当青木村においても平成24年、第5次青木村長期振興計画10か年を策定し、後期基本計

画5か年は平成29年から平成33年と各施策が行われています。地域全体で持続可能な農業にすることを目指しています。

そこで、以下をお伺いしてまいります。

小項目1、中山間地域における担い手と課題についてであります。

この地域では高齢化に加え、農業収入だけで生活が成り立たないため、実質的には兼業農家としてほかの仕事の収入を農業経費に充てているのが現状であります。ほかの課題もあり、また近年は獣害にも頭を悩める状況であります。

農業に従事する人にとって意欲をそぐ状況では継続していくことは難しく、そうした点において中山間地域を取り巻く環境は大変厳しいものになっています。

そこで、厳しい状況の中でどのように中山間地域の農業が行われているのか、担い手と課題についてどのように把握されているかをお伺いいたします。

小項目2、人・農地プラン実質化の取組、その進捗についてであります。

地域農業を継続して実施していくためには、地域で住んでいる人が農地を将来どうするかを考えていく必要があります。そうした中、現在進めている人・農地プランの実質化には地域にアンケートを取り、農業者が話し合いに基づき地域農業における中心経営体の5年後、10年後の姿を明確にするものであります。

現在、国内の基幹的農業従事者の平均年齢は、令和2年11月公表の農林業センサス概算値では67.8歳であります。中山間地域ではさらに高くなっていると思われまます。年齢的にも体力的にも、あと10年たつと農業を続けられる人は限られてきます。早期に後継者づくりと体制づくりを行わないと間違いなくさらに厳しい状況になってきます。

そのためにも人・農地プランは、今後の地域農業を継続していくための重要なプランとなります。この人・農地プランの実質化取組と進捗についてお伺いをいたします。

小項目3、地域農業の担い手確保の今後の取組についてお伺いをしてまいります。

地域農業が継続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、効率的で安定的な農業経営を行っていくことが最重要課題であります。中山間地域では農業従事者が高齢化する中で農業をリタイアする人が急速に進むことが見込まれます。次の後継者に渡せるこの10年が今後の農業の体制を決める最も大切な時期になるため、できれば青年層の新規就農者を期待したいのですが、これも難しい問題です。

これらを踏まえ、地域農業の担い手確保が当面の最重要課題と考えます。今後の取組についてお伺いをいたします。

○議長（金井とも子君） 稲垣課長。

〔建設農林課長 稲垣和美君 登壇〕

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、1つ目、中山間地域における担い手と課題について御答弁申し上げます。

農業の村の概況でございますが、総農家戸数が541戸、村の農地面積は456ヘクタール、そのうち約半分が水田、残りを畑、樹園地が占めております。

農地利用につきましては、水田地帯につきましてはブロックローテーションの取組に御協力をいただきながら、大規模農家と機械作業、受託組合に集約が進んでおりますが、畑地につきましては山間部が多く、高齢化、労働力不足等によりまして遊休荒廃地化が進んでいると認識をしております。

農地を維持、保全するための地域の取組を後押しするために中山間地域農業直接支払交付金事業を22集落、多面的機能支払交付金事業を6組織で取り組んでいただいております。また、鳥獣対策としまして、地区要望に基づきまして有害鳥獣侵入防止柵設置事業、国の補助事業になりますが、メッシュフェンスの材料支給を行っておりますし、また個人向けでも獣害予防策の村単補助事業など、各種補助事業を活用していただきながら営農継続の支援をしておりますが、農地が連担しておらず、また不整形で農業機械の出入りが困難な農地は借手が見つからないケースが多く、後継者がいない農家の高齢化と相まって、山間地と農地を中心に荒廃農地が増加していくことが懸念されております。

個人営農から集団組織への集落営農まで、幅広く農業者の皆さんに農地の維持保全を図っていただくため、各種補助制度を活用していただきながら、今後できるだけ多くの担い手の方に認定農業者になっていただき、いかに農地を集積、集団化し、営農効率化を高めていくかが課題であると捉えております。

続きまして、2つ目の人・農地プランの実質化の取組と進捗状況でございます。

こちらは令和元年度にアンケートを配布し、令和2年度に集計した結果を3種類の地図として作成をしました。1つ目は後継者調査としまして、70歳以上で後継者の有無を表示した地図、2つ目、貸付け・売却意向調査として貸し付ける意向のある農地と売却する意向のある農地を表示した地図、3つ目は担い手調査として担い手が耕作している農地を表示した地図でございます。

この地図を基に事務局案として、実質化された人・農地プラン案を検討会で御審議をいただきまして、令和2年度末に策定を見、ホームページでも公表をしております。

このプランの中で農地の集約化に関する方針としまして、水田地帯では担い手及び受託組合等に農地を集積、集約化し、農作業の効率化を進め、山間地の畑作地帯では高齢化、労働力不足等による耕作放棄地が増加しているため、省力機械化に適した品目であり、重点作物であるそば、タチアカネの作付による村内農業生産法人への農地の集約化も含め、耕作放棄地の解消に取り組む。また、水田の有効活用による地域振興作物の推進を図るとしてございます。

人・農地プランの実質化自体は整っておりますが、今後実行していかなければ意味がないということで、今後の実行策としまして、今後はこのプランを70歳以上の高齢者で後継者が未定の農地、中心経営体が引き受ける意向がある耕作面積等の情報から両者をマッチングする機会を農業委員会を中心に農地相談会などで開き、より多くの農地の担い手の集積を図るよう進めてまいりたいと考えております。

水田地帯におきましては、担い手間の農地の集団的交換などで集積、集約化し、農作業の効率化を進め、荒廃化が懸念される畑地などでは農業委員会が認定農業者、担い手並びに仲介、あっせんし、流動化を促進してまいりたいと考えております。その際には貸手、借手の間に農業開発公社、農地中間管理機構に入っただき、スムーズな流動化を図ってまいりたいと考えております。

併せてタチアカネをメインとしました青木村の特産物の作付面積の安定的確保を図るため、ブロックローテーションの継続による団地化の堅持、担い手への作業受委託、転作田での排水対策等を推進することにより、収益力向上を図ってまいりたいと考えておりますし、直売所への出荷促進も図ってまいりたいと考えております。

3点目、地域農業の担い手確保に対して今後の取組でございますけれども、議員さんが御指摘のように担い手の確保が大変重要と考えております。そうした中、現在、青木村では1名の方が2年後に青木村での新規就農を目指して、信州うえだファームで研修を始めていただいております。また、別の2名の方は村内の柿農家で研修を受けていただいております。

今後こうしたNPAプロジェクトによる首都圏の潜在的農業人材の誘致、研修を通じた人材育成やデジタル農家信州への登録、農地相談会へのオンライン参加、年齢にかかわらず農業に興味がある方、農機具を所有されていて兼業農家の方が定年後に専業農家へ転身を考えている方、またJAのOBの方、コロナ禍で農業を含めた田舎への移住を考えている首都圏在住の半農半Xの方など、幅広い人材の発掘、情報発信、情報収集をしながら、担い手、中心経営体となる候補者の支援、育成に関係機関の皆さんと協力、連携しながら取り組んで

まいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございました。

御答弁いただいた地域農業の担い手確保、それから多くの研修生に期待をしますところであり、引き続き期待をし、大項目4の小項目3点についての質問を終わり、以上をもちまして、通告をしました大項目4について御答弁をいただいた村長はじめ執行部の皆様にお礼を申し上げ、全ての一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 平林議員の一般質問は終了しました。

◇ 塩 澤 敏 樹 君

○議長（金井とも子君） 続いて、2番、塩澤敏樹議員の登壇をお願いします。

塩澤議員。

〔2番 塩澤敏樹君 登壇〕

○2番（塩澤敏樹君） 議席番号2番、塩澤敏樹です。

通告しました大項目2つについて一括して質問させていただきます。よろしくお願いいたします。今回、初めての質問であります。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に昨年末、12月に小学校で新型コロナウイルス感染のクラスターといいますか、多くの方が感染されました。その際の村の対応が迅速で適切に行われ、大きなことにならず収束することができました。

その際も懸念されていました感染者やその家族、また関係者への、自分はその場に勤めていたわけですが、偏見差別等がありませんでした。このことについては3月議会で教育長からも報告がありました。小学校でお手伝いしている自分にとってもその当事者である担任の先生が心配でありましたが、担任の先生も学校に来るのはちょっと心配だったと言っていたが、でも学校、地域の方たちに温かく迎えていただいて本当によかったということをおっしゃっておられました。

新型コロナ感染拡大とともに各地で偏見差別事象が報告されるようになり、そこで感染された感染者の皆さんは、いろいろ感染者の皆さんに対して受け入れる気持ちを持ち、思いや

りを持って接しようとするシトラスリボンプロジェクトが行われてきました。

このことについては小学校でも担任の先生から子供たちにふだんから話をして、思いやりを持って接しようという指導がされてきていました。また、村内でのシトラスリボンプロジェクトに賛同して、地域の皆さんがリボンを作り、各所に配っていただいたりして啓発をされていました。

感染が出たときも情報電話から感染の最新情報や気をつけることと同時に、村長、教育長から人権についての配慮についても大変しっかり情報を流していただきました。このような村民の皆さんへの呼びかけによって、意識してコロナ感染者、医療従事者への偏見差別をしない対応が村民の皆さんもできたんじゃないかと考えています。

人権問題についてやはり啓発をしていくということは大変大切なことだと考えています。国のほうでも2016年に法律が3つできました。4月に障害者差別解消法、6月にヘイトスピーチ解消法、そして12月には部落差別という名前を使った部落差別解消法というのができました。いわゆる人権三法が2016年にできたわけです。

今年もう一つ、LGBT法が成立する予定でありましたけれども、これについては残念ながら国会では成立しないということになってしましまして、次期になって、すごい残念に思っていますが、いわゆる差別解消に向けての法律が次々と出されてきています。

しかしながら、この法律が出されたことについて自分の近くの村民の皆さんに聞いてもほとんど知らない、どういう内容かねということでもあります。役場の皆さんはいかがでしょうかと思うのですが、部落差別解消法の第5条にも、部落差別を解消するには必要な教育及び啓発を行うものとするというのがしっかり載っています。

先ほどの居鶴議員の中からも正しい知識が差別をなくすために大切なんだという発言がありました。啓発活動は差別や偏見をなくすために大切な活動だと考えます。それを踏まえて、3点質問します。

1番として、村として人権に関するチラシ配布、啓発の声がけ、研修会や懇談会または人権フェスティバルなど啓発活動を行う計画があるか伺います。この啓発活動については村の差別撤廃と人権擁護に関する条例の中の第6条になるかと思いますが、お願いいたします。

2番、人権または部落差別に関しての村民意識調査が長年行われていません。人権に関する村民の現状意識や課題、今後必要なことなどについての意向を把握し、分析し、人権に関する施策を考えるために人権に関する意識調査を行っていただきたいと思えます。これについては先ほどの条例の第5条に実態調査についての項目がありますが、お願いいたします。

意識調査については、先ほどから長期振興計画のアンケートを取られるというので、一緒に取っていただき、3番目として、それを踏まえて青木村の長期振興計画の中に人権についての項目をぜひとも加えていただき、人権に配慮する村づくりを目指しているというところをアピールしていく必要があると考えます。

人権が尊重される住みよい村づくりを目指してほしいと思いますので、以上3点、人権についての啓発活動について質問させていただきます。

続けて、次に高齢者の健康、生きがいつくりについてお願いします。

先ほどから松澤議員や坂井議員からも話がありましたことではありますが、青木村では、先ほども松澤議員からもワクチン接種についての質問がありましたが、高齢者の接種が本当に役場の皆さんや診療所の皆さん、そして加計病院の御協力で大きなトラブルもなく、スムーズに行われて、地域の皆さんにお聞きしても本当にありがたいことだとか、早く打ててよかったという声がほとんどであります。

上田に住む自分の元同僚からは、青木はいいなという、上田は予約を取るだけで大変だったと、取れない、まだ取れないと言っている人たちがいます。高齢者の皆さんに対して本当に安心して暮らせる環境づくりをされていると感じます。

さて、その中で村長さんの挨拶にありました高齢者の皆さんは引き籠ってしまっただけで出る機会が少なくなってきてしまったということでもあります。そこで、健康づくり、生きがいつくりをできない状態が続いているのではないかと思います。

昨年度、村で行っている健康づくりの活動、能力アップほきぼき教室は4回で延べ56人、脳と体のストレッチ教室は2回で延べ42名、能力アップ教室は1回で延べ8名、お口の健康相談は1回で2名、あとについては講座等については行われていないということで、今年のそういう健康講座についての参加者は延べで108名でありました。

今まででいきますと、例えば能力アップ教室だけで見ても、1回に大体平均25名程度、それが12回行われていますので、1つの教室だけで420名ほどの方が参加されているというような状態であります。この方が昨年は全て含めても108名しかいなかった。コロナ禍で仕方なかったんだと思いますが、今年度についてもまだ行いませんかという問合せが村の関係者の方にも届いているようであります。まだ今年度もコロナ禍があつてなかなか実施されていないようであります。

上田市では昨年ほとんど行っていませんでした高齢者学園、ことぶき大学等が今年はまだ始まって、講座が行われています。また、県のシニア大学も始まったという新聞記事がこの

間出ておりました。各公民館での高齢者の教室なども全て十分行われております。それを踏まえて高齢者の健康、生きがいづくりについて質問させていただきます。

1つ目、今、コロナ禍で混乱している様子を見てくるということは大変なんでしょうけれども、今、高齢者の皆さんの健康状態は依然と比べてどのように変化があるのか、把握されているところで様子をお聞かせください。

2つ目、自分としては大きなところに集まるでもなく、小さいところで回数を重ねることが大切だと思います。近くの集まりやすい地域の公民館でいろんな連携をしながら、宮澤係長から、関係機関と連携しながらという言葉が何回も出ました。小さい村ですから本当にお互いに連携することはすぐできるかと思います。そこで包括だけでなく、社協や民生委員、それからスポーツ推進員、また保健指導員等と一緒にプロジェクトを組んで、地域に入っていくという取組をしていただきたい。そこで健康相談、健康づくり体操、しゃべり場、交流する場等をつくるのが大切だと思います。

少ない人数で回数を増やすなどして、各地の公民館に出かけて、地域の方々の顔が見える場所で健康づくりをしていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

3つ目、先ほど、坂井議員からも健康体操について、情報電話で体操を流しましょうと言った。それを含めてお願いします、誰にでも手軽にできる、先ほどラジオ体操を流すと言われましたが、もっと簡単な体操でいいんじゃないかと私は思っています。

今、いろいろ体操をつくるんですが、たくさん入れようとするので皆さん、そんなにやることがない。本当に簡単な体操を幾つか、何項目か絞った中の高齢者向けの健康体操をつくっていただく。それを地域の公民館に行ったときに一緒に練習して、それを有線放送で流して一緒にやっていただく。そうしていくと皆さんと一緒にできるんじゃないかと。長かったり、ちょっと難しかったりするとなかなかやっていただけない。地域の人がちょっと集まったときに簡単にできる、そのようなものをつくってやっているところもありますので、そんなのもお願いできればと考えています。

それにより高齢者、また若い人たちもそうですが、健康貯金というものを増やしていただきたいと思います。コロナ禍だからこそ行わなければいけない生きがいづくり、健康づくりというものがあるかと考えています。

以上、一括して質問しますので、よろしく願いいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 塩澤議員からの御質問に私のほうから3点について答弁をさせていただきたいと思います。

1つは人権啓発についての2番でございます。

人権に関する意識調査についてでございますが、本年度は第6次青木村長期振興計画を策定することになっております。その折に行政分野の様々な視点から重要度あるいは満足度についてアンケート調査を行うことにしております、その分析を踏まえて全体の計画をつくることになっております。

御指摘の人権に関する調査についても重要度、満足度につきまして他の施策と同様な調査を行ってまいりたいということで、もう既に原稿ができておまして、その中では織り込みでしております。

3点目の長期振興計画に人権についての項目を入れて、人権に配慮する村づくりについてでございますが、現在の長期振興計画、後期基本計画ではもう入っております、分野3の教育、文化、スポーツの中の④社会教育、生涯学習の中に人権教育が載っております、あらゆる差別の撤廃あるいは人権教育の指導者の拡大、人権感覚の啓発について提言をしております。

今後、議員御指摘のように人権感覚の育成は重要な施策の1つというふうに考えておりますので、アンケート調査の結果を踏まえた上で人権を尊重する村の姿勢をこの計画の中に生かしてまいりたいというふうに思っております。

大きい2点目の高齢者の健康、生きがいの必要性について答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症、コロナ禍の中で昨年度から大勢が集まった健康教室あるいは講演会等の開催が大変難しくなっております、今年度に入りまして同様の状況が続いております。

このような中、近隣の市町村では感染状況に応じて開催の検討をしているというふうな情報もありますので、我が村といたしましても、村内の感染状況が落ち着いておりますことから、6月9日から感染対策を取りながら、もちろん参加者の健康状況のチェックをしながら健康教室の再開を行っているところでございます。

今後につきまして、感染状況を注視しながら開催を検討してまいります、議員から御指摘いただきましたような、御提案いただきましたような地区の公民館での少人数での健康、生きがいのための健康教室につきましても検討させていただきたいと思います。

○議長（金井とも子君） 杓掛教育長。

〔教育長 杓掛英明君 登壇〕

○教育長（杓掛英明君） 人権啓発についての1番、啓発活動を行う計画はあるかについて、お答えいたします。

5月20日の信毎の記事に青木中学校2年生が視覚障害者や手足が不自由な方の疑似体験を授業で行ったという報道があったところでございます。

このように青木村の小・中学校では様々な視点から人権教育を実施しているところであります。内容は部落差別、障害者差別、性差別、人種差別、ハンセン病差別、学級でのいじめ等でございます。青木小学校でも人権週間を設けて学習を進めております。さらに保護者を対象に人権講演会を毎年実施し、啓発に努めているところであります。

一方、教育委員会といたしましては、子育てフォーラムにおいて自己肯定感をテーマに講演会等を行ってまいりました。虐待を許さないという視点からCAPの活動をお話ししていただいたときは、その内容が好評で次の年の小学校の人権講演会で再びCAPの矢島さんに講演をお願いしております。

講演会や懇談会は多くの方が参加してくれることが重要であると思っております。このようにフォーラムや学校の参観日等の講演会などに組み込むことで一定数の方々に啓発活動ができると考えているため、今後もこのような活動は継続して実施してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（金井とも子君） 小根沢課長。

〔住民福祉課長 小根沢義行君 登壇〕

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、私のほうから高齢者の健康づくり、生きがいづくりについて、2点答弁させていただきます。

まず、高齢者の方の健康状況についてですけれども、新型コロナウイルスにより各種健康教室が昨年来、実施できなくなる中、地域包括支援センターの職員が高齢者の方の健康状況等を確認する中では、人と話す機会がなくなった、なかなか外出する機会がなくなった、運動を継続するのがなかなか難しいといった声が出ており、健康教室がなくなったということ筋力の低下を感じている方もおりました。しかし、特に健康状態が悪化している状況ではございませんでした。

今後もこのような状況が長期間にわたり継続していくということになりますと、家に閉じ

籠りがちになり、筋力が低下し、フレイル状態になることも懸念されるところでございますので、引き続き高齢者の方の健康状況につきましては気をつけて様子を見ていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、高齢者向けの健康体操についてお答えいたします。

だれでも手軽に実施できる高齢者向けの健康体操といたしましては、先ほど、坂井議員からの御質問に答弁いたしましたように、情報電話での体操の呼びかけ、音楽を流すということでございますけれども、試験的に準備しているところでございます。

そのほかにも介護予防のために高知市のほうで考案され、現在、全国多くの地域で取り入れられております「いきいき百歳体操」といったものもございます。現在、実際に全国で行われており、効果等の検証も行われているこういった体操を取り入れることも含めまして、今後どのようなものがよいのかを検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

以上の点で高齢者の皆さんがいきいきと健康寿命を延ばせる村づくり、そして先ほど村長さんが言われました人権が尊重される村づくりをこれからも進めていっていただきたいと思っております。と同時に人権擁護審議委員会があるかと思っておりますので、私もその活動にも期待したいと思っております。

以上で、一括質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員の一般質問は終了しました。

ただいまから暫時休憩時間といたしたいと思っております。

始まりは14時35分といたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時35分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き一般質問を再開します。

◇ 松 本 淳 英 君

○議長（金井とも子君） 1番、松本淳英議員の登壇をお願いします。

松本議員。

〔1番 松本淳英君 登壇〕

○1番（松本淳英君） 議席番号1番、松本淳英です。

事前通告に基づきまして一括方式で質問させていただきます。ただ、回答につきましては一部まとめていただけたらと考えております。

まず、最初にコロナウイルスでございます。先ほど、65歳以上の接種率は91.5%とお聞きいたしました。ワクチンの接種が新規の感染者の減少に効果を出すには、当初、集団免疫ができる接種率70%が必要と言われておりました。ただ、諸外国の事例をみますと30%、第一次として接種しますと感染拡大が止まり、50%を超えてきますと終息に向かうというのが平均的な数字かと思えます。

青木村の65歳以上の人口が90%以上ということ踏まえますと、ワクチン撲滅には程遠いですが、現実的な共存という意味では大きな意味があると考えております。速やかな接種が進んだこと、心より感謝を申し上げます。

さて、65歳以上の接種ですが、8.5%の方はいまだ未接種でございます。この未接種の方の中には健康上の理由でそもそも接種ができない方もいらっしゃいますし、信条上の理由で接種を希望しない人もいるかと思えます。ただ、純粹に接種を希望しているが、まだ接種が終わっていない方も中にはいらっしゃると思えます。現時点でどの程度の方が実際に希望しているのにまだ接種をしていないか、把握しているようでしたら御回答いただけたらと思えます。

また、接種を希望してもまだ接種が終わっていない方に対して、今後さらなる対策、個別訪問による接種等、何か村で考えていることがございましたら、御回答いただけたらと思えます。

次に、65歳未満の方の接種でございます。

先ほど、他の市町村を参考にしながらエッセンシャルワーカーを中心に接種をしていくという回答がございました。青木村においても教育施設や高齢者施設等の人の接種が重要になってくるかと思えますが、これらの施設においては青木村村外に在住する職員もいらっしゃいます。このような方に青木村として接種していくことが可能かどうか、どのような対応を

していくか、お答えいただけたらと思います。

以上、最初の項目について御回答をお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 小根沢課長。

〔住民福祉課長 小根沢義行君 登壇〕

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種に関しての御質問でございますけれども、先ほど来より第1回目の接種率91.5%の方が、65歳以上の方ですが、終了したということを申し上げておりますけれども、残り8.5%の方が接種をいまだしていないということになりますけれども、引き続き、現在、青木診療所のほうで個別接種のほうを継続中ですので、この率については今後さらに上昇してくるというふうに認識しておりますし、議員御指摘のようにやはり接種を希望しないという方もある程度はおります。そういった状況の中を踏まえると、希望者につきましてはほぼ終了に近づいているんじゃないかというふうに認識しております。

もし万が一、接種を希望しているにもかかわらず、接種を受けていないという方がいらっしゃる場合には、引き続き青木診療所のほうでの個別接種のほうで対応が可能ですので、そういった方がもしおられるようでしたら、また御相談願えればというふうに思います。

続きまして、ワクチン接種の優先対象者等についての御質問でございますけれども、まず、現在は基礎疾患を有する方の把握、意向調査等を行っております、そういった方の接種を進めるべく体制を整備しております。

それ以外に、例えば議員御指摘のように施設従事者ですとかそういった方につきまして、村外で住所があり、青木の施設に通っているという方もございます。ですが、コロナワクチンの接種につきましては、大前提といたしますと青木村に住民票がある方を対象に接種を行うということでございますけれども、そういった中でも施設等の所在地のほうで接種を受けることも可能ではございますので、その際はまた御相談願えればというふうに思います。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） ありがとうございます。

引き続き、次の2項目につきましては一括で質問させていただきます。

我が国におきましても接種率は10%が人口比、超えてきました。諸外国の例を取りますと、10%を超えますと経済活動が拡大に向かうステージになっております。コロナウイルスに関しましては、今後守りとともに攻めの両にらみの政策が必要かと考えます。特に観光業、飲

食業の支援というものは言うまでもございません。

昨年6月、レイラインがつなぐ「太陽と大地の聖地」ということで上田市において日本遺産の登録がありました。これに対して、青木村東山道に関連した歴史施設も追加に日本登録にするという動きがありました。残念ながら追加の登録は非常に難しくなっているわけですが、最初の質問としまして、日本遺産以外、登録以外、何か観光の誘致の目玉となる事業を今後、どう講じていく予定でしょうか。

次に、外国人旅行者への対応でございます。オリンピックの開催が危ぶまれている状況においては時期尚早のように感じるかもしれません。ただ、我が国のワクチン接種は他の国に比べて大きく遅れているのも事実でございます。EUでは来月からワクチン接種の証明書を発行し、国境を越えた動きを促すという予定でございます。

来年末には全人類のワクチン接種を目指すという、G7でそのことがうたわれるということも聞いております。意外と早いタイミングにおいて外国人旅行者が我が国にも戻ってくることは否定できないわけでございます。

青木村郷土美術館では一部の日本語表記に加えまして、英語での説明がついております。この他の施設も含めて、英語表記をさらに増やしていくこと、また中国語や韓国語等の多言語化をすることについての見通しをお聞かせいただけたらと思います。

そうは申しまして、拙速な多言語化には問題が付きまします。日本の観光地等へ行きますと、英語表記には間違いが多く見られます。また英語の間違いがないとしても伝わらない英語がよく見られます。やはり外国語が母国語、またそれと同等の語学力を有する人を青木村としても何らかの形で採用し、また活用し、長期的な意味において情報発信を行っていくべきと考えますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

この項の最後の質問になりますが、最近では携帯型の自動翻訳機もございます。限られた状況においては十分利用が可能なものでございます。行政の関係する観光施設において、このようなものを配備することについてどのような見通しでしょうか。

以上、この2項目につきまして質問を終わらせていただきます。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 東山道に関して観光の目玉等について私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

塩田平地域が日本遺産に指定されたことは誠に喜ばしいことであります。お聞きしますと、登録に関しては数回落選したとか数年間かかったとか大変な作業であったというふうに関

ておりますが、結果としてオリンピックにも間に合いましたし、よかったなというふうに思っております。

東山道についてある方から提案がございました。上田市とも連携を取って見たんですが、行政としての盛り上がりはそのときはございませんでした。東山道は1,300年前の酷寒道でございまして、いろいろ歴史的に見るとロマンに満ちた歴史遺産でございます。そういう中に大法寺も含まれているというふうに思いますが、大変これからも大事に観光の目玉等にしていきたいと思っております。

観光の目玉ということについてですけれども、やはり今あるものにどういうふうに付加価値を高めていくかということでもあります。それからもう一つはストーリーをまとめる、ストーリー性を持たせる、それから情報発信量を高めるなどなどが必要でございます。

一例を申し上げますと、入奈良本に恋度神社があります。夫神岳、女神岳、愛染川、和合木、子安地蔵、子育て地蔵、それから安産の神様の子檀嶺神社、坂田金時が生まれたといわれる田沢温泉内湯などなどがありまして、これを横差しにして物語を作って、恋度物語というパンフレットを作って新聞に出していただいたり、お守りを作ったりして売り出したことがありますし、今でも続いているところでございます。

もう一つ、目玉としては義民太鼓がありますけれども、これは義民の村、大きい村を代表することです。一昨年、ある企業のご厚意によりまして20人でアイルランドへ行って演奏で国際文化交流をしてみました。

それから、ある雑誌に投稿しまして、東日本難関山のマップというのがありまして、そこに子檀嶺岳が10位に入りました。こういうふうに単体の観光施設ではなくて、横軸を通して、言い換えれば点を線にして、線を面にしてという回遊性のあるこういった観光地のPRの仕方がいいのではないかというふうに思います。

東山道に関していうと、19年に元気づくり支援金をもらって、上田の方々、青木の方々で東山道ウォーキングマップというものを作りました。それからこれは上田市の一地域の皆さんが東山道、亘理駅、わたりのうまや保存会というのをつくっています。

こういうことでいずれこういった点を線に結びつけていくような活動ができればなというふうに思っております。

大法寺には恐らく時代によって違いがあるかもしれませんが、東山道とあるいは浦野駅跡と相当深い関係があったんじゃないかと思しますので、大法寺の副住職さんがリーダーになってこういうことをやっていただければありがたいなと、こんなふうに思っております。

す。

以上です。

○1番（松本淳英君） ありがとうございます。

東山道につきましては、青木村の起源でもありますし、歴史そのものかと思えます。村民の皆様が自分の故郷に誇りを持っていただくためにも長期的な意味で、見守っていただけたらと思います。

引き続き、次の2項目につきましてもまとめて質問させていただきます。

○議長（金井とも子君） すみません。質問の携帯型翻訳機の件で。

花見課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） それでは、議員さんの御質問の中に外国人旅行者の対応についてということで先ほど御質問ございましたので、お答えをさせていただきます。

1点目でございます。各諸外国の言葉を使えるそれぞれの人材についてということでございます。現在、道の駅あおきでは87か国対応の音声翻訳機を用意してございます。これから青木村としましても外国人との交流人口の増加を期待しているところでございますが、通訳等の人材はまだ財政上、厳しいところでございます。長期的な視点からも今後の研究課題とさせていただきます。

なお、英語対応ができる役場職員もおりますことから、必要に応じ、対応した事例もございます。

それから、もう一点でございますが、郷土美術館などの英語表記の点ということでございます。外国人旅行者が観光文化等を楽しんでいただくためには、情報提供の手段として重要であると理解しておりますが、今後の143号青木パイパス、青木新トンネル等の状況を踏まえまして、広域的な観光を見据え、今後研究してまいります。

3点目の携帯型通訳機の点ということでございます。携帯電話が普及され、その対応する技術進歩も見込まれており、さらに翻訳機能も活用されている状況と思われるので、現状では携帯型通訳機の導入は考えてございません。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 松本議員、どうぞ。

○1番（松本淳英君） 引き続き、簡略のために次の2項目につきましてもまとめて質問させていただきます。

質問が前後してしまいますが、岡石工業地区への竹内製作所の進出についてでございます。

企業進出に伴いまして、周辺村道での交通量の増加が懸念されております。これら交通対策につきまして、先ほど坂井議員のほうから詳細な質問がございましたが、1点だけ追加質問させていただきます。

進出企業と事前協定という形で、特定の道路に乗り入れを禁止するとか、特定の時間帯の乗り入れを禁止する、また制限速度等を自主的に守ってもらうということについて事前協定が既に結んでありましたらお聞かせいただけたらと思います。別に協定までいかななくても話題等になっているか、御指摘いただけたらと思います。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 竹内製作所とは制限速度というところまではいっておりませんが、周辺には相当の交通量が増える、周辺といいましょうか、通勤する社員、荷物の搬入、それから完成した製品の搬出、そういうことで一定量の交通が増えるということで、今、殿戸の付近に右折帯、工場の入るところに右折帯、工場と143の間に取付け道路、それから今、一番南側に村道がありますけれども、その拡幅、そういったことを工事をするを前提で竹内製作所には了解を取り、なおかつ道路管理者、一部道路管理者となります143の県との協議を進めているところでございます。

○議長（金井とも子君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 申し訳ございません。私の質問が悪かったかもしませんが、追加質問でもしよろしければさせていただきますが、よろしいでしょうか。一括質問になっておりますが、ここらで追加の形で質問させていただいて、今の質問について。

○議長（金井とも子君） 今の岡石地区の。

○1番（松本淳英君） そうですね。すみません。

○議長（金井とも子君） それではどうぞ。

○1番（松本淳英君） 私の質問が悪かったのかもしませんが、国道以外の道で道路の乗り入れ等に関する協定というのは今のところないという理解でよろしいですか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 制限速度とかそういうものについては特に、あるいは幅員をどうするとかというのは協定ではなくてその都度ということで、今言いましたような3つの路線について幅員、構成等々を今、協議をしておりますし、それから管理者であります県あるいは県警と協議を進めております。

○議長（金井とも子君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） ありがとうございます。理解不足で申し訳ございません。

引き続き、竹内製作所の進出についてですが、恐らく関連企業の青木村への進出も期待されるかと思えます。現時点で関連企業が実際に青木村への進出の打診があるのか、御説明いただけたらと思えます。また、これらの関連企業に対して個別に何か既に具体的な誘致施策を講じているかどうか、また今後どのような予定であるか、御説明いただけたらと思えます。

また、誘致施策におきましては、今後、法人税率や再生エネルギーの活用が非常に重要性を増してくるかと思えます。村税法人税割につきましては6%ということで、周辺市町村に比べて、青木村が標準税率ということで一番低いと理解しております。企業誘致という意味では大変魅力的な数字でございますが、また評価されるべきではありますが、一方で財政運営の問題もございます。今後、長期的な意味でどのような視点に立って、この税率のほうを設定していくか、お考えをお聞かせいただけたらと思えます。

また、カーボンニュートラル社会を踏まえまして、製造業においては再生エネルギーの活用が死活問題となってくるかと思えます。農業、環境との調和という意味で大変難しい問題になってくるかと思えますが、今後、再生エネルギーを企業誘致のためにどのように使っていくか、再生エネルギー促進地域の指定等、将来的なことを考えまして、どのような視点で再生エネルギーを利用していくかということについてお答えいただけたらと思えます。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 竹内製作所の進出に関して、関連企業もしくは下請企業の青木村への進出の状況についてでございますけれども、青木村には、本気度は分からないんですけども、そして下請なのか関連なのか、それもよく分かりませんが、竹内が出るということを前提で数社照会がございました。そのうち1社は竹内側に聞きましたら、ぜひ用地があるならばということで、ちょっと具体的にはまだ申し上げるような段階まで来ておりませんけれども、それをお受けする形で今、協議を進めさせていただいております。

今後、そういうことがいろいろ出てくるかと思えますけれども、いずれにしても竹内に限らず、いろんな企業が出てくるのが想定されますが、再三申し上げておりますようにいろいろ調整しなければならないことがありますので、一方ではたくさん出てきていただきたいという気持ちと、それから農業や環境との調和あるいは交通と調和しなければならないという、その断面から慎重に検討していきたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 多田防災危機管理監。

〔会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監 多田治由君 登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、私のほうからは法人税率の関係についてお答えしたいと思います。

法人税率について安いかどうかという話になりますけれども、法人税率につきましては基本税法に法人税割の標準税率については100分の6と定める。ただし、法人税率を超えて課す場合においても100分の8.4を超えることができないと規定されております。

このまま読みますと、8.4%までは上げてもいいのではないかと、そういうふうになるわけですが、課税に当たってはいろいろと配慮すべき点も多くございます。現在の長野県下においても半数以上にわたります45市町村が標準税率を使用している状況であります。青木村も標準税率で6.0%ですが、上田税務署管内においても上田市が7.4、東御市が7.2、坂城町は8.2、千曲市、長和町が6.0、青木と一緒にございます。そのような状況を鑑みまして、現在の時点での税率としては妥当だと考えております。

今後についてでございますけれども、先ほど議員さんの質問の中にもありましたけれども、青木村自身も大変財政的に厳しい状況ではあります。健全化の判断比率と評価の中では健全財政を保っていること、それから企業が青木村を選択する際の要件に標準税率であることがあればPRのポイントにもなると考えておりますので、当面、税率についてはこのままとしたいと思います。財政状況ですとか社会情勢等、総合的に判断していきたいと考えております。

○1番（松本淳英君） 再生エネルギーの活用についてどのような形で企業誘致に結びつけていくかということについて、お答えいただけたらと。

○議長（金井とも子君） 花見課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） 大変失礼いたしました。

再生エネルギーの関係でございますね。カーボンニュートラルの関係ということもございます。具体的な施策は青木村としましてもこれからと認識しております。2050年までのカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた取組が求められており、青木村の自然から太陽光、水力、風力など可能性のある資源を生かし、具体化する必要性がありますので、関係機関との連携、情報を踏まえ、研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） ありがとうございます。

企業誘致につきましては、先ほど以来ハードルが高いということは聞いております。村民

との丁寧な対話を続けまして、引き続き積極的な誘致を進めていただけたらと思います。

以上をもちまして、私からの質問は終わりとさせていただきます。

○議長（金井とも子君） 松本議員の一般質問は終了しました。

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（金井とも子君） 続いて、4番、宮入隆通議員の登壇をお願いします。

宮入議員。

〔4番 宮入隆通君 登壇〕

○4番（宮入隆通君） 議席番号4番、宮入隆通です。

さきに通告しました2点につきまして質問させていただきます。

1つ目、誰もが暮らしやすい青木村についてということで伺います。

SDGsについて、また人権のことについて同僚議員からも質問がありましたが、いじめや差別のない村のために行っている教育について、このことに関しましては、先ほど塩澤議員への答弁がありましたので割愛させていただきます。

いじめについてなんですけれども、子供たちだけの問題ではないのではないかと考えています。大人の世界の中にもあらゆるハラスメント事例があるようにいじめがあると考えています。青木村での今までの事案とその対応、そういったことがありましたら、子供以外のことも含めましてお願いします。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 最近の事案ですと、最も緊急な事案が新型コロナ感染者に対する誹謗中傷が起きないようにするという昨年度の件でありました。幸い、青木村ではそのような差別事案はどこにも起きなかったと考えております。青木村の人々の優しさや判断力の確かさ、冷静さが改めて証明された事案だと考えております。

また、そのためには、今回のように情報電話やメールなど様々な方法を用いて、丁寧な正確な情報発信が重要だと感じたところでございます。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 私もやはり教育の部分とそういった情報の伝達というか、情報としてちゃんと伝えてあげることが非常に重要だなと今回のコロナウイルスのことに関して

も非常に強く感じました。

子供たちや大人、高齢者、障害を持つ方、移住者の方たち、海外から来た人など、様々な人たちが現在は暮らす青木村となりました。多様性を認め合う社会のために村としてどのような考えを持っているのでしょうか。お願いします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今回の御質問は、我々が今まで取り組んできました人権の問題のうちの連続であるというふうに認識をしているところでございます。

いうまでもなく、人権とは全ての人が生まれながら持っている幸せに生きるための権利というふうに理解しております、一人一人の個性が尊重され、みんなが明るく暮らせるための社会をつくる必要があるというふうに考えております。

そして男女という、男、女という性別ではなくて、年齢、職業、身体状況、国籍に関係なく誰もが互いの人権を認め合い、一人一人が個性あるいは能力を十分に発揮できる男女共同参画社会でありたいというふうに思っております。この結果が誰もが暮らしやすい青木村になる、表題のところにつながるというふうに思います。

青木村の人口は約4,300人でございますけれども、その考え方あるいは行動様式、人口の数だけ、人の数だけあるなというふうに思っております。自分の考えしか認めなかったり、あるいは他の選択をした人を非難するとか、そういうことがない社会にしたい。あらゆる多様性を出し合って全体で一つにまとまる。つまり、1人ができることは限られているので、生活をするためには必然的に協力し合う関係になりたい、そんな村でありたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） そういった多様性を認め合うという意味合いで、理解のある青木村ということですが、皆さん、プライド・マンズとあって、日本だとプライド月間と聞いていますけれども、そういった言葉を聞いたことがありますでしょうか。

今、まさに6月がそのプライド月間に当たり、アメリカをはじめ世界各国でLGBTQプラスの権利の啓発についてのイベントが行われています。レインボーフラッグを掲げたパレードなど御存じの方も多いかと思います。日本でも最近では性の多様性に関してメディアで取り上げることも多くなってきています。

2018年10月に全国20歳から59歳の個人6万名を対象に行われた調査によると、LGBTQプラスに該当する人は8.9%、LGBTという言葉の浸透率は68.5%となったとのことで

した。この浸透率は2年半ぐらい前のデータですので、もう少しまた上がっているんじゃないかと思われませんが、ただ、まだ日本では受け入れられていない現状があって、世の中的にも改善されるべきが多いのではないかと、そういったこともあってメディアで今、取り上げられることが多くなってきていると思うんですが、そういった社会の流れがあると思っています。

よく問題とされるのが、そういったLGBTの方たちの同性カップルの方が例えばアパートなどを借りる際には認められないということがよくメディアで取り上げられるんですけども、そこで質問なんですけど、例えば今、青木村では同性カップルの方が村営住宅を借りるということは可能なのでしょうか。お願いします。

○議長（金井とも子君） 花見課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） 現在、青木村村営住宅に入居することはできません。青木村村営住宅の入居者の資格では現に同居し、または同居しようとする親族、婚姻の届出はしないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含むと決められております。親族関係や婚姻が前提となっているため、同性カップルの皆様におかれましては村営住宅に入居することはできない仕組みになっております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 今、ルールがそうなっているからだということなんですけれども、いま、やはりそういった当時者の方たちが本当に一緒に住むことができない。もちろん法律がそうだったり、そういった決まりがあるからなんですけれども、でも当時者にとっては非常に大きな問題となっています。青木村でも今、そういった多様性を認める青木村ということではありますが、まだそういったところまでは至っていないということだと思います。

この同性婚のこと以外にも、上田市議会では、例えば選択的夫婦別姓制度について法制化を国が積極的に議論するように求める意見書というものが議会で全会一致で可決しているなど、県民、自治体でも要は夫婦の在り方であるとか家族の在り方、そういったことを議論されている状況であります。

こういった同性婚のこと、事実婚のことなど問題点があるわけなんですけど、そういったことを青木村としてはどのように捉えて、考えているんでしょうか。お願いします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 婚姻に準じた事実婚というのは、最高裁で同性カップルも法的保護対象とするということが3月19日の最高裁で了という決定をされたというふうに承知しており

ます。地裁でありますけれども、札幌地裁で同性婚を認めないという民法の規定は憲法違反という判決も出たということでございます。

子育てを目的として男女が結婚するのではなくて、人生をよりよく生きるための結婚は尊重されてもいい、そんな時期に来ているのかなというふうには思います。しかし、社会的には認められない部分もありますし、法的にも、例えば相続権、配偶者の控除、相続税の税額軽減、配偶者のビザ、こういったことが認められていないわけでございます。まだ法律上の課題もあるなど、そんなふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） いろいろそういった問題点を抱えていることではあるんですが、全国では平成27年から渋谷区でパートナーシップ制度が始まり、長野県では松本市が今年の4月からパートナーシップ宣誓制度が始まっています。今、東京都全体として検討するということがなんかもニュースで報道されています。

一人一人がかけがえのない個人として尊重され、生き方を認め合い、自分らしく暮らす、そういった社会の実現を目指していく自治体が増えてきています。青木村でもこういった同性婚や事実婚のパートナーシップ制度の導入について検討が必要だと、もうそういう時期に入ってきているんじゃないかと考えていますが、青木村としては今、どういう考えでいますでしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 同性婚あるいは事実婚、パートナーシップ制度の導入についてでありますけれども、自治体がそういう検討を始めたところが出てきたというのは、今、御質問にありましたとおり、私も承知しているところでございます。

いずれまた裁判所の判決が、先ほど申し上げましたように出てきておりますので、民法などを含めた法整備あるいは関係法規が整備されるということをご期待したいというふうに思います。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） そういった当時者の方たちがなかなか身近でないということもあって、なかなかそういった人たちの気持ちになれない人たちというのも多いのかもしれませんが、私なんかも友達の中には何名かそういった方たちがいて、ただ普通の人なんですわね。

これはLGBTQプラスの当時者の方の言葉です。この世界には性別は男性と女性の2つだけではないということを常に頭の片隅に置いておくことが男性か女性のどちらかでしかい

られないという社会を変える第一歩になるのです。この第一歩を青木村も踏み出す時期に来ていると感じているのは私だけではないはずです。

続いて、2番目の村内を巡る仕組みについて伺います。

このコロナ禍において観光業界は非常に厳しい状況にあると考えます。なかなかたくさん観光客を受け入れる状況にもないとは思いますが、このコロナ禍の状況における観光客の行動分析、そういったものをどういうふうに見ていますでしょうか。

○議長（金井とも子君） 花見課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） 個々の観光客の行動分析を村としては具体的にはしておりませんので、データはございません。ただ、先ほど来お話ししておりますが、昨年度からの観光客が青木村にどのような形で来られているのか、数字的にいろんなキャンプ場、昆虫資料館、また宿泊施設の状況などから見ますと、大幅にかなり減少してきているというふうに理解しております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 大きな打撃を受けている、このような状況の中ですが、村内で新たに複数のカフェが開店するなど動きがあります。観光の形もコロナの後では、今までとは少し変わってくるでしょう。今まで以上に個での、個人とか数名でのとか家族だけ、家族の単位だけの旅行、そういった旅行が多くなり、また滞在型が増えるというのが大方の見方です。

3年後には今まで以上に海外の方が日本に観光しに来るだろうと、そういったことを推測している専門家の方もいて、ある専門家の方なんかも断らなきゃいけないんじゃないかというぐらいたくさん来てしまうよと、そんなことを考えている方もいらっしゃいます。

観光スポットを訪れて、道の駅に寄って帰るという形から、もう一歩深く青木村を楽しむ仕掛けが必要だと考えています。最近ではカフェで出すコーヒーもこだわっていたり、店内の雰囲気も各店舗で工夫され、お客様を迎えるおもてなしの心を感じられるようになってきているのではないのでしょうか。

都心部では以前よりカフェブームといったものがあって、好きな人は1日、三、四店舗回って、それぞれのカフェを楽しむという。ただおいしいコーヒーを飲むだけではなくて、プラスそういうカフェに行くこと自体が観光になっていたりします。人と人とが触れ合う場としてカフェも機能していて、そこのオーナーさんとお話をしていくということだけでも青木村のことを知ってもらうことができたりします。

タチアカネそばのそば巡りに加えて、カフェ巡りも観光となり得ると思います。先ほど村

長が点を線、線を面にと、そういったお話もあったように、そのような村内を巡るための仕組みが必要と考えますが、どう考えていますでしょうか。お願いします。

○議長（金井とも子君） 花見課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） 観光でのおもてなしの心は大変大切なことと理解しております。今、お話がありましたように、これからの観光の仕組みとしましてはやはり滞在型の観光や点から線へ、線から面へと回遊性を持って村内を巡っていただく仕組みが必要な時期であると認識しております。タチアカネそばのお話もありましたが、カフェも含め、今後何かの展開を図らなければいけないというふうには理解してございます。

村では青木村食べ物屋さんマップ等を作成し、飲食に関わるPRもしております。青木村に訪問される方のニーズ、また受入れ側の体制とかいろんな面で課題があろうかと思えます。このような今、現にあるマップ等の有効活用を含め、今後の研究課題とさせていただきます。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） ぜひ検討いただきたいと思うんですが、今、何か新しい事業を行う際には必ず考えなければいけないことがあります。先ほども話題になりましたが、脱炭素化のことです。このことを常に意識しながら考える必要があります。

私は観光面でもそのことを強く打ち出していく必要があると感じています。例えば今まではシェアサイクルとかというと、こんな青木村の山のところで自転車で誰が乗ってくれるんだなんて、そういう話もあったかと思うんですが、今では電動アシストの、坂道も簡単に楽に登ることができたりします。

また、白馬村や大町市などでは、電動のシェアビークルといった小さな電動自動車を使った新たな観光の提案をすところが出てきています。カフェ巡りやそば屋巡りを各観光スポットと結びつけるツールとして、脱炭素化も一緒に打ち出してやってみるといのはどうかと考えています。そういったシェアサイクルであるとか、シェアビークルによる脱炭素化と観光の両立ができないでしょうか。お願いします。

○議長（金井とも子君） 花見課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） 観光と脱炭素化の両立でございます。やはりこれからの時代、キーポイントになるのかなというふうに考えてございます。観光スポットとしましては議員さんがおっしゃるとおりでございますけれども、やはり村の施設、景観、また文化財なども当然観光スポットとなつてまいります。

そこに、今、お話がありましたカフェとかそば屋さん、飲食の関係とか様々な要素がある

中で結びつけをつけながら巡るいろんな仕組みづくりをこれから研究しなければいけないかと認識しております。

今、例にありましたように白馬村とかいうお話がありましたが、やはり観光自体のそのような仕組みづくりの母体ですね。今、考えますとやはり母体が行政だけでなく、民間、またいろんな地域の住民の皆様、いろんな皆様の協力を得なければ恐らく難しいだろうというふうに考えておりますので、またそれに伴った国の制度、そういうものもいろいろこちらも模索しながら、今後研究していきたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 例えばカフェとかそばとか、そういった食のことというのは、食文化という言葉があるぐらい文化だと思うんですね。そういったものをやっぱり1つのカテゴリーとして盛り上げてあげるとするのは行政の1つの役割だと思っています。

しかしながら、先ほどもおっしゃったようにその地域の人たちとか全てが行政がやることを私自身も求めてもいませんし、そういったことを期待はしていないんですけれども、みんなが盛り上げることで地域の人たちも関わってくれれば。でも、そういう最初の部分というのはやっぱり行政の最初のアクションというか、そういったものが私自身は必要だと思いますので、そういった意味合いでのアクションをお願いしたいなと思っています。

話題は変わりまして、青木村の公共交通であります村営バスですが、平日日中のフルデマンド化によって以前より利用者が増えたと聞いています。利用者の方も非常に便利になってよかったとおっしゃっている方が非常に多くて、私もうれしく思っています。

また、観光客でも利用できるということになっていますが、なかなか周知されていないんじゃないかとも思います。コロナ後も見据えた運行のことについて今から考えていく必要もあるだろうと考えていますが、こういったフルデマンドバスと観光客を結びつける、そういった仕組みが必要と考えていますが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長（金井とも子君） 片田課長。

〔総務企画課長 片田幸男君 登壇〕

○総務企画課長（片田幸男君） フルデマンドバスですけれども、現状のところは第1には村民の皆さんの足の確保というところに軸足を置いて動き出しているというところがまずです。ところが、今、御指摘のとおり、これまでに比べますと観光客の皆さんにも大変利用しやすい形態になっているんだなというふうに認識をしています。

実際にもバスターミナルから温泉地へ輸送させてもらったり、温泉地間を輸送した例もあ

りますし、逆に温泉地から帰りに道の駅まで、あるいはバスターミナルまでというような形で御利用もいただいております。

御提案の趣旨は大変よく分かりますし、大切なことだなというふうに感じています。観光客に視点を移しますと、そもそも今、土日運行していないけれども、その運行をどうするのか、じゃ車両は大丈夫なのかとか運転手を増やさなくていいとか、実際やってみただけでも利用者はどのくらいいるんだというようなことの課題も出てくるわけでございます。

このフルデマンドの仕組みをスタートさせて、今、半年というところでございますので、現状の仕組みの中でまず観光客の皆さんにも利用していただけるような、先ほど御指摘いただいたPRの方法も含めて、ホームページなんかで比較的分かりやすく説明している、紹介しているというふうに思っているんですけども、そんなことを考えながら利用者や引き続き運転手の意見を聞く中で、今後の検討課題というふうにさせていただければと思います。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 皆さんが使いやすいフルデマンドバスになってほしいなと思っておりますが、利用者の方からどうしても当日予約ができないんだけれどもということで、そこがもしできるともっと使えるのになと聞くんですが、例えば観光と考えたときにやっぱり時間的にきっちり決まった形でなかなか到着できないとかいろいろあるんですけども、現実の予約のとおりになかなか来られないとかそういったこともよくよく考えられるんですが、そういったことを考えると、いろんなルールを作らなければならないとは思いますが、当日予約というのが何らかの方法でできないかなと思っております。

こういったフルデマンドバスの当日予約の要望があるんですが、そういったことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（金井とも子君） 片田課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 今、御質問のとおり、原則、前日の夕方5時までということでご予約をお願いしているところでございます。しかしながら当日でも予約が入っていなければ臨機応変に対応させていただいているという事実も実はあるわけでございますけれども、予約をいただくことで、やはり事前にお迎えに行く場所が確認できたりですとか、途中の道路状況を確認できたりですとか、それとまた御自分の時間に御希望の場所へお運びすることができるといったようなことが可能になってくるということで、そういう考えの下に行っているわけでございます。

また、例えば特定の人が本当に今、タクシーのように利用されて、逆にほかの人の利用に

影響を及ぼすというようなことも懸念される材料の1つなわけでございます。利用者やこちら側の運行側の混乱を避けるためにも、できれば今の原則方法でお願いしたいなというふうに思っているわけですが、先ほど申し上げましたとおりスタートしたばかりでございますので、今後の利用状況、また皆さん方の御意見を伺う中で改善が必要な部分については順次検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） そういった運行状況を見ながら、常に改善をしていっていただけたらなと思います。

そういった様々な人を乗せる村営バスなんですけれども、フルデマンドバスというのは足腰に障害のある方からは、乗り降りするときちょっと大変だったなと感想を持つ方がいらっしやいました。安全のためにも乗りやすいもののほうがよいと考えます。

座席が低いとか乗り降りしやすいタイプなど、次にもし車両購入などする際には、そういった障害のある方にもある程度配慮した車両を検討していただけたらなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 片田課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 昨年度、このフルデマンドバスを運行するに当たりまして導入させていただいた車両については、一応、ステップですとか手すりなんかを配備しておりまして、高齢者等の利用に配慮した仕様ということで購入した経過がございます。

障害者の皆さんとかというお話の中で、現状の村営バスの運行形態では法の規制もあつたりして運転手は介助ができないような仕組みになっております。したがって御自身で乗り降りができることを前提としているわけでございます。

障害のある方でも御自身で乗り降りができる方あるいは車椅子でも介助してくださる方が同乗していただけるような場合ならば御利用いただくことが可能という仕組みになっております。

御自身で乗り降りを前提としている以上、今、御指摘のとおり、より乗り降りがしやすい設備が必要だということでございます。従前からの古い車両もまだ残っておりまして、この更新時期も恐らく数年後には来るといふふうに思われますので、その際にはやはりより安全に乗り降りができることを第一に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 宮入議員の2項目目、村内を巡る仕組みについて総括して答弁をさせ

ていただきたいと思うんですけども、今の御質問の趣旨は、観光客が青木に来たら青木の中で楽しく豊かにお金を落として観光してもらいたいという、クローズしたいという趣旨の御質問でありますけれども、広域連合で毎年、関東、関西、北陸などでアンケートをしています。その傾向を見ると、長和町へ行きたい、東御市へ行きたいということではなくて、例えば神社仏閣を見たいとか山に登りたいとか花を見たいとか食べ物を食べたいとか、それから釣りをしたいとか温泉に入りたいとか、目的別になっているんですよ。

前回の善光寺の御開帳で、えっと思ったのは善光寺の地元の人が幾つかのコースを作りました、御開帳に来て。目からうるこだったんですが、高遠の桜を見て、善光寺の御開帳を見て、高田の桜を見てと、こういうツアーを組んでいるんですね。ああこういうやり方があるのかなというふうに思いました。

最近の傾向とすると、率からいうと、数からいうと、どうも1つの地域の目的を持って、例えば前山寺を見て、八角の三重塔を見て、大法寺の三重塔を見てという観光客、そういう目的を持った観光客もどちらかという、アンケートの内容から見ると多いのかなというふうに思いますので、今、宮入議員が御質問いただきましたことも大事にしながらもそういった目的を持った方々に、いわゆる行政界を超えた、あるいは地域として連携した観光客の対応も十分していかなければならないなというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 村長に総括をいただいたのであれなんですけれども、私が本当に言いたかったのは別にカフェだけのことを言いたかったわけではなくて、一つ一つを見たら、もしかしたら観光地としてじゃないかもしれないけれども、まとまれば観光地になったり、もしかしたらお店同士って本当はライバルかもしれないけれども、実は仲よくすれば、1つのビジネスというか、観光にもなるし、自分たちのことにもなるし、何かそういったことが。

カフェの話もしましたけれども、いろいろな業界があるわけなので、そういったことをみんなが手を結び合うような仕組みというのを、観光であるとか青木村の産業として最終的には生かせるような形で、村としてバックアップしてもらえたらなと思っております。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 宮入議員の一般質問は終了しました。

通告のありました9人の議員の質問は、これで全て終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（金井とも子君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

散会 午後 3時34分

令和 3 年 6 月 1 5 日（火曜日）

（第 3 号）

令和3年第2回青木村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和3年6月15日(火曜日)午前9時開議

- 日程第 1 議事日程の報告
- 日程第 2 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3 報告第 2号 令和2年度青木村土地開発公社事業報告について
- 日程第 4 報告第 3号 令和2年度繰越明許費繰越計算書の報告について(青木村一般会計)
- 日程第 5 議案第 1号 青木村工場立地法地域準則条例について
- 日程第 6 議案第 2号 令和3年度青木村一般会計補正予算について

出席議員(10名)

- | | | | |
|----|----------|-----|---------|
| 1番 | 松本 淳英 君 | 2番 | 塩澤 敏樹 君 |
| 3番 | 平林 幸一 君 | 4番 | 宮入 隆通 君 |
| 5番 | 坂井 弘 君 | 6番 | 松澤 正登 君 |
| 7番 | 金井 とも子 君 | 8番 | 宮下 壽章 君 |
| 9番 | 杓掛 計三 君 | 10番 | 居鶴 貞美 君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------|----------|--|---------|
| 村 長 | 北村 政夫 君 | 教 育 長 | 杓掛 英明 君 |
| 総務企画課長 | 片田 幸男 君 | 参 事 兼
商工観光移住
課 長 | 花見 陽一 君 |
| 住民福祉課長 | 小根沢 義行 君 | 会 計 管 理 者 兼
税 務 会 計 課 長
兼 防 災 危 機 監
管 理 | 多田 治由 君 |
| 建設農林課長 | 稲垣 和美 君 | 教 育 次 長 兼
公 民 館 長 | 宮下 剛男 君 |

保育園長	成 沢 亮 子 君	住民福祉課兼 地域包括支 センター長	高 柳 則 男 君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	上 原 博 信 君	建設農林課 課長補佐兼 建設係長	小 林 義 昌 君
税務会計課 課長補佐兼 資産税係長	奈良本 安 秀 君	建設農林課 課長補佐兼 上下水道係長	横 沢 幸 哉 君
総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長	塩 澤 和 宏 君	総務企画課 課長補佐兼 企画財政係長	小 林 利 行 君
住民福祉課 課長補佐兼 保健衛生係長	早乙女 敦 君	総務企画課 課長補佐兼 庶務係長	宮 澤 俊 博 君
商工観光課 課長補佐兼 商工観光係長	小 山 明 之 君	住民福祉課 課長補佐兼 住民係長	奈良本 いずみ 君
総務企画課 課長補佐兼 総務係長	小 林 宏 記 君		

事務局職員出席者

事務局長 片 田 幸 男 事務局員 小 林 宏 記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（金井とも子君） おはようございます。
定刻になりましたので、本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（金井とも子君） 本日の日程は、報告第1号から審議、採決を行います。各案件の説明が終了しておりますので、質疑、討論、採決の順で行いますのでよろしくお願いいたします。
-

◎報告第1号の質疑、討論、採決

- 議長（金井とも子君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

なお、報告第1号につきましては、1項目から10項目までありますので、1項目ずつ質疑をしていただき、討論、採決は一括で行いますので御承知ください。

1項目、青木村税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（金井とも子君） 1項目め、質疑なしと認め、1項目め、終了します。

2項目め、青木村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。
質疑のある方。

〔発言する声なし〕

- 議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

2項目め、終了します。

3項目め、青木村介護保険条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

3項目め、終了します。

4項目め、令和2年度青木村一般会計補正予算（第7号）の質疑に入ります。

質疑のある方。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） よろしく申し上げます。

7ページ、8ページ、歳入に関わる部分であります。款11項1目1節4、いずれも交通安全対策特別交付金となっているものですが、これについて50万円の減額皆減という御説明で、令和2年度の交付はなかったためであるという御説明だったかと思いますが、この交付金はどのような事業を行ったときに交付をされる仕組みになっているのか、当初、交付予定を見込んで予算化した際には、実施しようと考えていた事業は何であったのか、また、当該事業を実施した際の村の負担割合というのはどれくらいなのか、教えてください。

○議長（金井とも子君） 小林補佐、お願いします。

○総務企画課課長補佐兼企画財政係長（小林利行君） 御質問いただきました交通安全対策特別交付金でございます。こちらにつきましては、令和元年度に引き続き、令和2年度も交付金はありませんでした。

こちらにつきましては、いわゆる交通違反等の反則金が原資となっております。各自治体に配られるものでございます。

青木村におきましては、こちらの交付金を活用しまして、道路標識あるいは道路等の標示、速度を落とせというですね、そちらのほうに充てさせていただいております。令和元年度、令和2年度、こちらの交付金がなかったものですから、全て村費で道路標識等、充てさせていただきました。

以上でございます。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 25ページ、26ページですけれども、医薬材料費が700万円減っているというのと、インフルエンザの予防接種が減っているということですが、通告してお

けばよかったですけれども、これについて今回、私、前にも聞いたことがあるかと思うんですけれども、コロナ対策によってマスクをすとか、いろいろな効果がでてきたのかなというような気がしますけれども、これだけの減額というのは、何かほかの原因があったのかどうか、お聞きできればと思います。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 一般的に考えられているのは、やはりマスクの着用、手洗い、3密の回避等、いわゆるコロナ対策を実施したことによりまして、その結果としましてインフルエンザにかかる方が減ったということがありますので、予防接種もまあ減ったというふうに考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） ほかにありますか。

宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 18ページの地方創生臨時交付金事業費の18番、負担金補助金及び交付金、この中の001負担金、修学旅行のキャンセル料としてということで入ってきているお金かと思うんですが、これはその修学旅行のキャンセル料のどの部分を対象とされて、どういった割合とかそういったことになっているのでしょうか。

お願いします。

○議長（金井とも子君） 塩澤補佐。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室長（塩澤和宏君） お答えします。

今回の増額分は3回ですか、キャンセル等延期があった経費の積み上げの増加分について16万円お願いしているわけですが、中身については、ちょっとこちらの交付金担当では把握しておりません。増えた分が16万円ということでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（金井とも子君） ほかにありますか。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 先ほど杳掛議員が質問したところと重なる部分がございますが、25、26ページ、医薬材料費のことについては、先ほど課長からインフルエンザ予防接種の部分が減った部分というふうな御説明がありましたけれども、そのすぐ下に風疹予防健康診断委託料、これについてもかなり使っていない形になるかと思いますが、これらについて、コロナの影響で受診控えのようなことでこうなったのかなと思うところですが、そうした健診を受け

なかったことの影響、そういったようなことについてはどんな様子なのか教えてください。

○議長（金井とも子君） 早乙女課長補佐。

○住民福祉課課長補佐兼保健衛生係長（早乙女 敦君） それでは、お答えいたします。

風疹の関係につきましては、2年度、3年度という限られた2年間の対象年齢も絞った中での対象の方を想定しておりましたもので、対象の方が全員来ることを一応見越した上で、対象者全員分の予算ということでマックスで見えておりましたもので、金額としても、受診されなかった方もいた中で、残ってしまった分も出てきてしまったということでございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） わかりました。

○議長（金井とも子君） ほかにありますか。

宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 17、18ページになりますけれども、運行管理費のところ、負担金補助及び交付金のところで683万円の増額ということになっております。千曲バスへの分だというふうにお聞きしたんですが、もう一度、内容を詳しくお願いいたしたいと思いますが。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） こちらの負担金につきましては、今、議員さん御指摘のとおりでございます、運賃低減バスの事業に関わります村の負担金となっております。

この事業、平成25年の千曲バスの実績をベースにしまして、運賃低減にしたことによって千曲バスが減収になった分を、上田市と青木村で負担割合を決めて、千曲バスに負担をしているという事業なんですけれども、御承知のとおり、昨年度につきましてはコロナの影響で利用者が大きく激減をした、学校が休校になったりとか、そのような形の中で負担すべき金額が増えたというのが現状でございます。

○議長（金井とも子君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 最近の新聞等見ましても、千曲バスも大分経営が苦しいようで、そちら路線が廃止になっているというのをお聞きしていますので、今後とも、やはり村民の足として上田までのバスは大変必要かと思っておりますので、また今後ともよろしく願いたしたいと思っております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 答弁よろしいですか。

ほかにありますか。

[発言する声なし]

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

4 項目め、終了いたします。

5 項目め、令和 2 年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の質疑に入ります。
質疑のある方。質疑はありませんか。

[発言する声なし]

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

5 項目めは終了します。

6 項目め、令和 2 年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第 2 号）の質疑に入ります。
質疑のある方どうぞ。
質疑はありませんか。

[発言する声なし]

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

6 項目め、終了します。

7 項目め、令和 2 年度青木村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の質疑に入ります。
質疑はありませんでしょうか。

[発言する声なし]

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

7 項目め、終了します。

8 項目め、令和 2 年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の質疑に入ります。
す。
質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

8 項目め、終了します。

9 項目め、令和 2 年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）の質疑に入ります。
質疑のある方。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

9 項目め、終了します。

10項目め、令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、報告第1号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎報告第2号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、報告第2号 令和2年度青木村土地開発公社事業報告についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑はありますか。

居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） それでは、お聞きをいたします。

10ページのところで、借入についてJ A信州うえだから3億6,030万円ということで、備考欄に手形貸付けがありますが、この内容的なものについて、まずお聞きいたします。内容といっても期日がどうなのか、金利がどうなのかとか、もろもろ含めてでございますが、まず1点お願いします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 金利というお話ですけれども、各金融機関は金利を公表していますか。いろいろ。やっていますか。

○10番（居鶴貞美君） 公表しています。一般的には。

今回は、金利については、もしあれでしたら結構です。というのは、関連してその前に、利息が108万2,113円となっておりますよね。それから、今の金額から推測すると、何%くらいになるかなというのが推測で出ましたので、その点もちょっとお聞きをしたと、こういうことです。まあ金利については上々で結構ですが、それで、今の108万2,113円、そうすると、私の解釈では令和2年11月30日に手形貸付けで実行されたということで、よろしいでしょうか。

そうすると、この108万2,113円が令和3年、今年の11月29日期日というふうになっていると思うんですが、この手形貸付けの期日と、言わばこの11月29日が同じ日なのかどうか。その点はいかがですか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 金利につきましては逆算していただくということで、お願いをしたいというふうに思います。

それから、期日につきまして、借入期間につきましては、御質問のとおりでございます。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） すみません。ちょっとお答えづらいことをお聞きしまして申し訳ありませんが、それでちょっと別の関係でもう1点だけお聞きをしたいんですが、7ページに白山霊園墓地3区画とございます。これあの、ずっとこの3区画が動いていないというか。ですから、これの見通し的なことをちょっとお聞きをしたいのですが。現在、どういうふうな形になっていて、これがいつ頃売れるのかどうか。この点についてお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、白山霊園の関係についてお答え申し上げます。

御存じのとおり、提案説明でもお話ししましたとおり、現在3区画がまだ売却に至っていないという状況でございます。

令和2年度中の動きでございますが、購入したいというお問合せも数件ございました。そのうち2件の方については実際現地まで御案内をして御紹介したところなんですが、議員さんも御存じの場所でございますが、駐車場が整備してあるものの、そこから実際の霊園の区画までがかなり急傾斜地ということで、特に高齢とか足の悪い方が登って行くには、なかなか

か場所が急峻な場所というところで、実際、御案内すると駐車場があるのはいいんだけど、現地の区画に行くまでになかなか歩くのが大変だというような事情から、販売に至っていないというようなことをございまして、今後、必要があれば理事会等で販売の価格等についても再検討する中で、売却を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

松本議員。

○1番（松本淳英君） 11ページの販売管理費の内訳についてお伺いいたします。

この年度において一時的に発生した費用等ありましたら、具体的な額を教えてくださいと思います。

○議長（金井とも子君） 以上でいいですか。

○1番（松本淳英君） はい。

○議長（金井とも子君） 着席願います。

稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） こちらも、当初の提案説明で申し上げましたとおり、今回、大きな事業としましては、令和2年度それから3年度への繰越しという形で、当郷地区の岡石の造成地の整備事業というものを行っております。

そうした中で、平年と違った支出ということになりますと、やはり設計会社の設計監理委託料、それから、工事請負会社に払う令和2年度につきましては、工事請負費のうち30%の前払い金、また、関係する不動産鑑定士への鑑定委託料等々、岡石の造成事業に係るものが一時的な支出として、平年とは違ったものがあるということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

松本議員。

○1番（松本淳英君） そうしますと、販売管理費につきまして、こちらの額が一時的に大きく増えているということで、事業のほうが終わりますとこちらの額が少し下がってくるという理解でよろしいでしょうか。販売管理費です。11ページです。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） そのとおりで結構でございます。

○1番（松本淳英君） ありがとうございます。

○議長（金井とも子君） ほかにありますでしょうか。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

質疑を終結、討論省略、報告第2号の採決を行います。

本案は、原案どおり承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

よって、報告第2号 令和2年度青木村土地開発公社事業報告については、原案のとおり承認されました。

◎報告第3号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 報告第3号 令和2年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）を議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

質疑を終結、討論省略、報告第3号の採決を行います。

本案は、原案どおり承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

よって、報告第3号 令和2年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）は、原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第1号 青木村工場立地法地域準則条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

松澤議員。

○6番（松澤正登君） それでは、2点ほどお聞きしたいと思います。

1点は、不勉強で申し訳ありませんが、環境施設とはどういうものを指しているか、まずはお聞きしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 花見商工観光移住課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） 環境施設につきましては、周辺地域の生活環境の保持に寄与するような管理がなされているものということとして、噴水、池、その他の修景施設、屋外運動場、広場などございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） 規定では、緑地面積が実際には最大20%ですか、それが5%に緩和をされる、それから、緑地面積を含めて環境施設面積が25%というものが10%に緩和をされるということでございますけれども、今のお聞きしていると、例えば今度、岡石地籍に工場が来るに当たって、当然、周りの環境、地価、立地条件等からすると、周りがみんな緑であったりいろいろするものですから、あまり運動場ですとかそういった施設がいないのかなというふうにも考えますが、そういう中でこの緩和された、例えば緑地面積は5%ですか、それから環境施設面積は10%以上と、こういうふうになったとする。何かそういった面からの根拠があるのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 花見商工観光移住課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） 今回の緩和についてということでございます。

そもそも、青木村につきまして、今回は対象区域ということは村全域を対象にしております。新しい企業の誘致の関係、また、現存する今回その工場立地法に基づく特定控除も対象となります。現在、村にある企業の皆さんも、このような条例の制定によりまして、また再構築できるのかな、しやすくなるということも考慮しております。

それで、5%の関係でございますが、やはり企業の来られる方、また、村内の企業の複数の方からも、少しその辺の話の相談などもある中で、これからやはり、村としても企業について地域の活性化を目指すためにも、この緩和化措置を取ることによって、これはさらに村

のためになる条例であるという認識の中で進めております。

例えば、緑地の5%につきましては、本来ですと工場立地法によりますと緑地は20%、その緑地を含む環境施設ということで25%ということになっておりますが、法律によりまして市町村が準則をつくることによって、それを緩和する措置ができますよということになっておりまして、県内でもありますし、また、全国のレベルでも工場立地法に基づく平成30年のデータですけれど、全国でも工場立地法に基づく第4種地域というのがありまして、青木村はその4種地域に該当するというので、議員さんおっしゃられたように、自然に囲まれているという中、また、工場の周辺に森林や河川、環境施設が存在していると、その区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さいという中で、国としては緑地を5%まで緩和することができますよということですので、村としてもぜひ進めたいということと、先ほど申しました全国の中でも、工場立地法に基づくこの第4種都市計画区域以外の自然に恵まれた環境の中でということでは、全国で約7割が約5%を活用しているという状況でございますので、村としても最大限を配慮する中で5%にさせていただいたという経過でございます。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 加えて答弁させていただきたいと思うんですけれども、企業誘致を今までたくさんやってきました。いろいろ具体的になったときに、いろいろ税制の話だとかいう中に今のテーマのことも聞かれて数字を言います。そういう中で、工場を新設しようという企業は、たくさんの自治体と比べてみて知っているものですから、青木村きついですねということは何回か言われております。

それから、もう一つは、花見課長からも答弁ありましたように、青木村にある既設の工場から、増設したいんですけども隣が買えないとか、段差があるとか、山だとかということで、何かこれを撤廃してくれれば増設、工場の再開発という言葉があるんですけれども、まあ再開発できるんですけども、こういう相談を複数の社からも言われております。

まあそんなことがありまして、今回、機会もありましたので、条例のお願いをしているところでございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。よく分かりました。ぜひまたこれからも御努力いただいて、私もこれにつきましては賛成の1人として考えておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） お願いいたします。

3点質問いたします。

1点目、ただいまの村長はじめ課長のお話で分かった部分はあるんですけども、本条例案を提出に至った経緯、なぜ今なのかということについて教えてください。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御覧のとおり、今、竹内製作所が実施設計中であります。そういう中で、もともとの数字と今回の条例案を出したそのタイミングというのは、先ほど松澤議員にお答えしたのに加えて、竹内製作所が実施設計中なので、これにどういうふうに活かしたらいいか、どうやったらいいかというタイミングの中でお願いをしております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 2点目の質問です。

先ほど、花見課長のほうから全国的には4種地域に該当するものについては5%が7割という話を承りましたけれども、県内の状況はいかがでしょう。条例制定をしている市町村、どれくらいあるのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 花見商工観光移住課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） 平成30年の状況でございますけれども、工場立地法に基づく条例等の設定状況ということで、14市町村ございます。

そのうち、第4種に都市計画も当然準則として要綱を定めているところもあるんですが、その中で、第4種区域の中で5%につきましては、6市町村が5%として緑地化をそのように制定しております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） もう1点お聞きします。

都市計画法第8条第1項第1号の網が今回はかかっていませんが、この理由を教えてください。

○議長（金井とも子君） 花見商工観光移住課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） お答えいたします。

今回、区域の指定の関係ということでございますが、基本的には国の緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準というものがございまして、その中に1種から4種区域までござい

ます。

その中で第1種区域、2種、3種とございますが、第1種区域につきましては住居の用に併せて商業等に供される区域と、第2種につきましては住居の工業的なものについて、また、第3種は主として工業等に供されている区域ということでございます。

第4種区域、都市計画法第8条第1項第1号に定める用途地域のない定め、青木村は都市計画区域がございませんので、この第4種の設定の中で、都市計画法第8条第1項第1号に定める用途地域のない定めのない地域につきましては、その中で第4種区域として設定することができる区域として工場の周辺に森林や河川等が存在し、その区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さい地域であることという項目の中で、該当をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） それでは、よろしくお願ひいたします。

ただいま質問したことに関わりながら、反対の立場から討論をいたします。

まず、本条例案、審議すべきであるというふうに考えるのであれば、今、竹内製作所が実施設計に入っているというお話でしたけれども、本来的に考えるのであれば、造成工事着工前から、この点については審議すべきであったのではないのでしょうか。

昨年3月議会において、私は一般質問で本村の環境保全条例の問題点を指摘し、これについて現在検討が進められており、本年9月議会において改正条例が提案されるというふうな運びになっているとお聞きをしています。少なくとも、こうしたことと同じ段階で審議されるべきであったのではないのでしょうか。

誘致企業の設計段階に至って、急遽、条例案が出されるということは、誘致企業の便宜を図るための条例化であるというほかはないのではないのでしょうか。行政の基本姿勢として問題があると言わざるを得ないように思います。誘致企業の付度、歩み寄りというふうにとら

れかねません。

また、条例案は本来的には岡石地区の全体的工業化のビジョンの中で検討されなければならない内容であるかと思えます。そうしたビジョンが明確になっていない現段階で結論を出すことは、今後大きな禍根を残す危険性をはらんでいないでしょうか。

あわせて、本条例案が今議会で審議されていることは、ほとんどの村民が知らずにいます。拙速に結論を出すべきではないと考えます。

以上、1点目の反対理由です。

2点目の反対理由。県内の条例制定の状況ですが、ただいま花見課長からお話があったとおり、14自治体のみがこの準則条例を制定しているという状況であるとお聞きをいたしました。

私もできる限り本県の状況を調べてみましたが、全ての自治体について例規集が公開されているわけではありませんので抜け落ちているところもありますが、77自治体中46自治体で例規集について公開されておりました。これを見ますと、花見課長のお答えと似た形で、現在15の自治体がこの準則条例を持っているように見受けました。

まさに、この準則条例を持っている自治体は圧倒的に県内では少ないというふうに言えるのではないのでしょうか。かつ、村としてこれを制定しているのは南箕輪村、宮田村、大桑村の3つだけです。

工場立地法に抵触する工場がないというふうな理由があるのかもしれませんが、県内の圧倒的多くの自治体は準則条例を制定しておらず、すなわち、工場立地法そのものに依拠して、緑地面積率20%、環境施設面積率25%を保持、順守しているのが現状です。

また、青木村の準則条例では、先ほど花見課長からありましたように、緑地面積率100分の5、環境施設面積率100分の10としておりますが、準則条例を制定している本県15自治体のうち、同様の基準まで下げている自治体は7自治体であり、残る8自治体は基本的には100分の10、100分の15を基準にしています。青木村条例案より厳しいといえますか、率の高い緩和基準を採用しているというのが現状です。青木村は率先して緩和基準を最低値にするべきではないと考えます。

3点目の理由です。

都市計画法第8条第1項第1号の規定に関わって問題点を指摘します。

先ほどの花見課長の御答弁、第4種該当地域であるからというふうなお答えを承りました。さて、その都市計画法の第8条第1項第1号には、そこで規定している中で、この規定を

外しているのは大桑村のみです。ほかの自治体の準則条例は都市計画法に基づいてというふうなことで、これが入っております。

大桑村のみが青木村と同様の措置ということで当該区域を村全域としておりますが、まあ実体的には先ほど花見課長がおっしゃったように、青木村は都市計画法の規定に係る地域ではないということは承知をしておりますけれども、だからといって、都市計画法の規定を全く外してしまうということには疑問が残ります。

現に存在する青木村環境保全条例の施行規則には、都市計画法にのっとりた規定が挿入されています。これと均衡をもつべきではないでしょうか。

また、都市計画法における準工業地域と工業地域、工業専用地域の別、先ほどの花見課長のお言葉で言えば第1種と第2種の違いになるのかと思われませんが、その違いは何かといいますと、準工業地域は主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するために定める地域に対して、工業地域は、その環境の悪化をもたらすおそれがないという文言を外した形での、主として工業の利便を増進するため定める地域、またさらに、工業専用地域はさらにくくりを外し、工業の利便を増進するための地域というふうな規定になってございます。

言うなれば、準工業地域よりも工業地域や工業専用地域のほうが、工業地化がより進んだ地域というふうに読み取ることができるように、私には思われます。

一方、他の自治体の準則条例を持つ自治体の条例では、一般的に工業地域、工業専用地域よりも準工業地域の緑地面積率、環境施設面積率のほうが高くなっています。言い換えれば、環境保全が行き届いている場所ほど、緑地面積率、環境施設面積率を高くしていることになります。

こうした考え方を取るならば、環境保全が高度な地域である青木村の緑地面積率、環境施設面積率もまた、最低限の値にすべきではなく、より高い率にすることのほうが妥当ではないかというふうに考えます。

4点目の理由です。

上田市との均衡です。隣接する上田市の準則条例では100分の10、100分の15とされています。一方、青木村の準則条例案では100分の5、100分の10です。このまま条例化されれば、すぐそばの上田市浦里地域と隣り合わせの当郷区、環境はほとんど差がないにもかかわらず、緑地面積率、環境施設面積率について差をつけることとなります。

以上、るる申し上げましたが、このほかにも問題点を内包していると言わざるを得ません。

本準則条例案には多くの問題が内包されており、本議会において拙速に条例制定するべきではないと考えます。

よって、本議会においての条例案制定には反対をいたします。

以上です。

○議長（金井とも子君） ほかに反対討論ありますでしょうか。

[発言する声なし]

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（金井とも子君） 討論終結、議案第1号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（金井とも子君） 賛成多数。

議案第1号 青木村工場立地法地域準則条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 議案第2号 令和3年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 11ページ、12ページの商工費について2点ほどお伺いいたします。

まず1点目でございますが、観光費の観光施設設備工事110万円、貯水タンクということですが、村長の冒頭の挨拶の中にも、この表に載っておりますように、夫神登山ステーション貯水タンク設置工事ということで計上されております。どのようなものなのかお聞きいたします。

○議長（金井とも子君） 花見商工観光移住課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） 夫神岳の山麓に公衆トイレが用意してございます。

その中で、あそこは簡易水洗トイレということで処理に水を使っているという状況でございます。以前より水は利用しているところでございます。まあ自然水を使っている中で、どう

しても最近水を確保できなくて水が使えないという状況でございますので、あそこに雨水を利用した貯水タンクを用意するというところで、2トンの容量のタンクを用意しまして、地中に埋めて雨水をそこにためて、それを再利用するという方法を取らせていただくものでございます。

○議長（金井とも子君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） では、飲料用ということではなくトイレ用ということで、解釈でよろしいですね。

○議長（金井とも子君） 花見商工観光移住課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） 水道水ではございませんので飲料水には使いません。

○議長（金井とも子君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 次、2点目ですが、下の移住定住促進費ということで500万円、5件分とお伺いいたしましたが、5件は申込みなり予定が入っているものなんですか。

○議長（金井とも子君） 花見商工観光移住課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） 既に問合せ自体3件きております。ただ、まだ審査前の相談でございますので、これからの状況を見て、正確に来るか分かりませんが、一応問合せいただいているという状況でございます。

通年ですと、問合せしていただいた中で、何とか申請が上がってくるかなということで、あとどうしても予算がある中で、近年ちょっと問合せとか申込みが多いものですから、予算がなくてしばらくお待ちいただいているという件が結構ございますので、2件ほどは余裕を持たせていただいて、500万円ということで取らせていただきました。

○議長（金井とも子君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 大変結構なことであるのかなと思います。先日も、私のところに1件お見えになって、お子さんが2名いらっしゃるということで、青木村にお子さん連れで来ていただくというのは非常にありがたいことだと思っておりますので、今後とも推進していただきながら、一人でも青木村の人口が増えていただけますように、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君）　　お願いします。

同じページで一つ、6番の子育て世帯への臨時の関係であります、これ当初予算になかった事業だと思うんですが、主にどのような事業を計画しているのかというのと、それからその前に、交付金というのはどのような内容なのか、御説明をお願いします。

○議長（金井とも子君）　小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君）　新型コロナウイルス感染症によりまして、低所得の方が生活に厳しい状況にあるということで、児童扶養手当の受給者ですとか、それ以外にも住民税非課税の方に対しまして1人当たり5万円の給付金を行うということでございます。費用につきましては、全額10分の10国庫負担で行う事業でございます。

　　以上です。

○議長（金井とも子君）　ほかに質疑ありますか。

　　居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君）　　8ページをお願いいたします。

　　民生費の社会福祉総務費ですが、負担金の中に社会福祉協議会負担金8万円がございます。この関係についても一般質問でもさせていただきましたんですが、ちょっと、まずお聞きをいたします。

　　まず1点目ですが、この関係につきまして、この8万円と関連するかどうかでお聞きをいたしますが、政府が予備費から13億5,000万円、地域女性活躍推進交付金追加措置をされました。この関係で8万円を計上されたのかどうか、関係があるのかどうか、まずお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君）　小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君）　今の、10ページの民生費の社会福祉総務費の負担金の社会福祉協議会負担金8万円増額ということでよろしいでしょうか。

　　これにつきましては、社会福祉協議会のほうで昨年度から行っております生理用品の配付について、村としても支援ということで負担金として計上しているものでございます。

○議長（金井とも子君）　居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君）　　そうすると、今の私の質問に関しては関係ないということでよろしいのでしょうか。

○議長（金井とも子君）　小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君）　直接関連しているものではないということでございます。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） そうしますと、今、私が申し上げました13億5,000万円のこれについて、村のほうに何か、あるいは県のほうからこの関係について何か御連絡等おありかどうか、まずお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） すみません。事前にお伝えしていなかったのですが、この件はまた後日でもよろしいのですが、今のこの社会福祉協議会に8万円を生理用品ということでお出しになりますが、この8万円について、この金額の根拠、8万円を算出された理由等お聞きをしたいんですが。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今の話題が世に出てから、社会福祉協議会のほうからいろいろ相談を受けました。相談を受けてその事業の内容についてはお伝えした中で、額的に足し算をしていくと8万円ということでございます。

それで、初めてのことなので、小学校、中学校で統計を取って、社会福祉協議会3か所で配付しますが、統計を取っていただいて、それからまた議会に相談することがあるかもしれませんし、このまま済むかも分かりませんが、1回目でありますのでこれで様子を見ていこうということになっております。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 実際に、私もこの青木村の状況を全部把握しているわけではなかったのですが、そういう観点からお聞きをしたんですが、既に、この前も報道されたとおり小中学校へ30パックとか支給されるということで、先日、片田課長のほうからも災害用の備蓄品のほうからは、まだそちらのほうは使わないというお話もありましたんですが、いずれにしても、これからそういう要望が出てきましたら積極的にやっていただきたいということです。

回答は結構です。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

松澤議員。

○6番（松澤正登君） それでは7ページ、8ページです。

諸収入の雑入の中で、宝くじ自治総合センター助成金ですとか市町村振興協会の助成金が回っております。これは宝くじの助成金というふうに呼びまして、非常に我々各自治体にお

きまして、こういった助成金によっていろいろなことが配布されているようなことで、非常にありがたいわけでありますけれども、このちょっと、中身と言いますか仕組みと言いますか、そういうのをちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども。

宝くじは年に何回かされていまして、今は青木でも販売をされているというような状況の中で、この宝くじの助成金の率と言いますか、どういう形の仕組みでこの助成金が市町村に来るのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） 議員さん御指摘のとおり、宝くじの収益金の中から市町村に交付をされている事業でございます。

今回お願いしておりますのは、自治総合センター助成金についてはコミュニティー助成金ということで、地域とか団体とか村とかが行うコミュニティー事業に役立てるということで、この事業の上限が250万円ということで、毎年、区長会等で区の要望等をお聞きする中で250万円マックス頂こうということで、事業を上げさせていただいて、このたび採択になったということで、ここで補正をお願いしているものでございます。

その下の市町村振興協会、こちら宝くじの原資は同じなんですけれども、こちらは消防団の関係で予算を上げていたもの、これも最初は同じコミュニティー助成事業のほうで上げていたんですけれども、そちらではなくてこちらで面倒を見ますよということで、こちらの市町村振興協会のほうからその分については採択をいただいたということで、併せて今回補正をさせていただいたという状況でございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） 宝くじですけれども、これはあれですか、青木村でいっぱいみんなが買えば少し助成率が上がってくるのか、そういうことはあるんですか。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長（片田幸男君） これ、県が取りまとめと言いますか、ですから長野県内で買っていただくということがやっぱり重要だと思います。全国で県に配分されてきたのをまた市町村に配分というような形になると思いますので、積極的な御購入をいただくと、市町村振興にもつながるといふことで御理解をいただければと思います。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。

○議長（金井とも子君） ほかに何か質疑ありますでしょうか。

宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 9ページ、10ページの総務費9番、地方創生プロジェクト事業費の役務費の手数料、タチアカネ登録商標の費用と伺っています。これの使用の範囲とか何か制限されるものとか、何かありましたら教えてください。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） タチアカネは御案内のとおり、長野県の試験場が栽培し作り始めたものでございます。種子法だと記憶しておりますけれども、これで商標登録することによって、県との話合いの中で、その種を優先的に青木村で種子にする種を頂くということになっております。そういう約束の中で、この額を積み上げさせてお願いをしております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 登録商標とかちょっと説明では聞いた記憶があったので、登録商標というと、一般的には商品を販売するようなときに、タチアカネというのをほかの人たちが名のれないようにするためのようなものと私自身は理解しているんですけども、ちょっとそのこととはちょっと違ったものだという理解でよろしいでしょうか。

○議長（金井とも子君） 暫時お待ちください。

稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） こちらの商標登録ということで、御説明したとおりでございます。

今後の使い方について、内容とするタチアカネソバという文字、それから、タチアカネの花と実を図案化したものをこちらを登録、今回させていただいたということで、たしか1度これでやると10年ぐらいの期間、また延長というような形になると思います。

じゃ、これでしたことによって今後どんな活用かというところについては、県のほうに発明協会というところがあって、そちらのほうから今後来ていただいて、ほかの市町村とかも含めて、どんな利活用をしていったら今後活用、促進、あるいはPRになるのかというようなことも含めて、アドバイスをいただきながら進めていきたいということで、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 失礼しました。先ほどはちょっと違う報告でございましたので、私の発言は取消しとさせていただきます。

○議長（金井とも子君） ほかに、宮入議員。

○4番（宮入隆通君） そのタチアカネのことなんですけれども、商標登録することで村内の事業者の方とかが活用していただくことを前提とはしているかと思うんですけれども、事業者の方が使うことが制限されるようなことがないようにだけ、配慮いただきたいと思います。お願いします。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） どなたでも御利用いただけるということで、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますでしょうか。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 2点お願いします。

1点目ですが、11、12ページ、款6の商工費、項1目1節12委託料の太陽光発電施設設置業務委託料についてですが、美しい村づくり条例の景観資産の見直しというふうな御説明だったかと思います。その具体的な内容を教えてください。

○議長（金井とも子君） 花見商工観光移住課長。

○参事兼商工観光移住課長（花見陽一君） 今回お願いしている件でございます。

美しい村づくり条例の中で、11条に区域を指定する文言がございまして、区域を指定したところに限ってさらに突き詰めるような要綱になってございます。

その中で、区域をどのように、具体的には指定をすればいいわけではございますが、それにつきましては地域の皆様の同意が必要とか、いろいろ文言がございましてけれども、その区域の指定の仕方がどのようにやるのかという点もございまして、もともと美しい村づくり条例につきましては、村独自条例でございまして、太陽光発電施設の立地規制ということが、そこまでは突っ込んでおりませんので、全体、近況、社会情勢とかいろいろなことを踏まえまして、もう少し具体的に何か強化としてできるものがないのかどうかを検討したいということと、あともう一つ、これは私のほうのヨシゴウで取っておりますが、全体の中で村でも太陽光に関する要綱がございまして、いろいろな意味の中でトータル的に各課連携する中で、少し議論をしたほうがいいのかなということで、専門の業者を交えてそのような場面を設けたい、そのような委託の経費ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 分かりました。太陽光発電に関わる施設について強化を図ることも一つの目的というか、そういうことになっているということで理解いたします。

2点目の質問ですが、13、14ページ、9教育費の中の10の五島慶太未来創造館費に関わることで、およそほとんどが、企画展というふうなことに費やされる費用であるというふうにお聞きをしたかと思えます。

企画展については大変いいことだなと思っているところですが、夏にナウマンゾウ展というふうにお聞きをしました。その企画意図は何なのか。春先に、今年ですけれども、村の埋蔵文化財の発掘調査が行われたかと思えますが、これとの関連性はあるのか、というか、関連性をつけたらいかかかなと思っているところなんです、併せて、発掘調査の成果はいかがだったのか、その発掘品等について展示すると、そういうような計画はないのか。

できればこうしたことと併せて行えばどうかということも含めてですが、質問いたします。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） ナウマンゾウの企画展のそもそもの経緯は、村民の方からナウマンゾウの骨が青木で見つかったんじゃないかという問合せが昨年ありまして、調査をしていった結果、なかなか面白いことが分かってきたということで、これは企画展をしようという、そういう経緯でこの企画展になったわけです。

五島慶太未来創造館ということなので、子供たちの未来を見据えて、青木村に誇りを持ってもらうという意味から、青木村を新たに発掘するという立場で考えたところであります。

さらに、今、埋蔵文化財調査をしております、本当に面白いことが分かってきましたので、その調査をした方に私のほうから、ぜひどこかで講演会をやってもらえないかなということをお願いしてあります。それがこのナウマンゾウと一緒にできるかどうかは、ちょっと今のところ分からないんですが、確かに、調べてみると様々なことが分かってきたところで、これはぜひ講演会に結びつけたいなという思いはございます。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ぜひ、そのようにしていただきたいと思えます。埋蔵品の展示なども機会を設けてやっていただけたらなと思うところです。内容的には期待をしたいと思います。

以上です。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 同じく13ページ、14ページの教育費の中学校費の学校管理費の学校施設工事で、電話交換機の交換と伺っています。43台の電話とも伺っていますが、どのような電話を交換する予定なのかをお願いします。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 中学校の電話機がもう30年ほど経ってしまったということで、やはり対応年数を超えているということで、以前から中学からはお願いされていまして、今回のお願いになったということで、全体の交換機と各受話器を交換するもので、あまり大きな変化はないというか、そんな感じで古いものを新しいものに変えるという感じで考えております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 例えば今、病院とか公共の場の電話の使い方で、学校の先生にいかどうかっていうのは、ちょっとまた僕の中では判断がつかないんですけども、企業とかそういったところもそうですけれども、小さなコミュニティの中で使う電話機としてPHSみたいなものを個人で持ってやるような運用の仕方というのが、電話を交換していく際というのは、そういう時代の流れ的にはそういったことがあるんですが、今回は各先生の固定の電話を交換したのみという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 基本的には、現在、各教室に1台ずつある受話器を交換するという事で、持ち歩きということではないというふうには思っております。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） お願いします。

同じ9ページが一番下、児童措置費についてであります。年度当初の予算から3か月で増やすということは、医療給付関係が増えたということでしょうか。その状況、子供たちの医療についてお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） これにつきましては、柔道整復に係る福祉医療費につきまして令和3年の8月から現物給付になるということで、それに関する、いわゆる受給者証の印刷ですとか受給者証の送付、そういったものに係る経費等をここに計上しているということでございます。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） お願いします。

給付を必要とするお子さんが増えているということになるわけですね。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 子ども医療費につきましては、平成30年の8月から現物給付方式ということで導入されておりましたけれども、柔道整復師につきましては、自動給付方式を継続してきたという経緯がございます。しかし、先ほども申しましたように、令和3年8月からは、柔道整復師の施術療養費にも現物給付を導入するというので、今回の補正を上げた次第でございます。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

○議長（金井とも子君） ほかに何か質疑ありますでしょうか。

松本議員。

○1番（松本淳英君） 今回、令和3年度予算におけるコロナ対策事業について、お伺いいたします。

地方創生臨時交付金のことなんですが、国からの配付についてどのような状況だったのかということ、少しお話しただけたらと思います。

交付限度額の算定におきましては、人口・事業所数を基礎に感染状況に基づいて算定することだったかと思えます。青木村の感染状況が今回の交付額の算定において、どのように影響したのか、その背景を少し教えていただけたらと思います。

○議長（金井とも子君） 塩澤事業推進室長兼課長補佐。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室長（塩澤和宏君） はい、お答えします。

地方創生臨時交付金のこれまでの交付状況についてお答えします。

まず、令和2年度につきまして第一次補正分ということで、5,561万7,000円。算定の基礎は議員さんおっしゃられたとおりです。人口ですとか財政力、また、感染状況や医療の状況に応じて、地方交付税交付金と同じような数式で算定されるような内容になっております。

2次分につきましては1億8,236万4,000円、こちらが令和2年度分になります。

3次補正につきましては、青木村は新年度ですぐ補正予算を組みまして、令和3年度に実施ということで、その金額が9,037万7,000円というような状況になっております。

以上です。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許可します。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、議案第2号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第2号 令和3年度青木村一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（金井とも子君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することを決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第2回青木村議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時13分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員

令和三年

第二回〔六月〕定例会

青木村議会議録

令和三年

第二回〔六月〕定例会

青木村議会議録